

第1章 全体構想

1 都市概況の整理

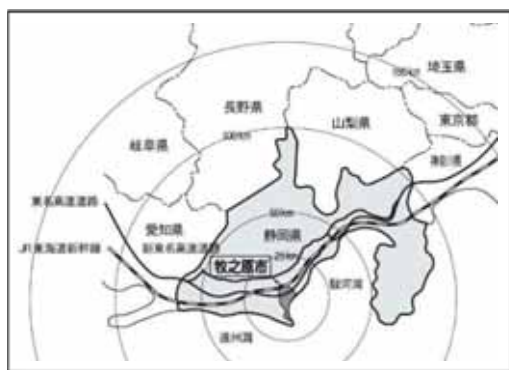
(1) 都市の現況

① 自然条件

静岡県の中西部に位置し、牧之原台地と沖積平野等からなり、陸海空の交通体系を備えた都市

ア 本市は静岡県の中西部に位置し、駿河湾の海岸線から牧之原台地にかけて広がっています。面積は11,169haです。

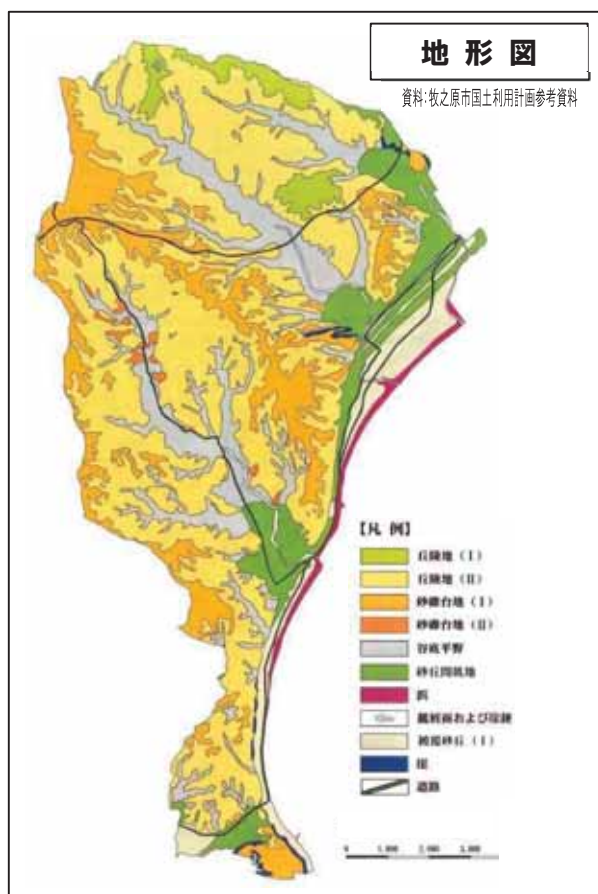
イ 静岡市、浜松市へは約40km、東京へは約150kmの位置にあり、東名高速道路により静岡市、浜松市まで1時間以内、東京までは3時間以内で結ばれています。



ウ 市北部には東名高速道路が横断しており、相良牧之原インターチェンジが設置されています。国道150号等の道路網に加え、富士山静岡空港や重要港湾の御前崎港、これらを連絡する国道473号相良バイパス等、陸・海・空を連携した交通ネットワークが形成されています。

エ 本市の地形は、主に牧之原台地、海岸、河川沿いの沖積平野等により構成されています。

オ 市内には、萩間川、勝間田川、坂口谷川など二級河川が12河川、準用河川が60河川流れています。



② 歴史

平成 17 年に相良町と榛原町の対等合併により牧之原市が誕生

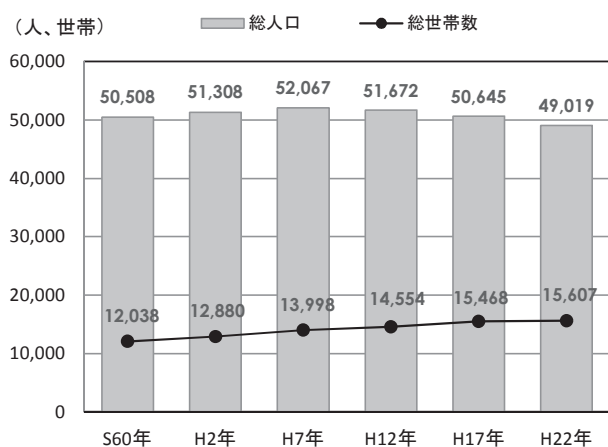
- ア 本市には、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が多く残されています。
- イ 荘園時代、戦国時代を経て、江戸時代の 1758 年(宝暦 8 年)、田沼意次が相良藩を統治し、29 年にわたり田沼時代が続きました。相良城築城に伴う城下の町並み・街道の整備、農工生産の商業活動が推進され、積み出し港として発展した駿河湾に隣接する各港は、江戸と大坂を結ぶ航路の中継地として発展し栄えました。
- ウ 明治期より、牧之原地区を中心に茶生産が広がり、経済発展を支えてきました。また、太平洋岸唯一の油田である「相良油田」が活況を極めました(昭和 30 年に廃止)。
- エ 平成 5 年に東名高速道路相良牧之原インターチェンジが開設され、平成 21 年には「富士山静岡空港」の開設、空港へのアクセス道路となる国道 473 号相良バイパスの開通など、広域交通基盤が充実してきました。
- オ 明治 22 年の市町村制施行で、現在の市域には 2 町 5 村が生まれ、昭和 30 年には相良町、榛原町の 2 町となり、平成 17 年 10 月 11 日、両町の対等合併により牧之原市が誕生しました。

③ 人口

平成 7 年をピークに人口は減少。少子・高齢化は進行し、平成 22 年の高齢化率は約 25%

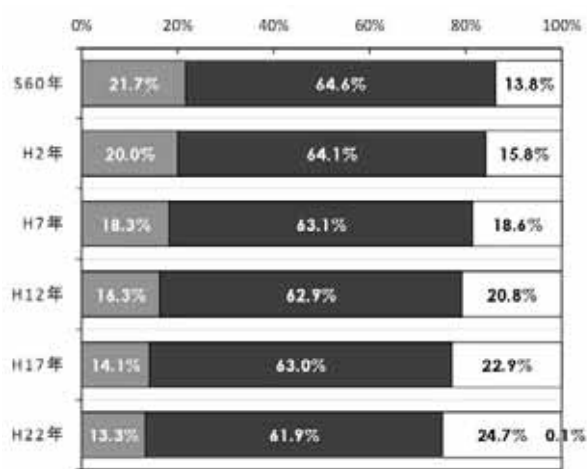
- ア 本市の総人口は平成 7 年をピークに減少に転じ、平成 22 年には 49,019 人と 5 万人を下回りました。
- イ 総世帯数は増加を続けてきましたが、平成 17 年から平成 22 年にかけてはほぼ横ばいに転じています。
- ウ 少子高齢化が進行し、平成 7 年に高齢人口が年少人口を上回り、平成 22 年には高齢人口が 24.7%と、概ね 4 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢社会となっています。一方、年少人口は平成 22 年には 13.3%まで落ち込んでいます。

【総人口・総世帯数の推移】



資料：国勢調査

【年齢階層別人口比率の推移】

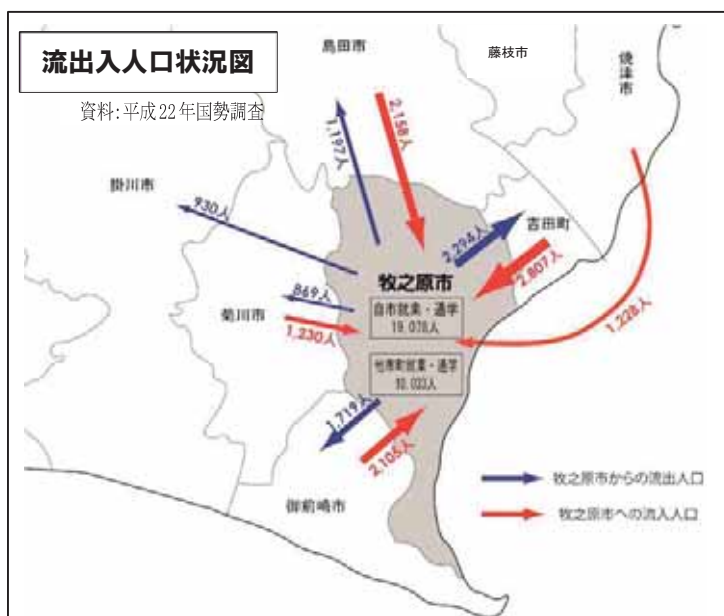


■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 □ 高齢人口 ■ 年齢不詳

資料：国勢調査

エ 平成 7 年に通勤通学による流入人口が流出人口を上回り、以降、流入人口と流出人口の差は広がり、平成 22 年には流入人口が流出人口を 2,842 人上回りました。流出先・流入先とも吉田町が最も多くなっています。

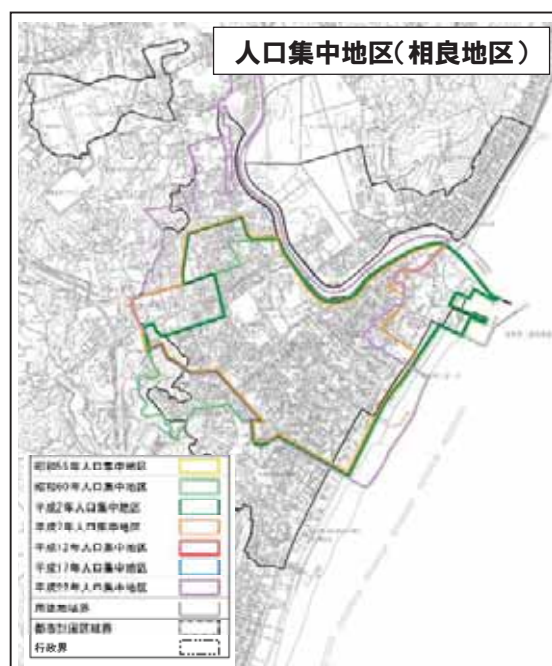
オ 川崎・細江地区及び相良地区の既成市街地を中心に人口集中地区となっており、面積、人口ともに平成 12 年以降増加しています。平成 22 年には、総人口(49,019 人)の約 30%にあたる 15,055 人となっています。



■人口集中地区(DID)面積、人口、人口密度の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
面積(km ²) (市域面積に占める割合)	2.5 (2.2%)	2.4 (2.2%)	1.8 (1.6%)	2.0 (1.8%)	3.8 (3.4%)
人口(人) (総人口に占める割合)	11,275 (22.0%)	11,428 (21.9%)	8,737 (16.9%)	9,133 (18.0%)	15,055 (30.7%)
人口密度(人/km ²)	4,510	4,762	4,774	4,521	4,015

資料:国勢調査



※人口集中地区(DID):原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

④ 産業

Ⅰ 就業人口、従業員人口

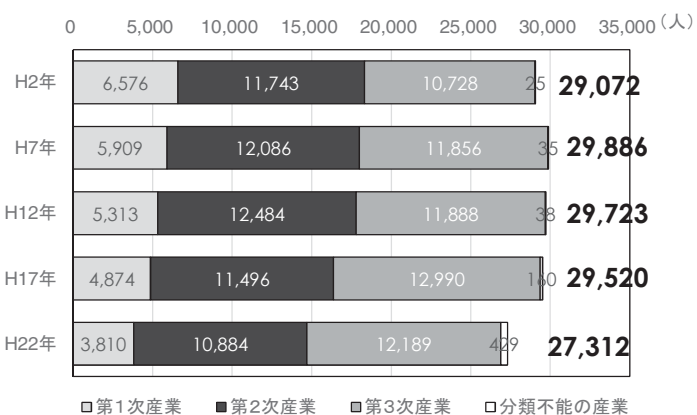
全体的に就業人口が減少する中で、第2次産業は周辺から従業員が集まっている

ア 本市の就業人口は、平成17年から平成22年にかけて大きく減少しており、中でも第1次産業の就業人口は平成22年には3,810人と4千人を下回っています。第2次産業の就業人口は平成12年をピークに、第3次産業の就業人口も平成17年をピークに減少に転じています。

イ この傾向は、従業員地による就業人口でも同様です。

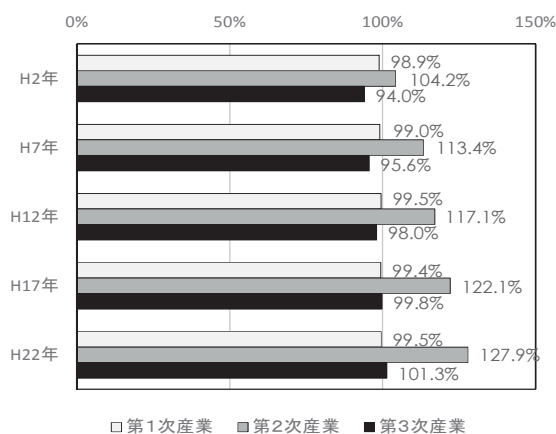
ウ 第2次産業の就従比は、平成22年に127.9%と100%を大きく超え、さらに増加傾向にあり、他市町からの流入が多い状況であることが特徴です。

【産業分類別就業人口の推移】

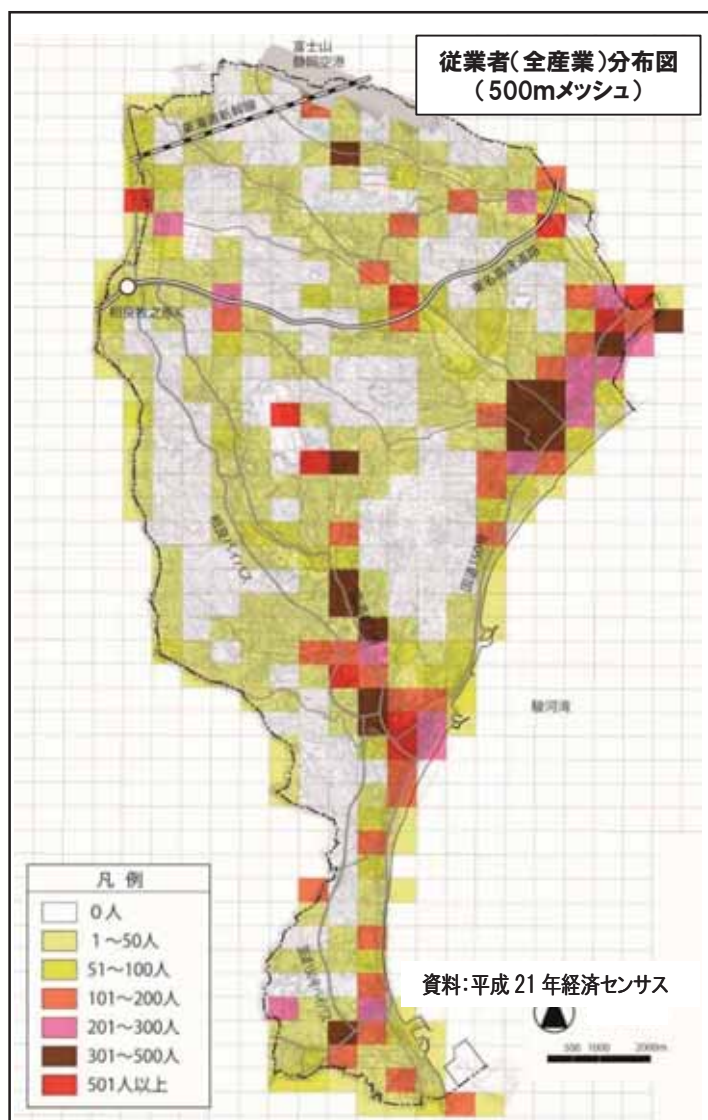


資料：国勢調査

【就従比(従業員人口／就業人口)の推移】



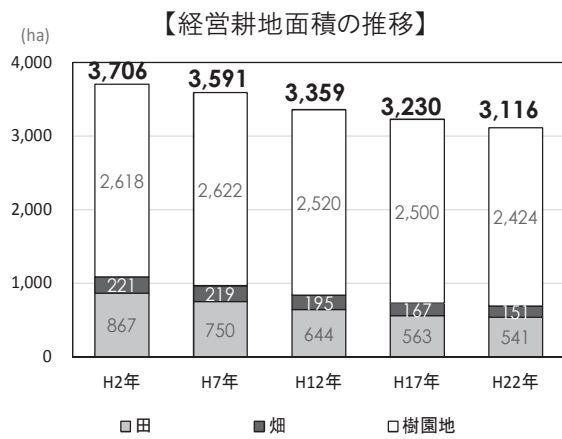
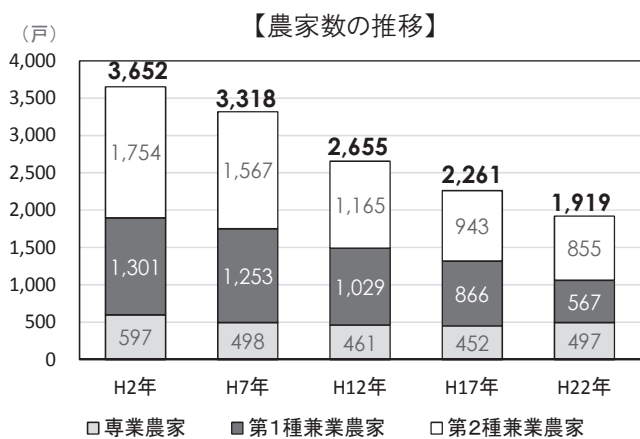
資料：国勢調査



II 農業、漁業

農家数は減少が続くが、茶の生産が本市の産業を大きく特徴づけている

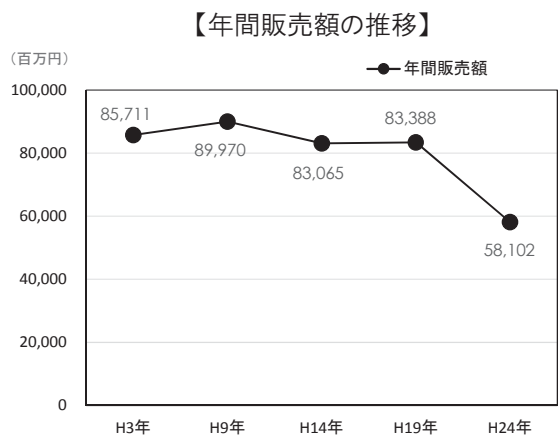
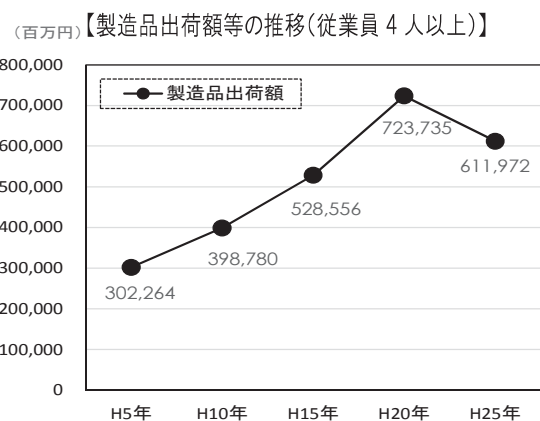
- ア 農家数は減少傾向が続いており、平成 22 年には 1,919 戸と、2,000 戸を下回っています。
- イ 経営耕地面積も田、畑、樹園地ともに減少しています。その中で、「樹園地」(茶畑が大半)が圧倒的割合を占め、本市の産業を大きく特徴づけています。
- ウ 一方で、耕作放棄地の増加が続いており、平成 22 年には 158ha となっています。
- エ 市内には漁港がありますが、漁業経営体、漁業就業者数は減少傾向にあります。



III 商工業

工業の製造品出荷額等は平成 20 年から減少、商業は販売額も平成 19 年から 24 年にかけて大きな落ち込み

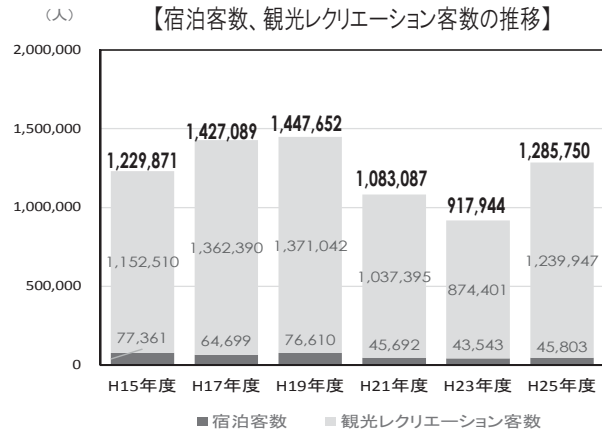
- ア 市内には坂口工業団地、白井工業団地が整備されているほか、大規模自動車工場などの立地がみられます。
- イ 製造業の製造品出荷額は増加していましたが、平成 20 年 9 月に起こったリーマン・ショックの影響を受け、平成 20 年から 25 年にかけて減少しています。
- ウ 商業の店舗数は減少傾向にあり、商店の従業者数、年間商品販売額は平成 19 年から 24 年にかけて大きく落ち込んでいます。市内には、相良地区、川崎・細江地区、地頭方地区に店舗面積 1,000 m²以上の大型店の立地が見られます。
- エ 静岡県中部地域の広域商圈である静岡商圈(影響圏)に含まれると同時に、周辺市町の地方商圈と競合し、市民の地元購買率は5割前後で、ほとんどの物品で減少傾向にあります。



Ⅳ 観光

東日本大震災の影響等により観光レクリエーション客数は減少傾向にあったが、近年は増加

ア 市内には、海水浴場をはじめ、多くの観光資源がありますが、東日本大震災の影響による海水浴客数の落ち込み等により、観光レクリエーション客数は平成 19 年度から 23 年度にかけて大きく減少したものの、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて増加しています。



資料：静岡県観光交流の動向

⑤ 土地利用

市域の約 72%が都市計画区域。静岡県内で唯一、準都市計画区域を指定

ア 本市は、吉田町、御前崎市とともに、榛南・南遠広域都市計画区域に指定され、市域の約 72%、8,003ha が都市計画区域となっています。また、静岡県内で唯一、準都市計画区域が指定されています。

イ 都市計画区域内には、地域特性に応じて9種類の用途地域(951.9ha)の指定があるほか、準防火地域、臨港地区の指定もされています。

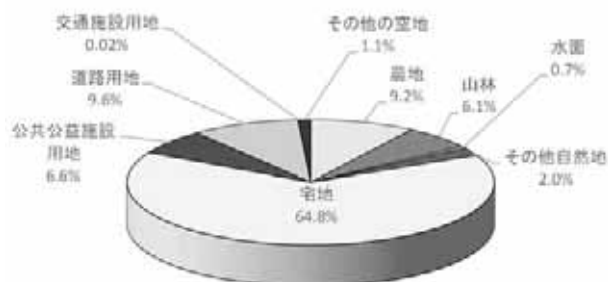
ウ 用途地域内では都市的土地利用(宅地、公共公益施設用地、道路用地、交通施設用地、その他公的施設用地、その他の空地)が 742.6ha と約 80%を占め、一方、用途地域外では自然的土地利用(農地、山林、水面、自然地、その他自然地)が 5,642.1ha と約 80%を占めています。

■ 都市計画関連法適用状況 (ha)

地域地区	面積
行政区域	11,169.0
都市計画区域	8,003.0
用途地域	951.9
用途地域外(白地地域)	7,051.1
準都市計画区域	3,107.9
準防火地域	7.4
臨港地区	
榛原臨港地区	16.6
相良臨港地区	11.0
御前崎臨港地区	26.7

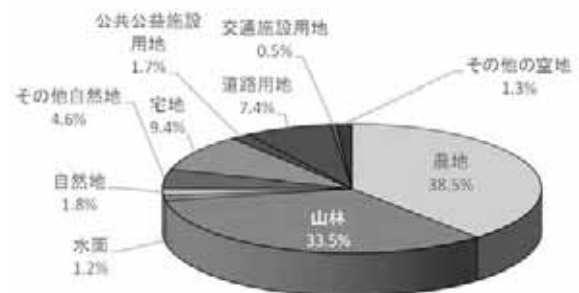
資料：静岡県の都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

【用途地域内の土地利用区分別面積割合】



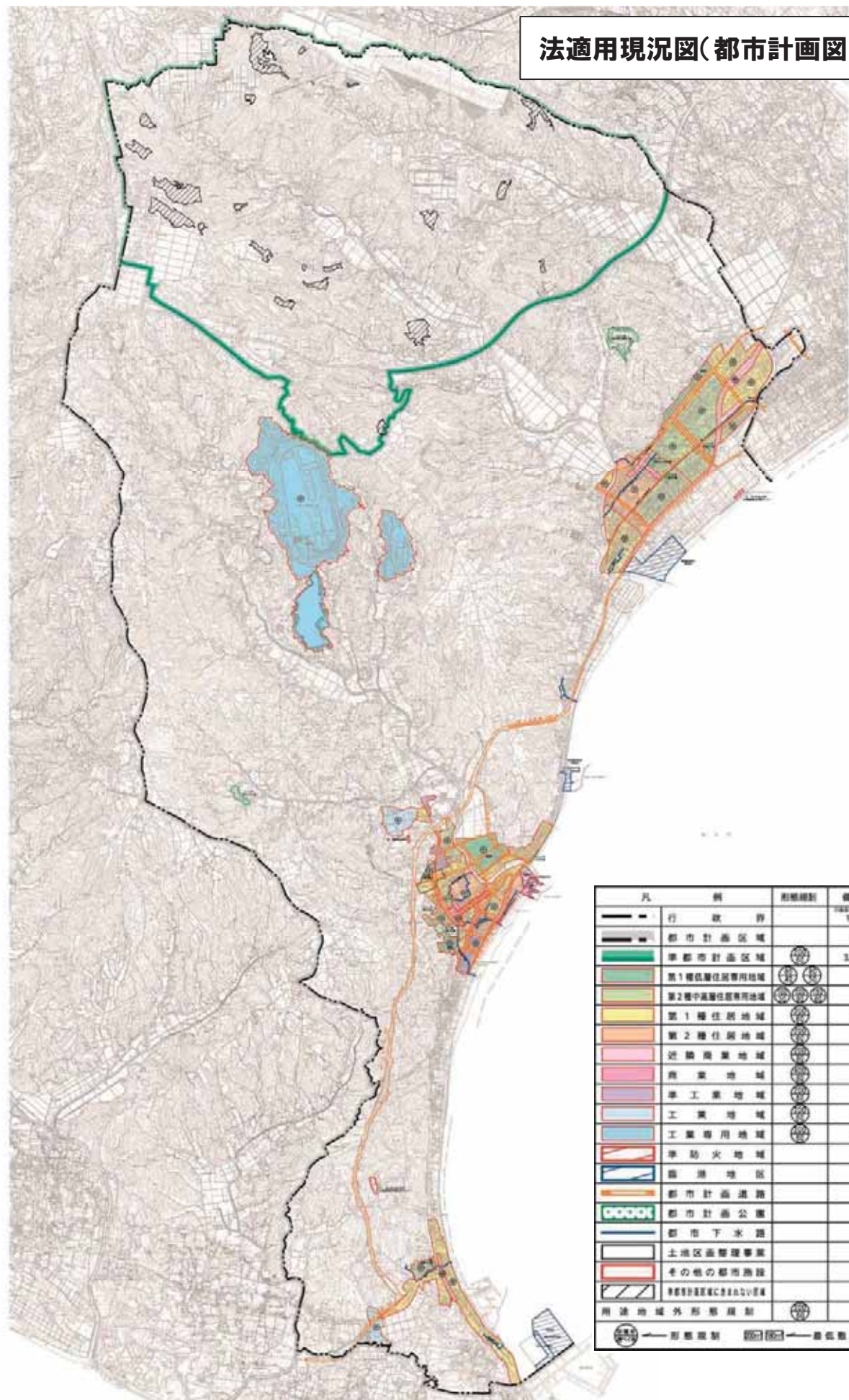
資料：平成 24 年度都市計画基礎調査

【用途地域外の土地利用区分別面積割合】



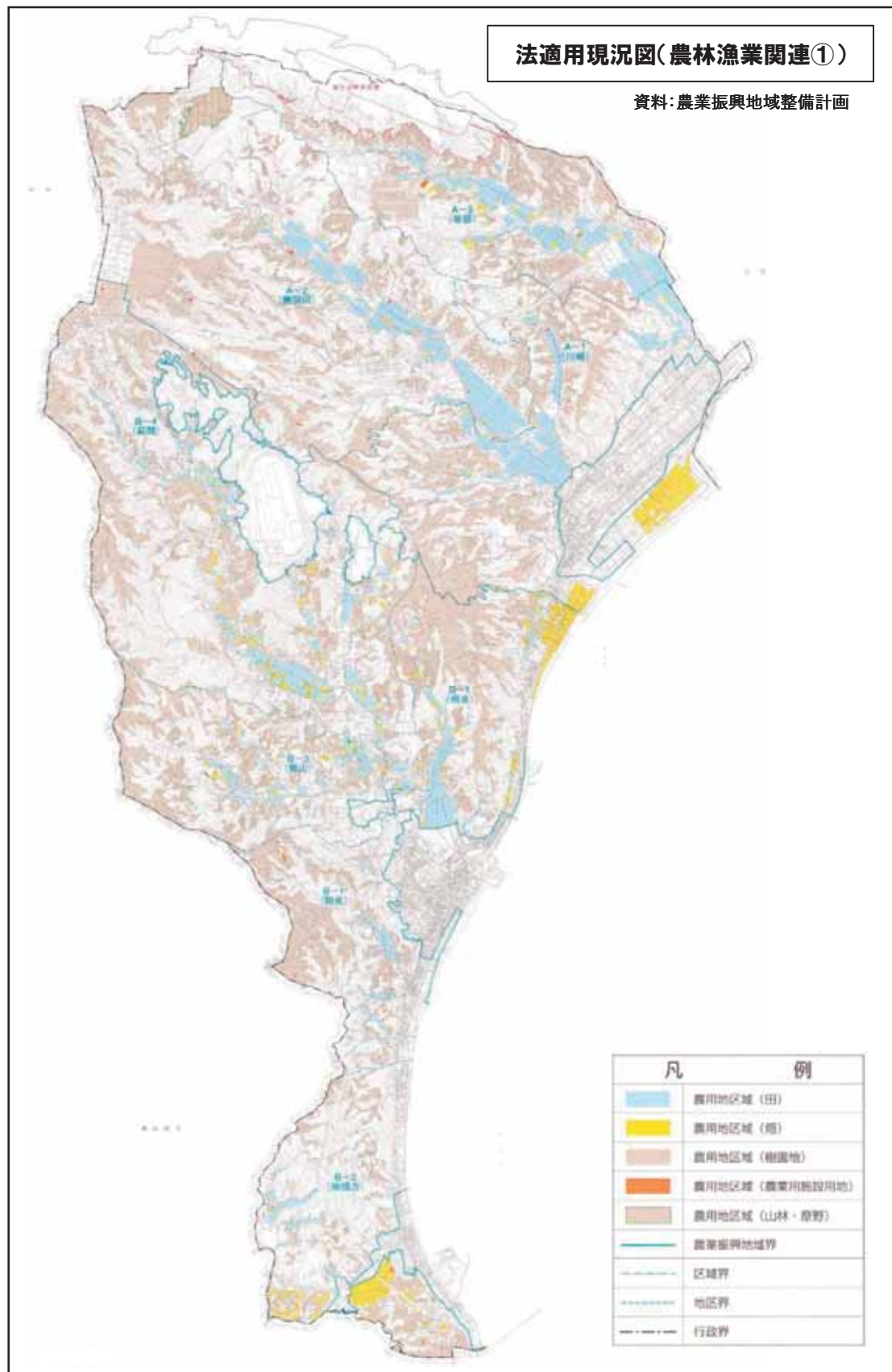
資料：平成 24 年度都市計画基礎調査

法適用現況図(都市計画図)

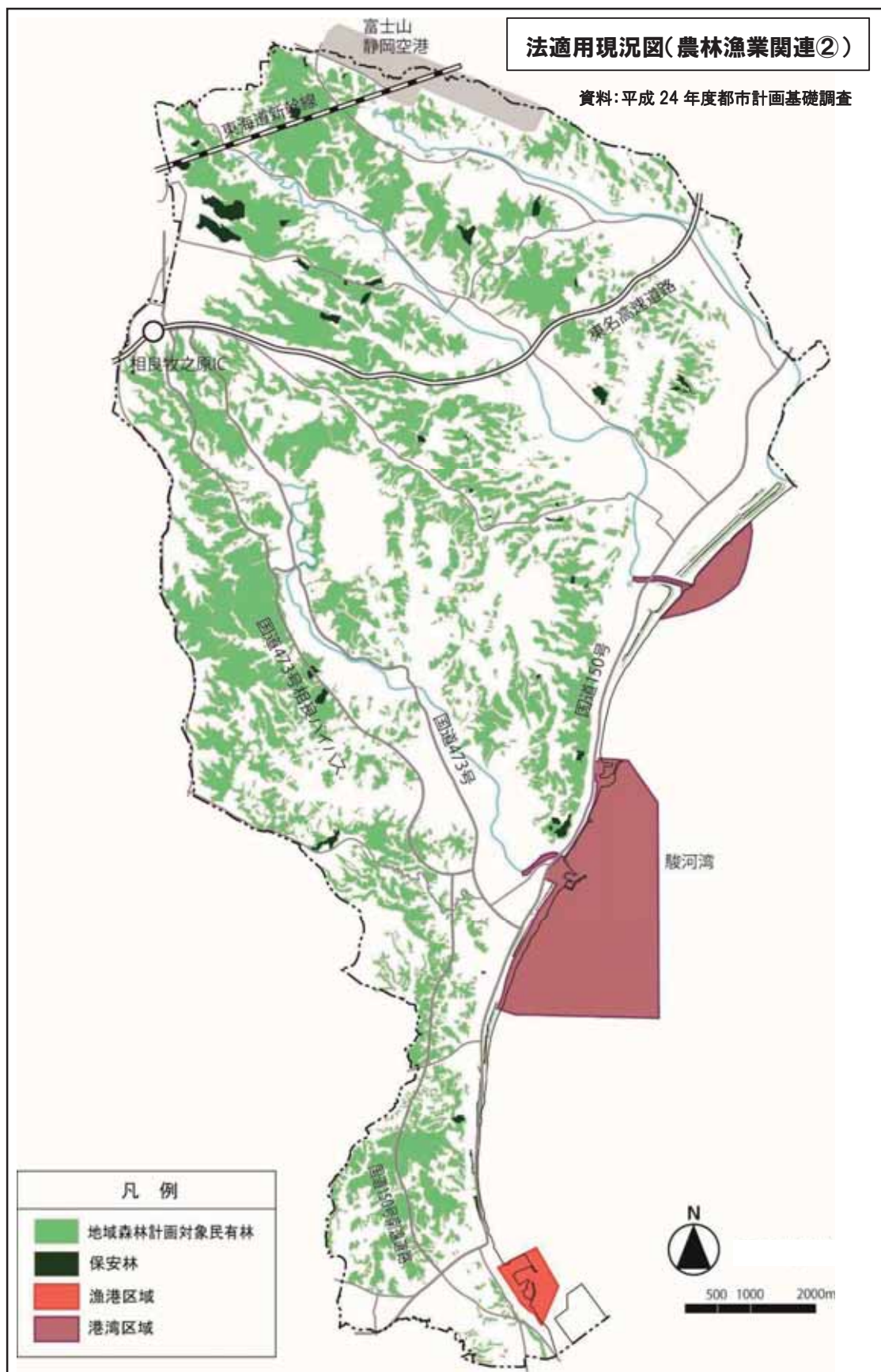


市域の約9割が農業振興地域。その他にも法的な土地利用規制あり

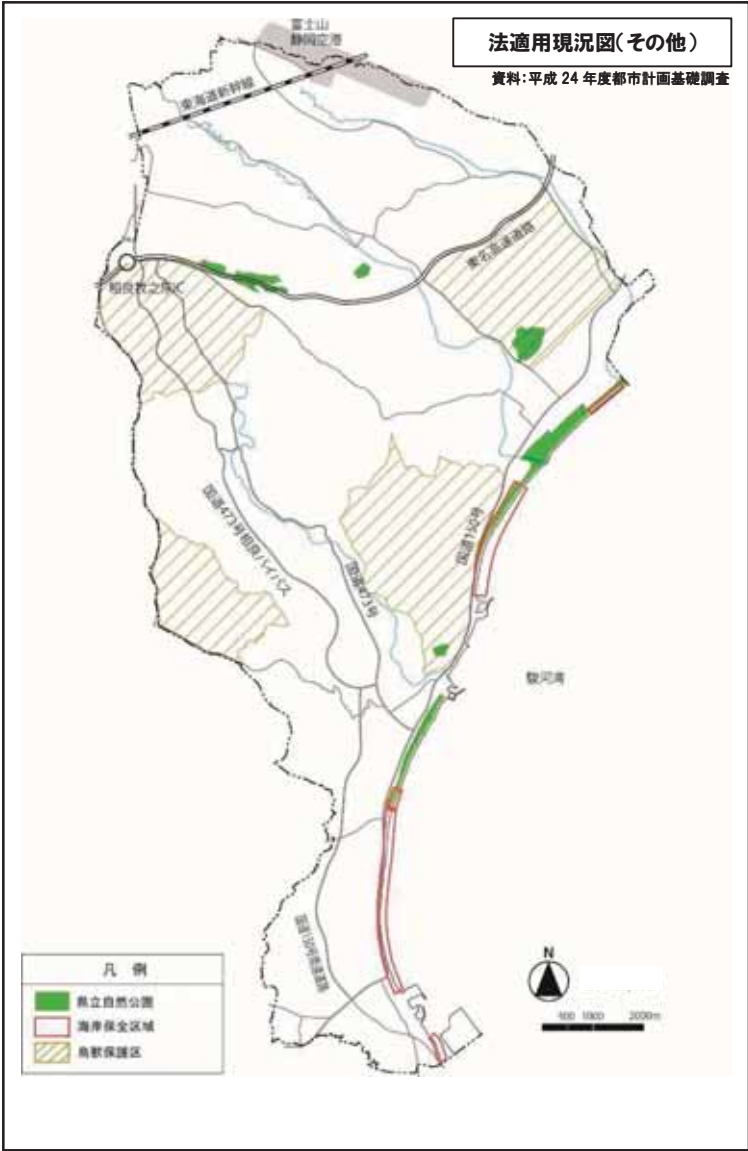
エ 市域の約 90%にあたる 10,107ha が農業振興地域に指定されており、台地上の茶園や川沿いの扇状地（平坦地）の水田、海岸沿いの畑を中心に 3,293.91ha が農用地区域に指定されています。



- オ 台地斜面の森林や海岸線の松林が地域森林計画対象民有林(3,314.49ha)に指定されているほか、一部の森林は、土砂流出防備や飛砂防備などを目的とする保安林に指定されています。
- カ 地頭方漁港が漁港区域に、相良港と榛原港が港湾区域に指定されています。



キ 御前崎遠州灘県立自然公園の指定のほか、海岸保全区域、鳥獣保護区の指定もあります。



用途地域の約 5%で土地区画整理事業が完了

ク 用途地域内の5地区 42.8ha(用途地域の約 5%)で土地区画整理事業が完了しています。

ケ 工業団地造成事業により白井工業団地が整備されているほか、大規模自動車工場等の開発許可による開発が行われています。

■土地区画整理事業等

名称	施行者	施行済み面積(ha)	事業認可公告日	備考
大沢波津土地区画整理事業	組合	9.6	H1.3.28	H1.3.28 当初計画決定 H8.3.29 最終決定 H21.2.27 名称変更
波津土地区画整理事業	組合	14.0	S45.3.2	
地頭方土地区画整理事業	組合	8.0	S49.11.6	
中槍土地区画整理事業	組合	3.6	S60.9.17	
波津ノ谷土地区画整理事業	組合	7.6	H4.9.1	
工業団地造成事業	第3セクター	37.8	—	

資料:静岡県の都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】、平成 24 年度都市計画基礎調査

⑥ 都市施設

I 道路

国・県・市道の約 68%が改良済みである一方、都市計画道路の改良率は約 28%

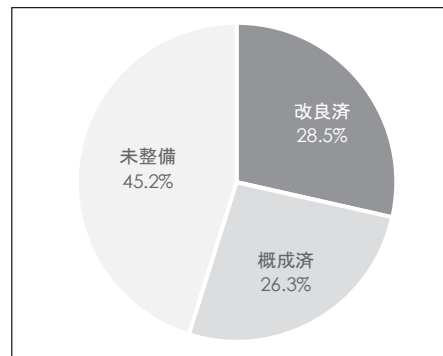
ア 本市の道路交通網は、市東部を駿河湾沿いに縦断する国道 150 号や、御前崎方面と東名相良牧之原 IC を結ぶ国道 150 号(都市計画道路南遠幹線)、国道 473 号相良バイパスを軸とし、それらを補完する主要地方道、一般県道、主要な市道等から構成されています。

イ 平成 26 年 4 月 1 日現在、国・県・市道合計で 1,794 路線、853,381mの道路のうち、約 68%が改良整備済、約 94%が舗装整備済となっています。

ウ 平成 26 年 3 月 31 日現在、本市には 19 路線、38,220mの都市計画道路が計画決定されています。そのうち、約 28%にあたる 10,902mが改良済み、約 28%にあたる 10,550mが概成済みとなっています。一方、計画延長の約 44%にあたる 16,768mが未整備となっています。

エ 東名高速道路の相良牧之原 IC の交通量は、平成 15 年度が年間約 190 万台、平成 25 年度が年間約 288 万台と増加傾向にあります。

【都市計画道路の整備状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)】



資料:静岡県の都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

■都市計画道路の整備状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番号	路線名	幅員 (m)	全体延長(市内) (m)	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)
3・3・1	榛南幹線	25	3,140	0	490
3・5・10	住吉幹線	12	340	340	0
3・5・11	中央幹線	12	3,500	820	0
3・5・12	山の手幹線	12	3,300	3,050	0
3・4・13	静波1号幹線	16	1,010	810	0
3・5・14	細江1号幹線	12	960	862	0
3・5・15	細江2号幹線	12	690	690	0
3・5・16	南遠幹線	25	12,970	0	6,600
3・5・17	井原浜丁線	12	1,980	1,730	250
3・4・18	海老江平田線	16	1,520	0	0
3・4・19	天の川大江線	16	1,320	830	0
3・4・20	新町線	16	1,120	620	500
3・4・21	大江波津線	16	2,040	0	2,030
3・5・22	川向御天所線	12	1,100	270	0
3・5・23	江湖田線	12	460	0	0
3・5・24	横町線	12	420	0	0
3・6・25	福岡天王森線	8	1,370	680	680
3・5・26	島之道線	12	200	200	0
3・4・27	大沢大江線	16	780	0	0
	計		38,220	10,902	10,550

注)
都市計画道路の番号は、「区分・規模・一連番号」で示します。

[区分]

3: 幹線街路に相当するもの

[規模](幅員)

3: 22m以上 30m未満

4: 16m以上 22m未満

5: 12m以上 16m未満

6: 8m以上 12m未満

[一連番号]

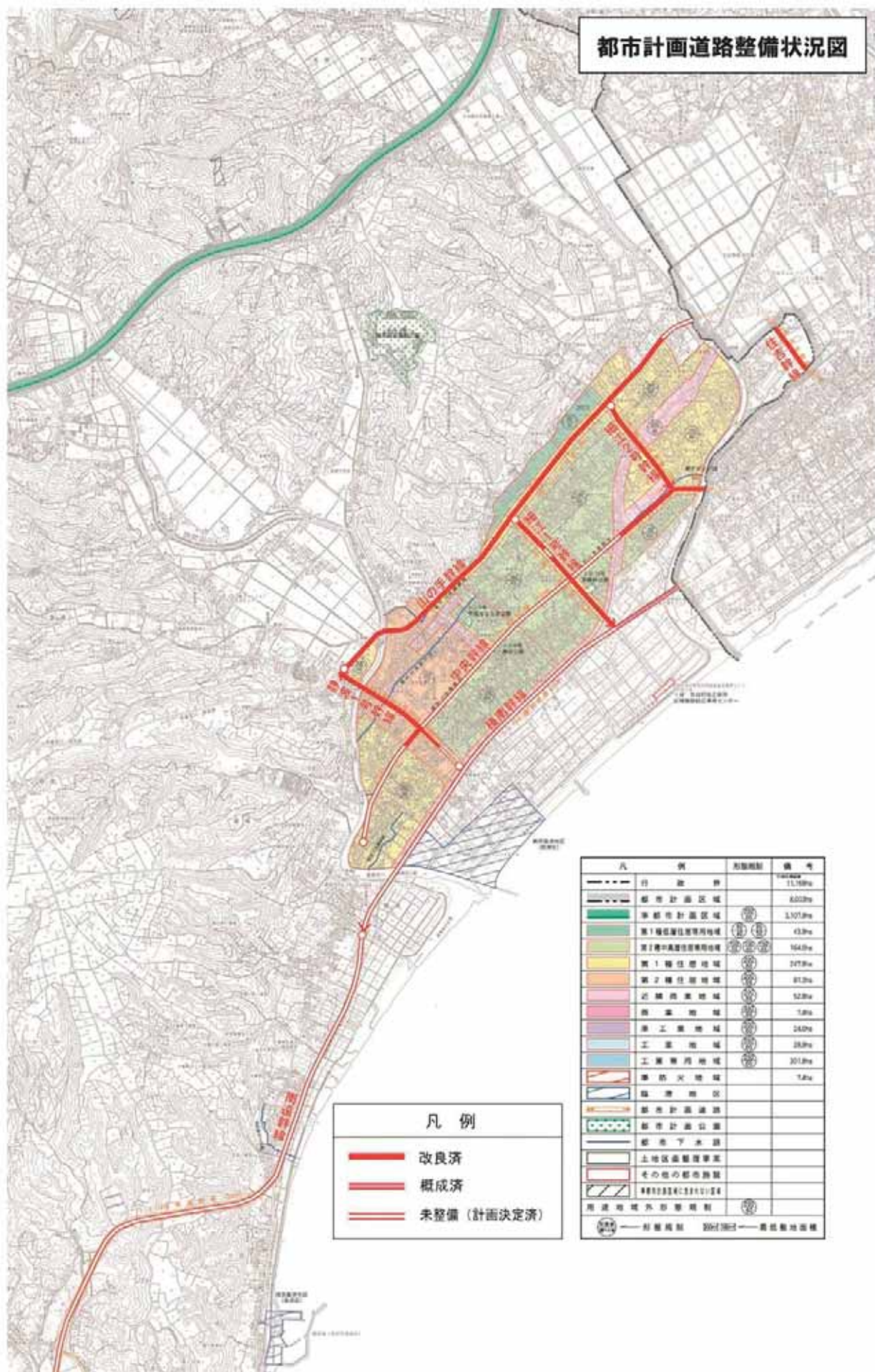
当該都市計画区域における道路の区分ごとに一連番号を付しています。

資料:静岡県の都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

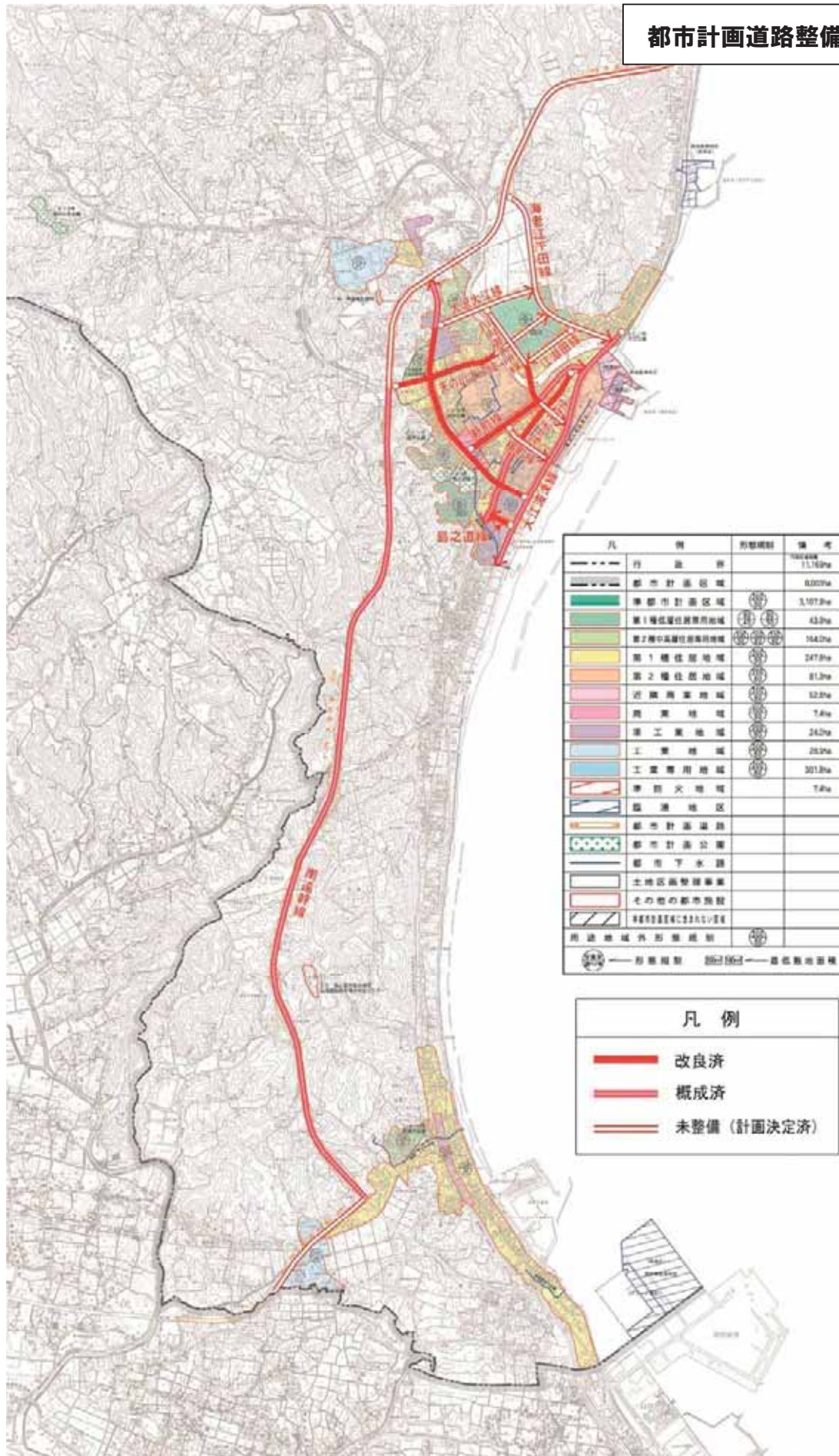
注)「改良済み延長」とは、道路用地が計画幅員どおり確保され一般の通行の用に供している道路延長。

「概成済み延長」とは、改良済み以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の3分の2以上または4車線以上の幅員を有する道路)を有する区間で、その現道に対する都市計画道路延長。

都市計画道路整備状況図



都市計画道路整備状況図



II 公園

13 箇所の都市公園が整備されている。そのうち 10 箇所が都市計画決定されています。

ア 平成 26 年 3 月 31 日現在、13 箇所の都市公園が整備され、市民の憩いの場などとして利用されています。そのうち、10 箇所(22.58ha)が都市計画決定されています。

■都市計画公園の開設状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

種別	番号	公園名	計画決定 面積(ha)	開設面積 (ha)	開設率 (%)
街区	2・2・8	静波公園	0.17	0.10	58.8
	2・2・9	平成せせらぎ公園	0.19	0.19	100.0
	2・2・10	東慶林公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・11	大江公園	0.40	0.40	100.0
	2・2・12	浜田公園	0.12	0.12	100.0
	2・2・13	波津公園	0.31	0.31	100.0
	2・2・14	地頭方公園	0.23	0.23	100.0
地区	4・4・2	小堤山公園	5.00	5.00	100.0
運動	6・5・1	榛原総合運動公園	13.10	13.10	100.0
特殊	8・3・2	油田の里公園	2.80	2.80	100.0
計			22.58	22.51	99.7

資料：静岡県の都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

注)
都市計画公園の番号は、
「区分・規模・一連番号」
で示します。

[区分]

2:街区公園

4:地区公園

6:運動公園

7・8:特殊公園

[規模](面積)

2:1ha 未満

3:1ha 以上4ha 未満

4:4ha 以上 10ha 未満

5:10ha 以上50ha 未満

[一連番号]

当該都市計画区域における公園の区分ごとに一連番号を付しています。



▲小堤山公園



▲油田の里公園

III その他の都市施設

下水処理は農業集落排水、合併処理浄化槽で対応。その他の都市施設も整備は完了

ア 公共下水道事業は行われておらず、生活排水処理は、農業集落排水、合併処理浄化槽への切り替えの促進により対応を図っています。

イ 雨水を排水する都市下水路は、10 地区(排水区域 460ha)で計画決定されており、平成 26 年 3 月 31 日現在、浜田地区を除いて整備が完了しています。

ウ ごみ焼却場の吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及び牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター、火葬場の南遠地区聖苑が都市施設として計画決定され、全ての整備が完了しています。

■都市下水路の整備状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名称(地区)	計画決定排水区域(ha)	供用状況排水区域(ha)	整備率(%)
雨垂	57	57	100.0
坊久	23	23	100.0
源氏	11	11	100.0
浜田	73	41	56.2
堂峯	50	50	100.0
相良	111	111	100.0
三の丸裏	31	31	100.0
地頭方	75	75	100.0
遠渡	18	18	100.0
法京	11	11	100.0
計	460	428	93.0

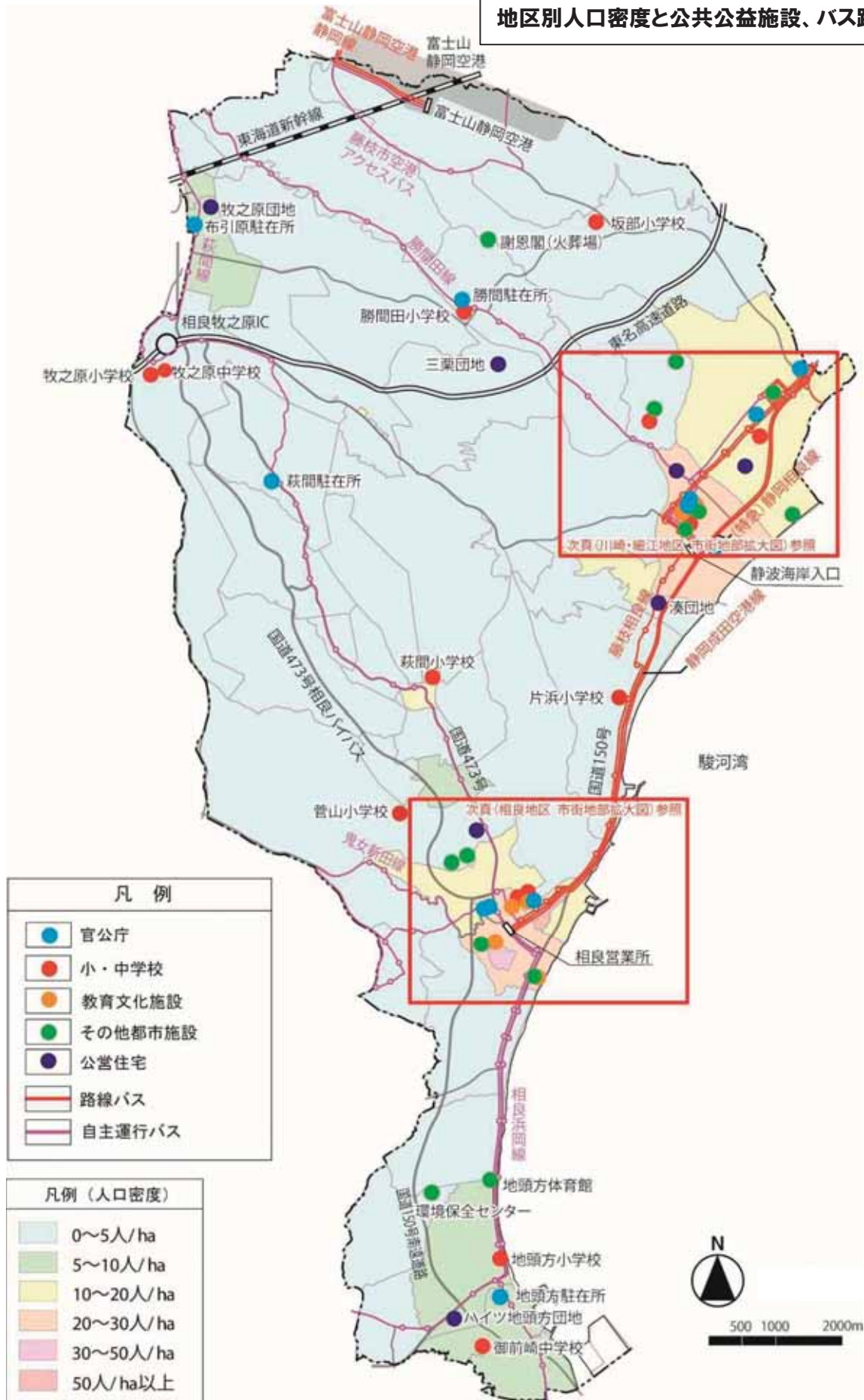
資料:静岡県都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

■その他の都市施設の整備状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

施設名称		計画決定		供用状況	
		面積(ha)	処理能力	面積(ha)	処理能力
ごみ焼却場	吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター	0.55	100.5 (t/24h)	0.55	100.5 (t/24h)
	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター	1.79	141 (t/24h)	1.79	141 (t/24h)
火葬場	南遠地区聖苑	0.60	9 (体/日)	0.60	9 (体/日)

資料:静岡県都市計画(資料編)【平成 26 年 3 月】

地区別人口密度と公共公益施設、バス路線



■川崎・細江地区 市街地部拡大図



■相良地区 市街地部拡大図



⑦ 都市防災

防災・減災に関する計画を策定し、計画等に基づき地震や津波、土砂災害等に備えた対策を進めている

ア 長い海岸線を持ち、沿岸部に多くの市民が生活する本市では、平成 24 年度に沿岸部の 5 地区において、東海地震や南海トラフ巨大地震の発生に備え、地区住民との協働により「津波防災まちづくり計画」を策定しました。

イ 平成 25 年度には、「牧之原市津波防災まちづくり戦略プラン」、地震・津波対策の数値目標、達成時期等を明示した「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、平成 26 年度以降、津波避難タワー、津波避難ビル、いのち山、ため池、TOUKAI-0 等の防災対策事業に取り組んでいます。

■地震・津波防災に関する計画策定等

年度	計画策定等
H24	○地区津波防災まちづくり計画男女協働サロンの開催(5 地区×7 回) ○地区津波防災まちづくり計画の策定
H25	○津波防災まちづくり計画がマニフェスト大賞受賞 ○津波防災まちづくり戦略プラン ○牧之原市地震津波対策アクションプログラム 2013 の策定 ※静岡県第 4 次地震被害想定(第一次報告、第二次報告)、静岡県地震・津波対策アクション・プランの公表
H26 ～ H30	○津波避難タワー：9箇所、津波避難ビル：1箇所、いのち山：1箇所、避難路・避難地：24 箇所、防災公園：1箇所、防災倉庫：29 箇所の整備を予定

ウ 静岡県による地震被害想定では、レベル1の地震の場合、市域全域で震度6以上の強い揺れ、最大 11mの津波の発生、レベル2の地震の場合、市域の約半分で震度7以上の強い揺れ、最大 14mの津波の発生が想定されています。

エ 最悪の人的被害が想定される、地震が冬の深夜に発生したケース(予知なし)では、死者数約 13,340 人、重軽傷者約 2,730 人の被害が想定されています。

オ 地域防災計画において、地震対策緊急避難路(第 1 次 7 路線、第 2 次 4 路線、第 3 次 50 路線)を位置づけています。

カ 台風や大雨による水害、崖崩れ、地滑りも発生しており、平成 25 年に「牧之原市洪水ハザードマップ(洪水避難地図)」を作成しました。

■津波の高さ(レベル2の地震)

	ケース①		ケース⑥		ケース⑧		左のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
津波高さ(T.P.+m)	14	11	14	11	14	11	14	11

資料：静岡県第 4 次地震被害想定

■参考：津波断層モデルの概要

ケース	設定の概要
ケース①	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
ケース⑥	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋(超大すべり域、分岐断層)」を設定
ケース⑧	「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定

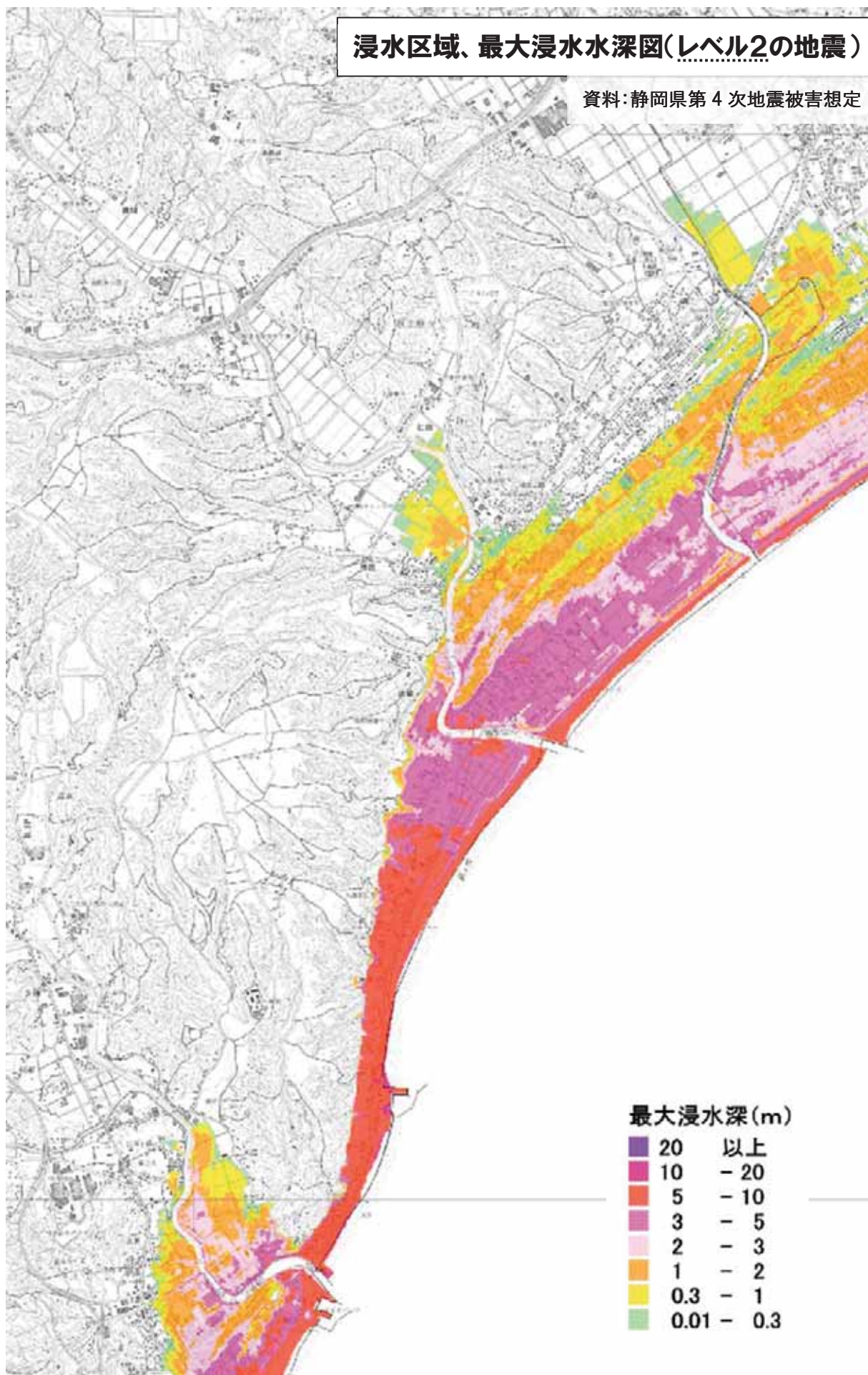
■人的被害[レベル2の地震の場合](津波：ケース①、冬深夜発生、予知なしのケース)

原因 被害	建物倒壊	津波 (早期避難者率)	山・崖崩れ	火災	ブロック塀の 倒壊等	計
死者数(人)	約 300	約 13,000	約 10	約 30	—	約 13,340
重傷者数(人)	約 800	約 300	—	約 10	—	約 1,110
軽傷者数(人)	約 1,300	約 300	—	約 20	—	約 1,620
計	約 2,400	約 13,600	約 10	約 60	—	約 16,070

資料：静岡県第 4 次地震被害想定

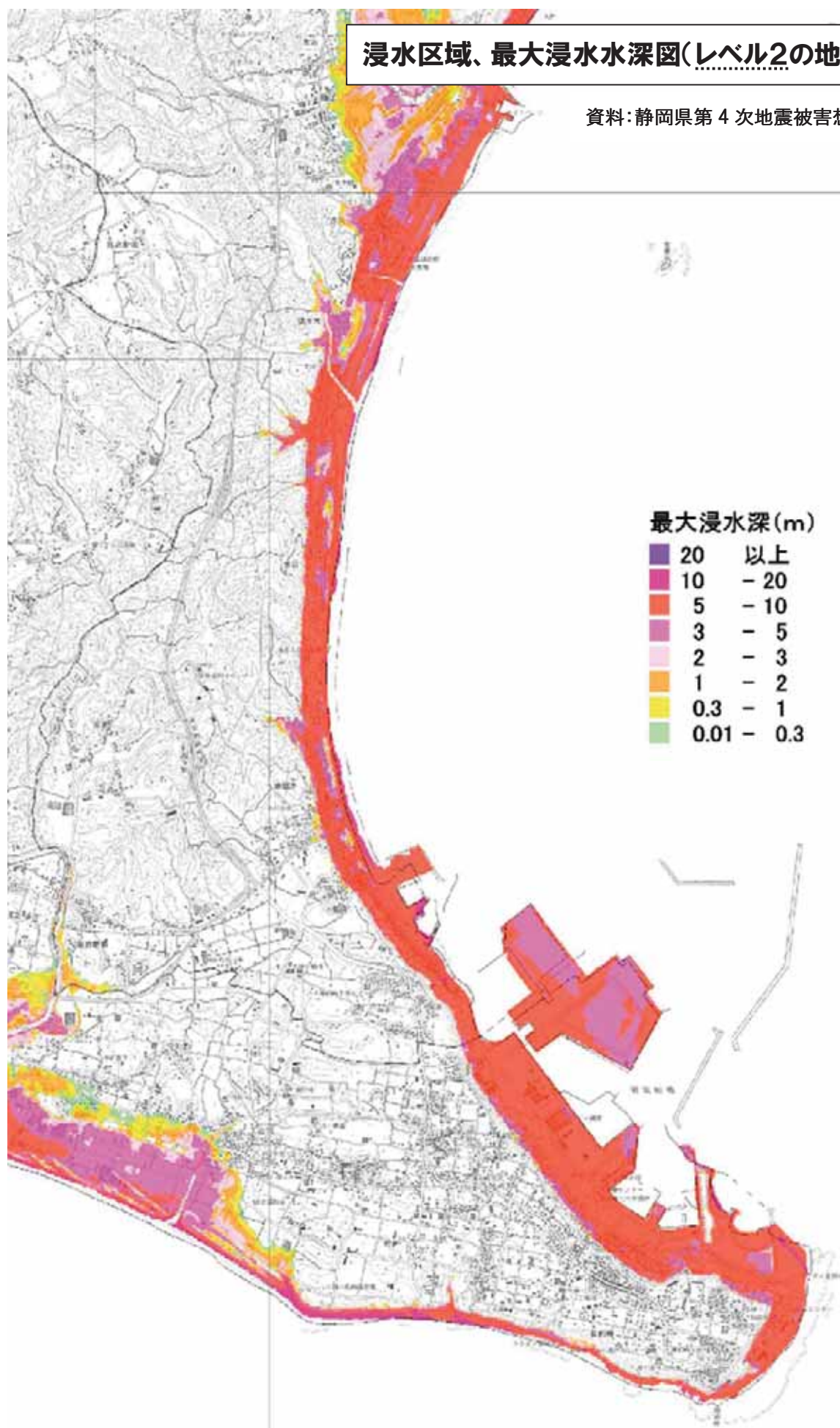
浸水区域、最大浸水水深図(レベル2の地震)

資料: 静岡県第4次地震被害想定



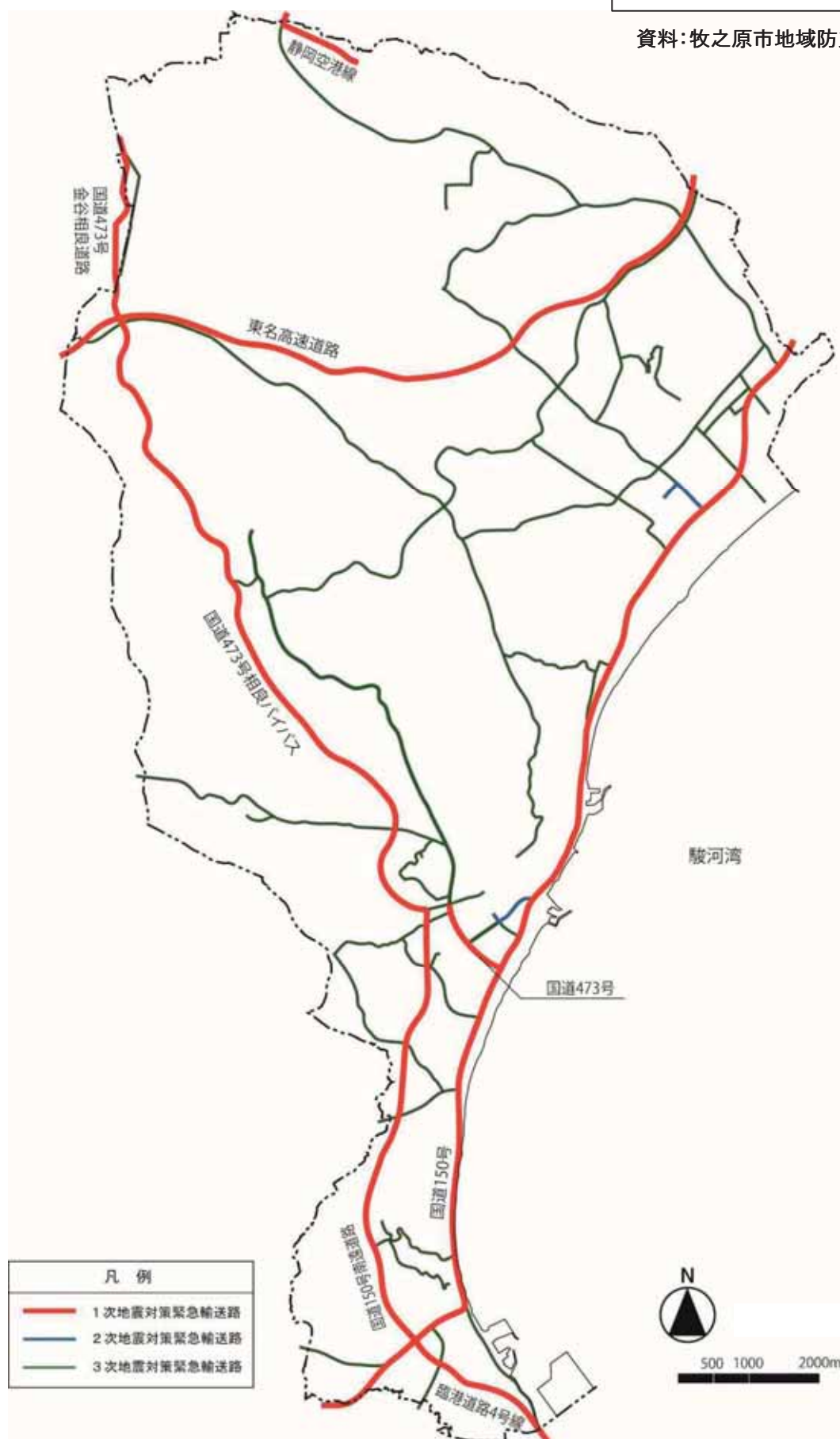
浸水区域、最大浸水水深図(レベル2の地震)

資料:静岡県第4次地震被害想定



緊急輸送路位置図

資料: 牧之原市地域防災計画



⑧ 都市景観

良好な景観に恵まれ、平成 21 年に景観行政団体に移行

- ア 県立自然公園にも指定されている白砂青松の海岸景観、牧之原台地の広大な茶園や樹林地の景観、社寺や大木等の歴史・文化を感じさせる景観、勝間田川の桜並木や勝間田公園のツツジ、東光寺の長藤などの花の景観など、美しく良好な景観に恵まれています。
- イ 市民や行政の景観の保全・創出に対する意識や関心が高まり、平成 19 年に「景観づくり市民会議」が発足し、平成 21 年に「牧之原市の景観形成に関する提言」が市に提出されました。それを受け、本市は平成 21 年 11 月 1 日に景観法上の景観行政団体に移行しました。

■景観を取り巻く主な動き

年次	主な動き
H13	「牧之原・川根路のお茶」が、かおり風景 100 選に選定(環境省)
H19	「景観づくり市民会議」発足
H20	「牧之原茶園-空港周辺地域景観協議会」設立
H21	「牧之原市の景観形成に関する提言」が提出(景観づくり市民会議)
	「景観行政団体」に移行
H23	「第 1 回まきのほら景観写真」募集開始
H25	「静岡の茶草場」が世界農業遺産に認定
	市内 4 地点が、「牧之原-大井川地域の継承したい茶園風景 30 選」に選定



▲第3回平成 25 年度まきのほら景観写真
景観賞受賞作品「かかし祭り」(坂口谷川)



▲第4回平成 26 年度まきのほら景観写真
景観賞受賞作品「花につつまれて」(勝間田公園)



▲第 5 回平成 27 年度まきのほら景観写真
景観賞受賞作品「力走」(さがらサンビーチ)

⑨ 市民意向

この市民意識調査は、市の様々な取り組みに対する市民の意識を把握し、市政に反映させるとともに、平成 27 年度からスタートした第2次総合計画推進の資料とするために実施されたものです。

調査は、牧之原市在住(市内に住民票がある人)16 歳以上の男女を対象に、無作為抽出、郵送配布・郵送回収により、平成 27 年5月上旬に行ったものです。

■ 発 送 数:1,395 人(1,400 人抽出のうち転居等で5通は不達)

■ 有効回収数:833 人(有効回収率 59.7%)

I 取り組みの満足度・重要度

防災や医療、子育て等に関する項目への取り組みが特に重要視されている

ア 57 の取り組み項目について、その満足度と今後の重要度の評価を5段階で求めた結果から、項目別の評価点を算出し、その評価点において、満足度が特に低いもの、重要度が特に高いものを抜き出すと、以下のようになります。

※「評価点」の算出方法

「満足」「重要度高い」と回答した人を+2点、「やや満足」「重要度やや高い」は+1点、「やや不満」「重要度やや低い」は-1点、「不満」「重要度低い」を-2点とし、それぞれの点数にそれぞれの回答者数を掛け、それらを合計した数字を回答者数(「無回答」は回答者数に含めない)で割り、算出しています。評価点は、プラスの大きいものは評価が高く、マイナスは評価が低いことを表しています。

イ 満足度が特に低い項目(ワースト5)には、荒廃農地の対策、企業誘致、公共交通、商店街、観光誘客といった、産業面や交通利便の側面が特にあげられる一方、特に重要度の高い取り組み項目としては、「震災・火災・水害・浸水対策への取り組み」をはじめとした防災面、医療、子育て支援に関する項目があがっています。

■ 満足度が低い項目

満 足 度	低い順位	取り組み	評価点
	1	耕作者がいないなど、荒地となった農地の対策や利活用の取り組み	-1.02
	2	企業誘致の取り組み	-0.89
	3	公共交通の充実	-0.83
	4	商店街の魅力向上の取り組み	-0.83
	5	観光誘客促進のための取り組み	-0.81
			
	20	震災・火災・水害・浸水対策への取り組み	-0.34

■ 重要度が高い項目

重 要 度	高い順位	取り組み	評価点
	1	震災・火災・水害・浸水対策への取り組み	1.20
	2	救急医療体制の整備、榛原総合病院の診療体制	1.13
	3	こども医療費制度	1.13
	4	自主防災組織の強化のための取り組み	1.11
	5	幼稚園・保育園・認定こども園等の充実	0.07

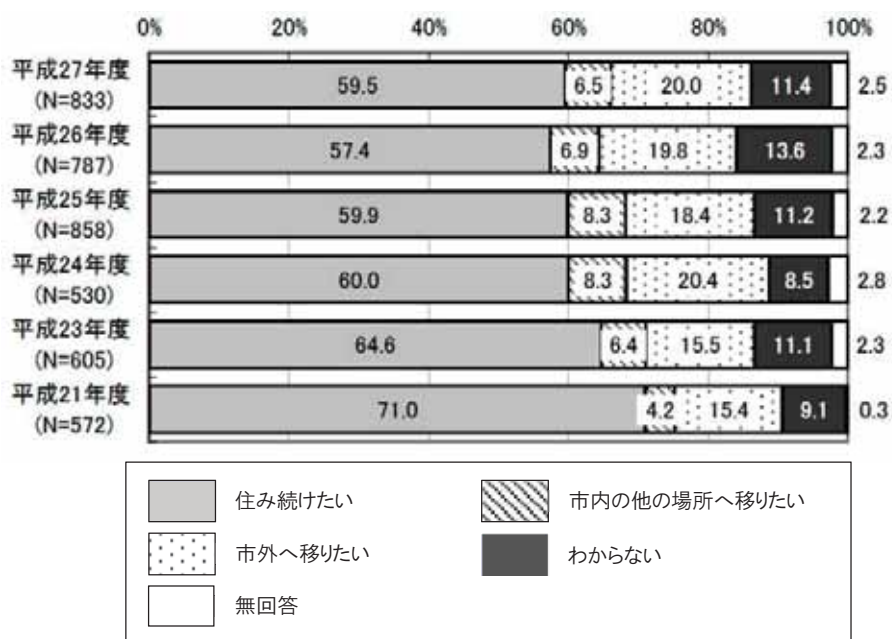
II 定住の意向

現在の場所への定住意向は約6割、移転・転出の希望理由は「地震・津波の被災の恐れ」が目立つ

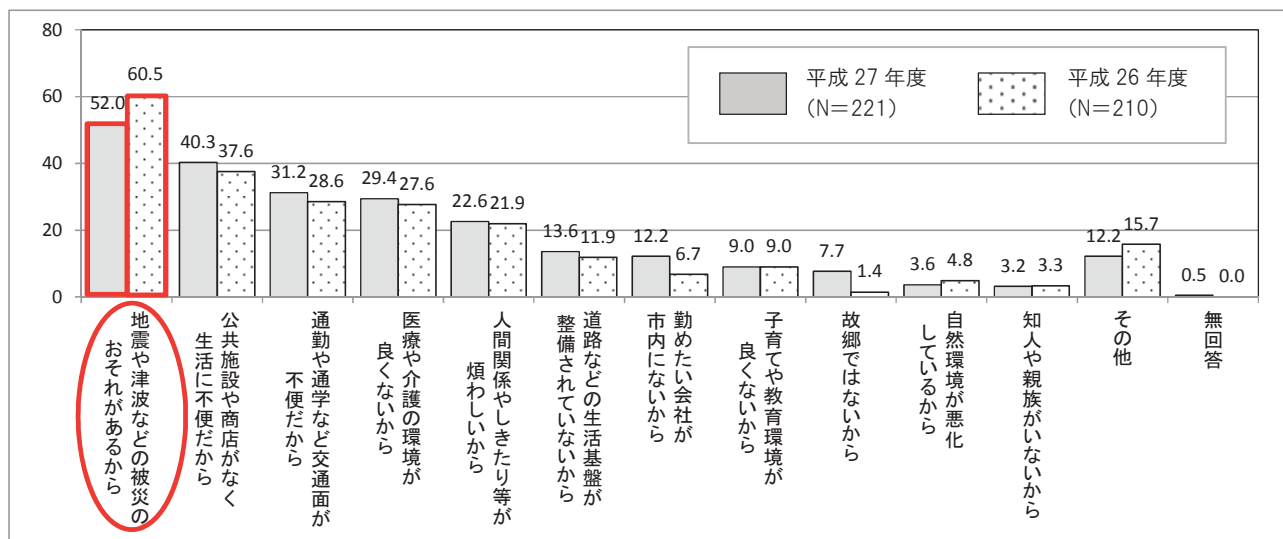
ア 現在の住まいの場所での定住の意向は、「住み続けたい」が 59.5%で、前年度に比べて若干割合が増加しています。一方、「市外へ移りたい」が2割を占めています。

イ 「市内の他の場所へ移りたい」または「市外へ移りたい」との回答の理由としては、「地震や津波などの被災のおそれがあるから」が、前年度よりは割合が低下しているものの依然最も多く、このほか、「公共施設や商店がなく生活に不便だから」や「通勤や通学など交通面が不便だから」が多くなっています。

【牧之原市への定住意向】



【移転・転出希望の理由】



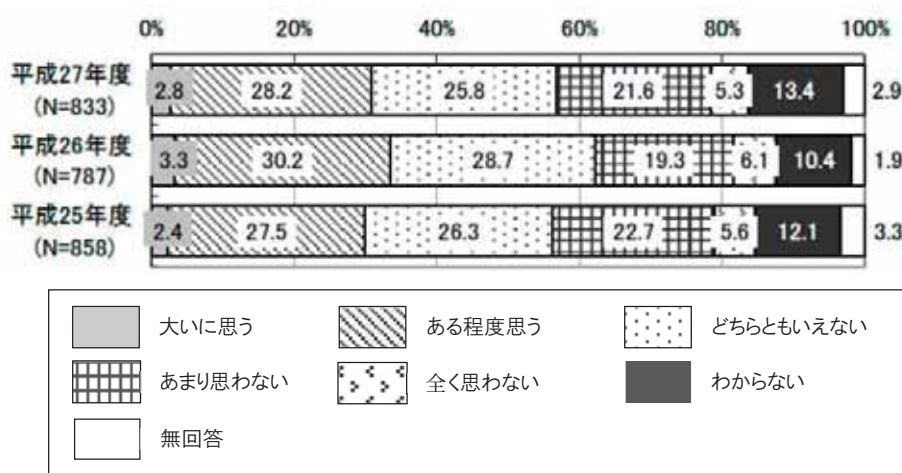
Ⅲ 子育て環境の評価

牧之原市が子どもを産み育てやすい環境にするために取り組むべきことは、医療機関の充実、地震・津波等災害対策

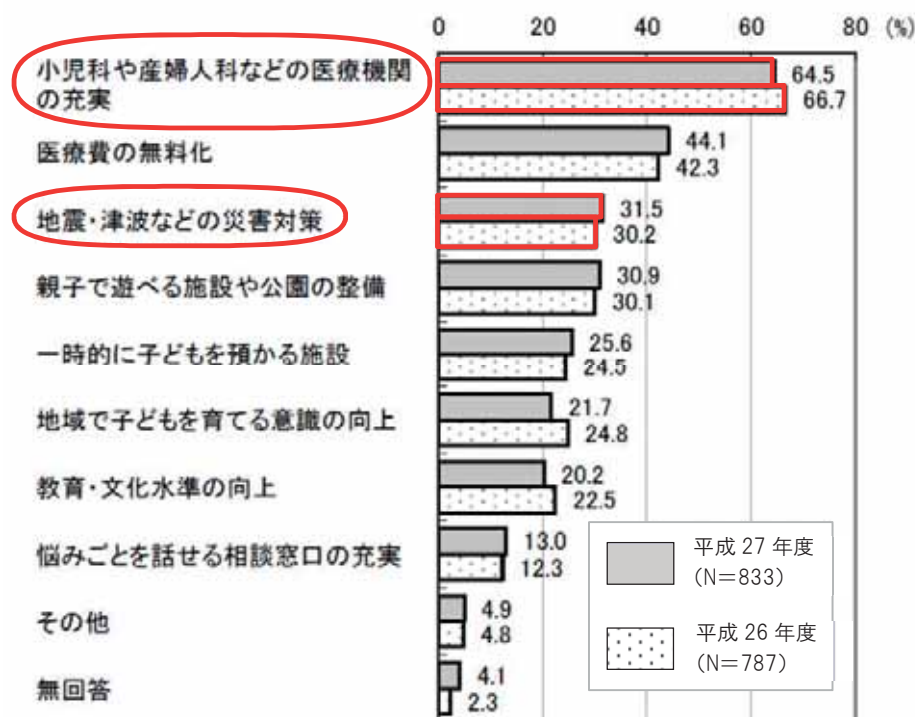
ア 子どもを産み育てやすいと「ある程度思う」と「大いに思う」を合わせた割合は 31.0%ですが、一方で、「あまり思わない」と「全く思わない」を合わせた割合も 26.9%に達しています。

イ 子どもを産み育てやすい環境にするため、市が取り組むべきことについては、「小児科や産婦人科などの医療機関の充実」、「医療費の無料化」、「地震・津波などの災害対策」などの回答が多くなっています。

【牧之原市は子どもを産み育てやすい環境だと思うか】



【子どもを産み育てやすい環境にするために取り組むべきこと】



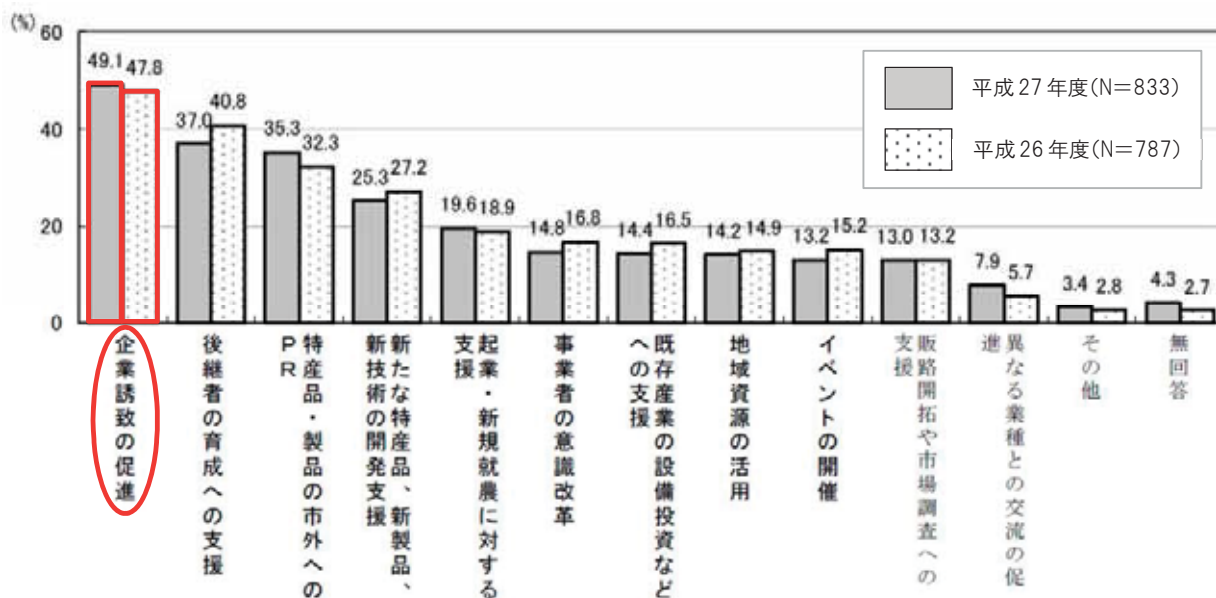
Ⅳ 産業振興の取り組み

産業活力を保つ上では、企業誘致や特産品・製品のPRが強く求められる

ア 市の産業が活力を持つために市が力を入れるべき取り組みについては、「企業誘致の促進」が最も多く、約半数近くの回答者が指摘しています。また、「後継者の育成への支援」、「特産品・製品の市外へのPR」がこれに次いでいます。

イ 「企業誘致の促進」や「特産品・製品の市外へのPR」の指摘割合は、前年度よりもやや増加しています。

【産業活力を保つために力を入れるべき取り組み】



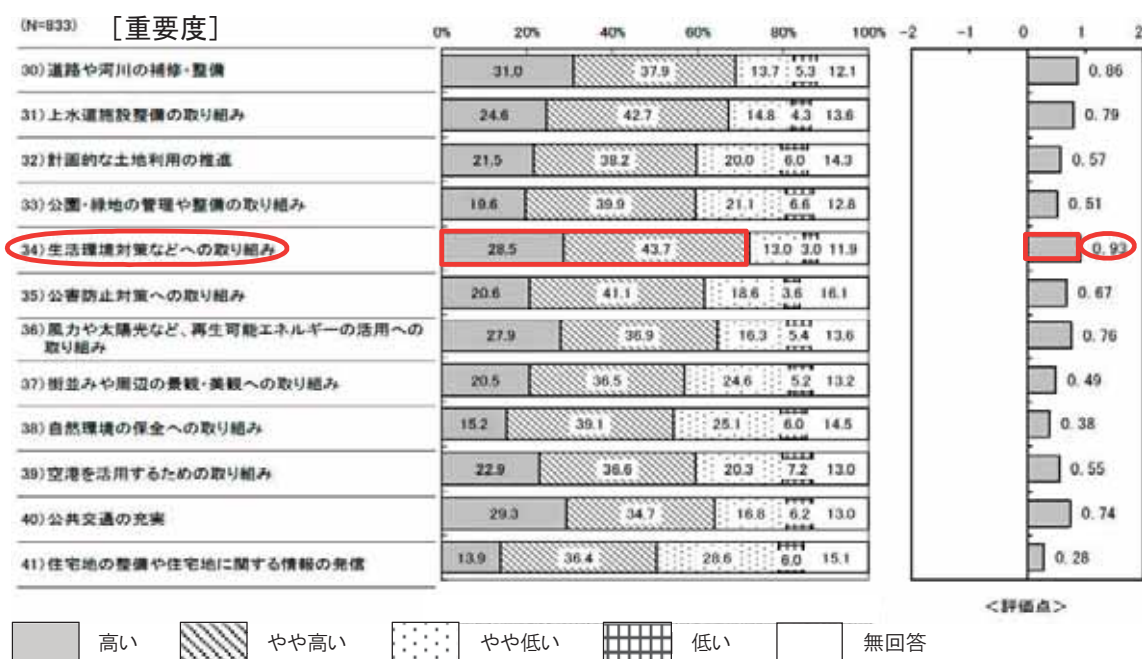
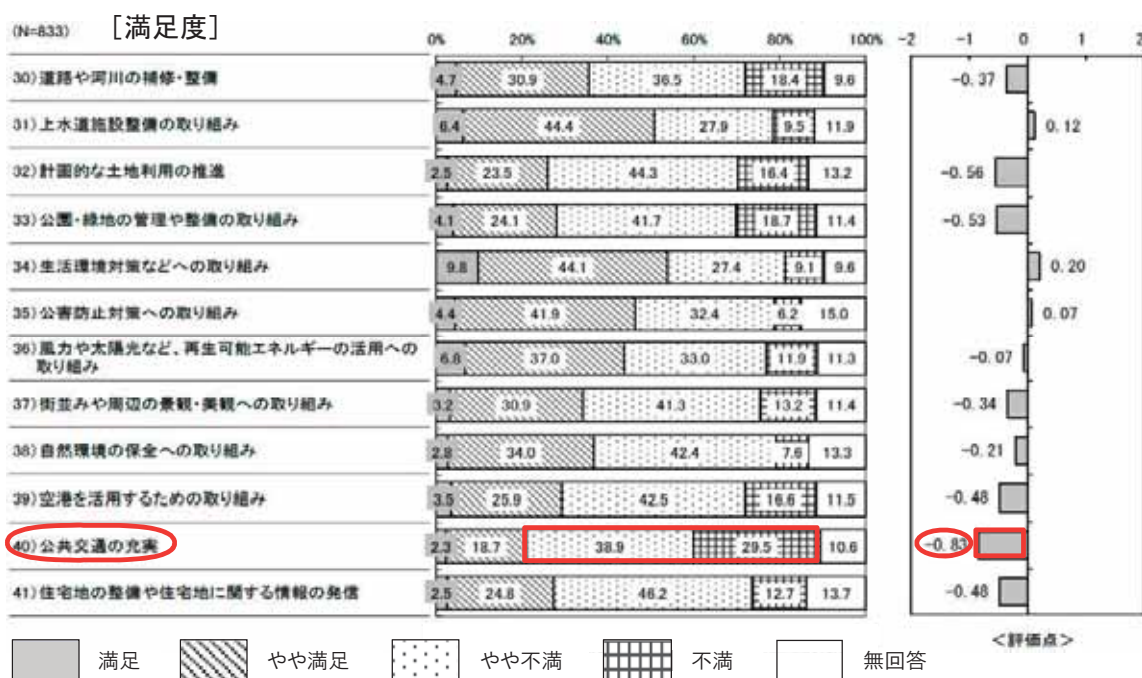
V 生活基盤面の満足度・重要度評価

生活基盤面の取り組みでは、公共交通の満足度が低い

ア 生活基盤の面での市の取り組みの満足度評価では、「生活環境対策などへの取り組み」や「上水道施設整備の取り組み」の評価が比較的高い反面、「公共交通の充実」や「計画的な土地利用の推進」、「公園・緑地の管理や整備の取り組み」などの評価は比較的低くなっています。

イ この分野での取り組みの重要度が高い項目としては、「生活環境対策などへの取り組み」や「道路や河川の補修・整備」などが特に目立つほか、多くの項目に回答が集まっています。

【市の取り組みの満足度・重要度の評価(生活基盤)】



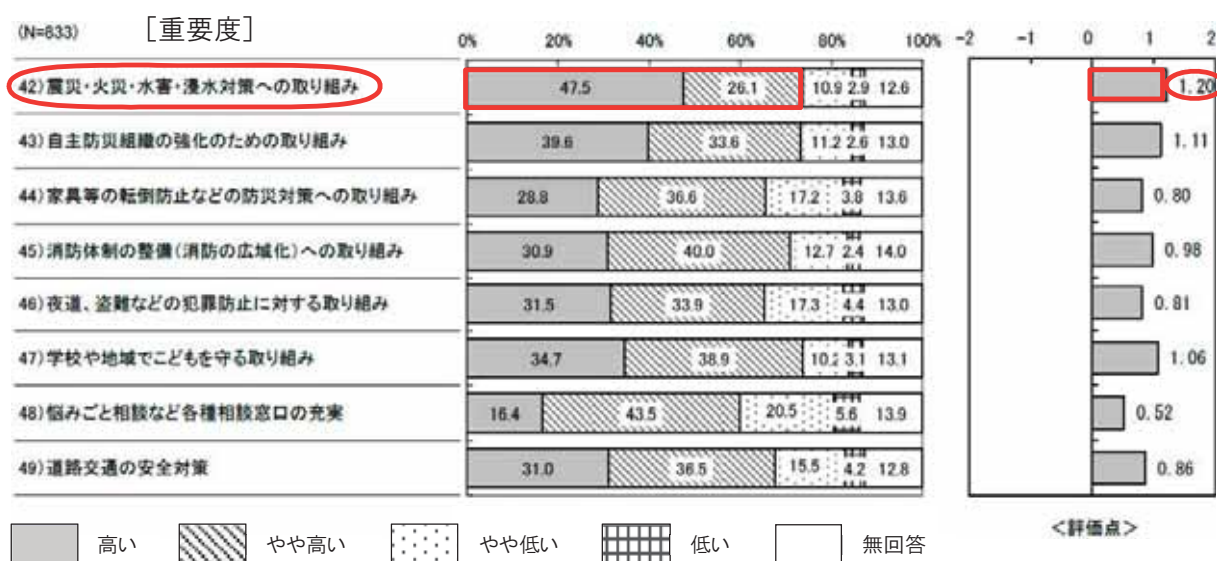
VI 防災面での満足度・重要度評価

防犯対策、交通安全対策、災害対策などの満足度が低い。また、災害対策の重要度が高い。

ア 防災面の取り組みの中で、満足度の評価点が特に高いのは、「学校や地域で子どもを守る取り組み」、「消防体制の整備(消防の広域化)への取り組み」であり、一方、「夜道、盗難などの犯罪防止に対する取り組み」、「道路交通の安全対策」の評価が特に低く、「震災・火災・水害・浸水対策への取り組み」も「やや不満」と「不満」を合わせて半数を超えるなど、相対的に低い評価です。

イ 重要度では、「震災・火災・水害・浸水対策への取り組み」を筆頭に、各項目で重要度が高いという評価になっています。

【市の取り組みの満足度・重要度の評価(防災)】



⑩ 関連計画

Ⅰ 牧之原市

ア 第2次牧之原市総合計画					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 27 年3月	計画期間	平成 27 年度～34 年度
■計画人口：43,000 人(平成 34 年度) ■将来都市像：『絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う NEXTまきのほら』 ■土地・空間利用の基本的な考え方 ○市全体の都市計画の見直し／○魅力的な都市空間の創出／○沿岸部の安全安心と新たな視点による活用／ ○自然環境の保全 ■3つの重点戦略 ○戦略1：活力を高め、若者が魅力を感じる住環境や雇用・教育環境などを実現する ○戦略2：共に支え、安心で想いが実現できる地域社会をつくる ○戦略3：経営を見直し、推進力を高める体制を強化する					
イ 第1次国土利用計画(牧之原市計画)					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 20 年3月	目標年次	平成 27 年
■土地利用の基本方針 ○美しくゆとりある土地利用の推進／○地域振興に向けた持続可能な土地利用の推進／ ○市民の安全のための防災対策の推進／○広域的視点に立った土地利用の推進／ ○市民意見の反映と市民活動の促進 ■ゾーンと拠点 ○5つのゾーン(緑の環境保全・活用ゾーン／農地保全・営農モデルゾーン／牧之原台地活用ゾーン／市街地ゾーン／企業誘致・発展ゾーン) ○3つの交流・流通拠点(インター拠点／御前崎港拠点／空港拠点)					
ウ 牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 27 年 3 月	計画期間	平成 27 年度～31 年度
■計画人口：44,000 人(平成 31 年度) ■将来都市像：『絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う NEXTまきのほら』 ■土地・空間利用の基本的な考え方 ○市全体の都市計画の見直し／○魅力的な都市空間の創出／○沿岸部の安全安心と新たな視点による活用／ ○自然環境の保全 ■3つの重点戦略 ○戦略1：活力を高め、若者が魅力を感じる住環境や雇用・教育環境などを実現する ○戦略2：共に支え、安心で想いが実現できる地域社会をつくる ○戦略3：経営を見直し、推進力を高める体制を強化する					
エ 牧之原市公共施設白書					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 26 年 10 月	計画期間	—
■今後の進め方 ○第1段階：公共施設白書を作成 ○第2段階：公共施設白書のデータを基に、国から要請された「<u>公共施設等総合管理計画</u>」との整合を図りながら、公共施設の再編に向けた基本的な方針・考え方を策定 ○第3段階：個別施設の評価、検討を行い、公共施設の基本方針に基づいて具体的な計画を策定					
オ 平成 18 年度 牧之原市道路整備プログラム					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 19 年 3 月	計画期間	平成 19 年度～28 年度
■骨格道路整備計画 基本方針 ○広域交通拠点や広域都市圏を結ぶ幹線道路の体系的な整備を推進 ○南北軸と東西軸を効果的に連結し、地域と地域を結ぶ交通ネットワークの構築 ○交通安全意識の高揚や道路交通の安全対策を推進					

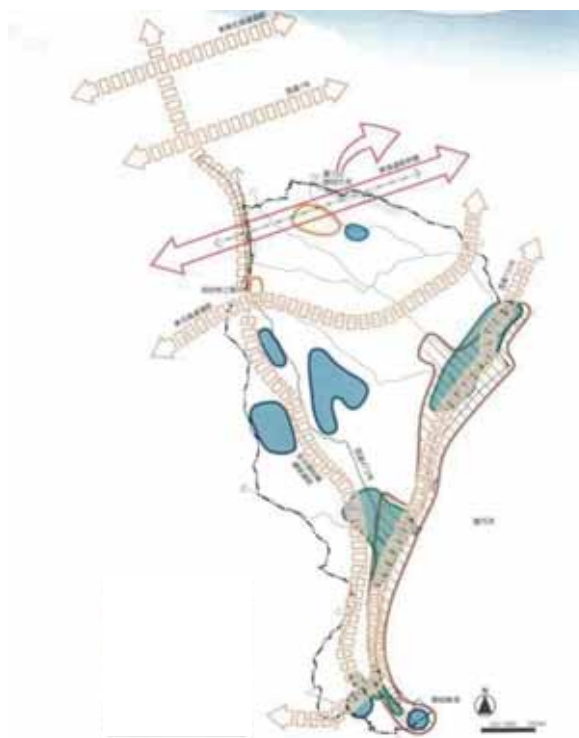
カ 牧之原市地震・津波対策アクションプログラム 2013					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 26 年 3 月	計画期間	平成 25 年度～34 年度
■基本目標 ○市民自らが考え行動し、地震・津波から命を守る(自助) ○被災後の地域住民の生活を地域で支え合い守る(共助) ○迅速かつ着実な復旧と復興を成し遂げる(公助) ■減災目標 ○想定される犠牲者を今後 10 年間で8割減少させることを目指す					
キ 地区津波防災まちづくり計画					
策定主体	相良、片浜、地頭方、川崎、細江地区の 各自治推進協議会	策定年	平成 25 年3月	計画期間	—
■地区別のまちづくり全体のテーマ ○相良地区:生きのびろ計画 救一ピット作戦 ○片浜地区:浜っ子みんないるかあ～「縦に走ろう計画」 ○地頭方地区:津波より高く きずけ地域の絆 ○川崎地区:みんなで生きのこり隊 ○細江地区:生きる備え 未来へ走れ より高く					
ク 牧之原市環境基本計画					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 21 年 3 月	計画期間	平成 20 年度～28 年度
■望ましい環境像:うみ・そら・みどりと共生するまち“まきのはら” ■基本目標 ○里山、里海、そして人をつなぐまちづくり ～ふるさとの自然をみんなで考えよう～ ○全員参加で 4R を積極推進し、ものを大事にする心を育むまち ～牧之原市民はもったいないことはしません～ ○広げよう“クリーン＆グリーン” ～コミュニティが支えるオランまち～ ○低炭素社会への取り組み ～うみ・そら・みどりのために～ ○想いをつなぎ 育てる ふるさとづくり ～幸せ生活実現のために～					
ケ 牧之原市一般廃棄物処理基本計画					
策定主体	牧之原市	策定年	平成 25 年 3 月	計画期間	平成 25 年度～28 年度
■ごみ処理基本計画(基本方針) ○ゴミの発生抑制を優先することとし、発生した廃棄物については、再資源化を図ることで、循環型社会の構築を目指す ■生活排水処理基本計画(基本方針) ○合併処理浄化槽設置の推進 ○公共下水道事業及びコミュニティ・プラントの検討					

II 静岡県

ア 榛南・南遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)					
策定主体	静岡県	策定年	平成 27 年度策定中	目標年次	都市づくりの理念、将来の都市構造:平成 42 年 区域区分、都市施設の整備等:平成 32 年
■ 基本理念 ○地域特性を活かした産業と都市機能が充実した活力あるコンパクトな都市づくり ○広域交通体系を活用した交流と連携による都市づくり ○誰もが安全・安心で快適に暮らせる都市づくり ○恵まれた自然環境を保全し、地域資源を活かした都市づくり ○住民・企業・行政による協働と連携の都市づくり ■ 市街地像(拠点、軸の配置) ○都市拠点(榛原庁舎周辺) ○地域拠点(相良庁舎周辺) ○産業拠点(萩間地区、菅ヶ谷地区、地頭方・新庄地区) ○観光・レクリエーション拠点(静波海岸、さがらサンビーチ) ○広域連携軸(東名高速道路、国道 150 号及び国道 150 号バイパス) ○都市連携軸(国道 473 号及び国道 473 号バイパス、主要地方道島田吉田線、主要地方道掛川浜岡線、主要地方道細江金谷線、臨港道路 4 号、一般県道御前崎堀野新田線)					
イ 静岡県総合計画 後期アクションプラン					
策定主体	静岡県	策定年	平成 26 年 3 月	計画期間	平成 26 年度～29 年度
■ 基本理念:『富国・有徳の理想郷“ふじのくに”づくり』～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～ ■ 目指す姿:『県民幸福度』の最大化 ■ 地域づくりの基本方向(志太榛原・中東遠地域) ○目標:“ふじのくに”の空の玄関口にふさわしい水と緑(食・茶・花)に彩られた美しい品格のある交流都市圏 ・世界との玄関口にふさわしい水と緑あふれる都市機能・交流機能の強化 ・陸・海・空の交通基盤を活用した多彩な産業集積地域の形成 ・奥大井や駿河湾・遠州灘等の多彩な資源を生かした魅力づくり ・水と緑の交流都市圏の形成を促進する交通・情報等のネットワーク化 ・安全・安心で魅力ある水と緑の交流都市圏の形成					
ウ 「内陸のフロンティア」を拓く取組(全体構想)改訂版					
策定主体	静岡県	策定年	平成 26 年 3 月(改訂)	計画期間	短 期:平成 25～29 年 中長期:平成 30～39 年
■ 目指す姿:『安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現』 ■ 基本戦略 ○戦略1:沿岸・都市部のリノベーション(再生) ○戦略2:内陸・高台部のリノベーション(再生) ○戦略3:多層的な地域連携軸の形成 ■ 最優先で取り組む主な防災・減災対策 ○「生活を守る」、「命を守る」、「速やかな復旧」、「事前の復興」に関する各種対策(地震・津波対策、建築物の耐震化、避難訓練、避難先の確保、自主防災体制強化、津波避難施設の整備、避難先や移転先の確保支援など)					

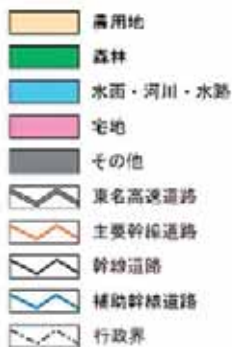
■ 主要計画における将来構想図等

第2次牧之原市総合計画：土地利用構想

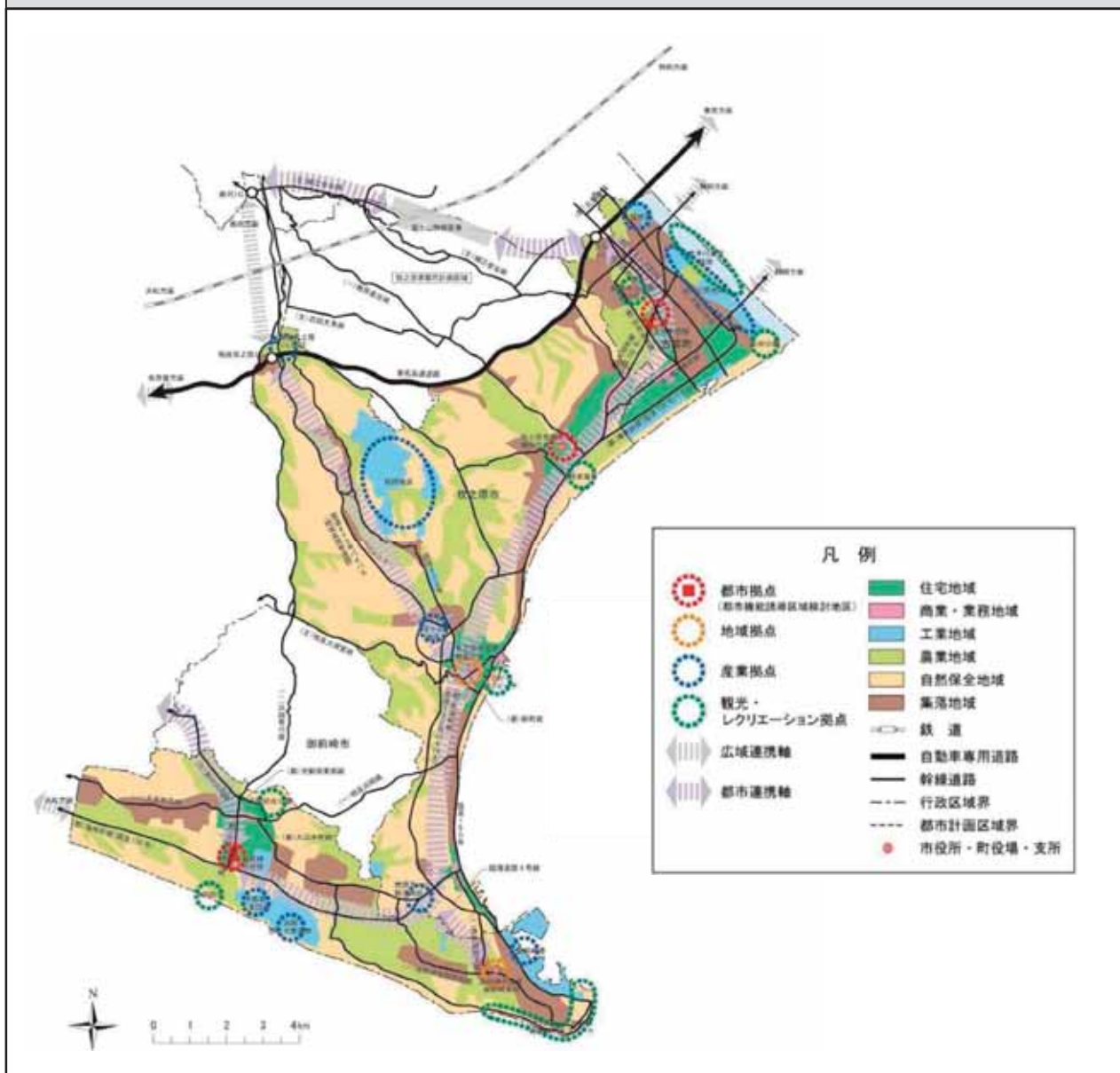


第1次国土利用計画(牧之原市計画)：土地利用構想図

【凡 例】



榛南・南遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：将来市街地像



⑪ 社会環境の変化

全国的な少子高齢化の急速な進展と本格的な人口減少時代の到来、その中での人々の生活スタイルの多様化、情報化や交通インフラの整備等も背景にした経済構造の変動などが、都市のあり方にも大きな影響を及ぼしています。

一方、世界的に環境との共生が求められる中で、都市の運営にも環境負荷の最小化、持続可能性の確保が求められるようになり、また、国・地方自治体を通じた財政制約の増大は、都市経営のあらゆる場面に対し効率化の要請を強めています。加えて、東日本大震災をはじめ多発する災害により、都市の防災・減災対策の必要性、都市の安全性が改めて問われることとなりました。

このような環境変化のもとで、全国の多くの都市は、中心市街地の空洞化や各種都市施設や公共施設の維持管理コストの増大、景観の阻害、都市個性の埋没といった問題を抱え、都市のあり方、都市形成、都市経営の全般にわたり、大きな方向転換を迫られています。

本市においても、都市づくりを取り巻く環境の変化を踏まえながら、計画的な都市づくりを進めていく必要があります。

I コンパクトなまちづくり及びネットワークの充実

人口や経済規模の拡大、自動車の普及等に伴い、市街地が拡大し、都市計画もそれを前提として長く運用されてきました。しかし、人口減少社会に突入し、拡大した市街地のままでは都市施設の整備・管理の効率が低下するとともに中心市街地の空洞化を招く等の弊害が顕著となり、各種都市機能配置の集約化、コンパクトシティ化への転換が大きな流れとなっています。

こうした流れを受け、全国で中心市街地再生への取り組みなど、都市のコンパクト化に向けた取り組みが模索されています。

また、コンパクトに集約された市街地(中心拠点)と郊外部の地域拠点や集落拠点とを公共交通等によりネットワークで結び、誰もが都市活動を効率よく便利に行うことができる環境づくりが求められています。

【参考:関連する国の主な動きなど】

○ 平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行(立地適正化計画の作成について定める)

- 地方都市において拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれる中、都市全体の構造を見渡しなが、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを支援する必要があるとの考えから法律が改正。住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成等について定める。
- 立地適正化計画は、市町村都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている。計画では、目指すべき都市像を踏まえ、都市機能誘導区域(医療・福祉・商業等の都市機能を集約し、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域)と居住誘導区域(生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導し人口密度を維持する区域)を設定する。
- 居住誘導区域の設定にあたっては、災害リスクの高い地域は除外することが望ましいと位置づけられているが、「津波防災地域づくりに関する法律」においてイエローゾーン(津波災害警戒区域)に指定された区域については、津波防災対策(防潮堤)が図られれば、居住誘導区域に設定することができる。また、今後、既成市街地がイエローゾーンに指定された区域を居住誘導区域にするために、津波防災対策をする場合は、交付金嵩上げも検討されている。

○ 平成 27 年 8 月に国土利用計画(全国計画)-第五次-、国土形成計画(全国計画)を策定

- 「本格的な人口減少における国土の適切な管理のあり方の構築」、「持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用」、「巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用への転換」といった、国土利用をめぐる基本的条件の変化への対応を踏まえ、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とする国土利用計画を策定。
- 平成 26 年 7 月に策定した「国土のグランドデザイン 2050」等を踏まえ、急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化への対応を図るため、それぞれの地域の個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することにより、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を基本コンセプトとする国土形成計画を策定。

II 地方都市の活性化、地方創生

人口減少社会の到来、東京圏をはじめとする大都市への人口流出などにより、地方都市における活力の低下などが懸念される中で、これまで以上に、地方都市それぞれが特色や強みを活かし、産業振興や拠点づくり等に向けた独自の取り組みを進め、活性化を図っていくことが求められています。

【参考：関連する国の主な動きなど】

○ 平成 23 年 8 月に総合特別区域法が施行（総合特区制度の創設）

- 新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口として、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」を実現する法律が施行。
- 総合特区制度は、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援しようとするもの。具体的には、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施する。

○ 平成 26 年 12 月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定（閣議決定）

- まち・ひと・しごと創生法に基づき国が策定。人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざし、まち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本方向等を示す。“地方における安定した雇用を創出する”、“地方への新しいひとの流れをつくる”、“若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる”、“時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する”の4つの基本目標を設定。

III 都市施設等の整備・管理の効率化

人口増加及び市街地の拡大に伴って整備されてきた道路や橋梁、上下水道や公園、各種公共施設等は、その維持管理や更新にかかるコスト負担が増大し、財政制約が強まる中で危機感が高まっています。これまでのような整備拡大を前提とするのではなく、既存施設のストック管理を厳格に行い、効率的な維持管理・更新方法の選定、長寿命化、施設の集約、民間の力の有効活用等により、適正に管理していくことが求められています。

【参考：関連する国の主な動きなど】

○ 平成 26 年 4 月に公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を策定

- 公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められている中で、各地方公共団体において公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定のためのマニュアル。

IV 防災・減災力の強化

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、各地で頻発する大規模災害は、都市の脆さを見せつけることになりました。東海・東南海地震の発生も予想される中、特に海岸沿いの都市では津波に対する危機管理意識が高まっています。

都市住民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策、減災対策などの危機管理体制が、これまで以上に求められている中で、ハード、ソフトにわたる防災・減災への取り組みを都市づくりにも反映していく必要があります。

【参考：関連する国の主な動きなど】

○ 平成 23 年 12 月に津波防災地域づくりに関する法律を制定

- 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等について定めた法律。

○ 平成 27 年 1 月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行

- 平成 26 年 8 月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

○ 平成 25 年 3 月に災害廃棄物対策指針が改訂

- 東日本大震災時に災害廃棄物の処理に大変苦労したことを受け、平成 10 年に阪神淡路大震災の被害をもとに策定された「震災廃棄物対策指針」と平成 17 年に策定された水害廃棄物対策指針を統合し、「災害廃棄物対策指針」として改訂。
- 都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物を処理の適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要項目を整理。

○ 平成 27 年 7 月に水防法等の一部を改正する法律が一部施行

- 近年、洪水のほか内水、高潮により現在の想定を超える浸水被害が多発していることなどへの対策を推進するために水防法、下水道法の一部が改正。
- 改正により、現行の洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充して公表、想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表、雨水排除に特化した公共下水道(雨水公共下水道)の創設などの措置を定める。

V 景観・緑の重視

都市型社会が定着し、物質的な豊かさの充足に伴い、都市環境にも「質」の部分の向上が強く求められるようになっていきます。

また、平成 17 年には景観法を中心とする景観緑三法が施行され、景観行政への取り組みが強化されました。これも都市の「質」を高めるものであり、都市の魅力や個性づくりの面からも積極的に受け止めていかなければなりません。

【参考：関連する国の主な動きなど】

○ 平成 17 年6月に景観緑三法が施行

- 景観に関する関心の高まり、良好な景観形成を目指す自治体独自の動きなどを受け、美しい景観づくりや豊かな緑の形成を図るための県や市町村の仕組みを支援するための景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）が施行。
- 景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

VI 環境共生・持続可能性の確保

都市は社会経済活動等に伴いエネルギーを大量に消費する場であり、世界的に地球温暖化への対応が迫られる時代にあって、そこでのエネルギー消費の削減、CO₂ や廃棄物の排出量削減、再生可能エネルギーの利用増大、周辺自然環境の保全など、環境との共生に向けた取り組みが求められています。これらの取り組みは、都市の持続可能性の確保にもつながり、自動車利用抑制と合わせた「歩いて暮らせる」まちづくり、公共交通機関の有効利用などもその一環と捉えることができます。

【参考：関連する国の主な動きなど】

○ 平成 24 年 12 月に都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)が施行、低炭素まちづくり計画作成マニュアルを策定

- 社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を講ずることにより都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

VII ユニバーサルデザインの充実

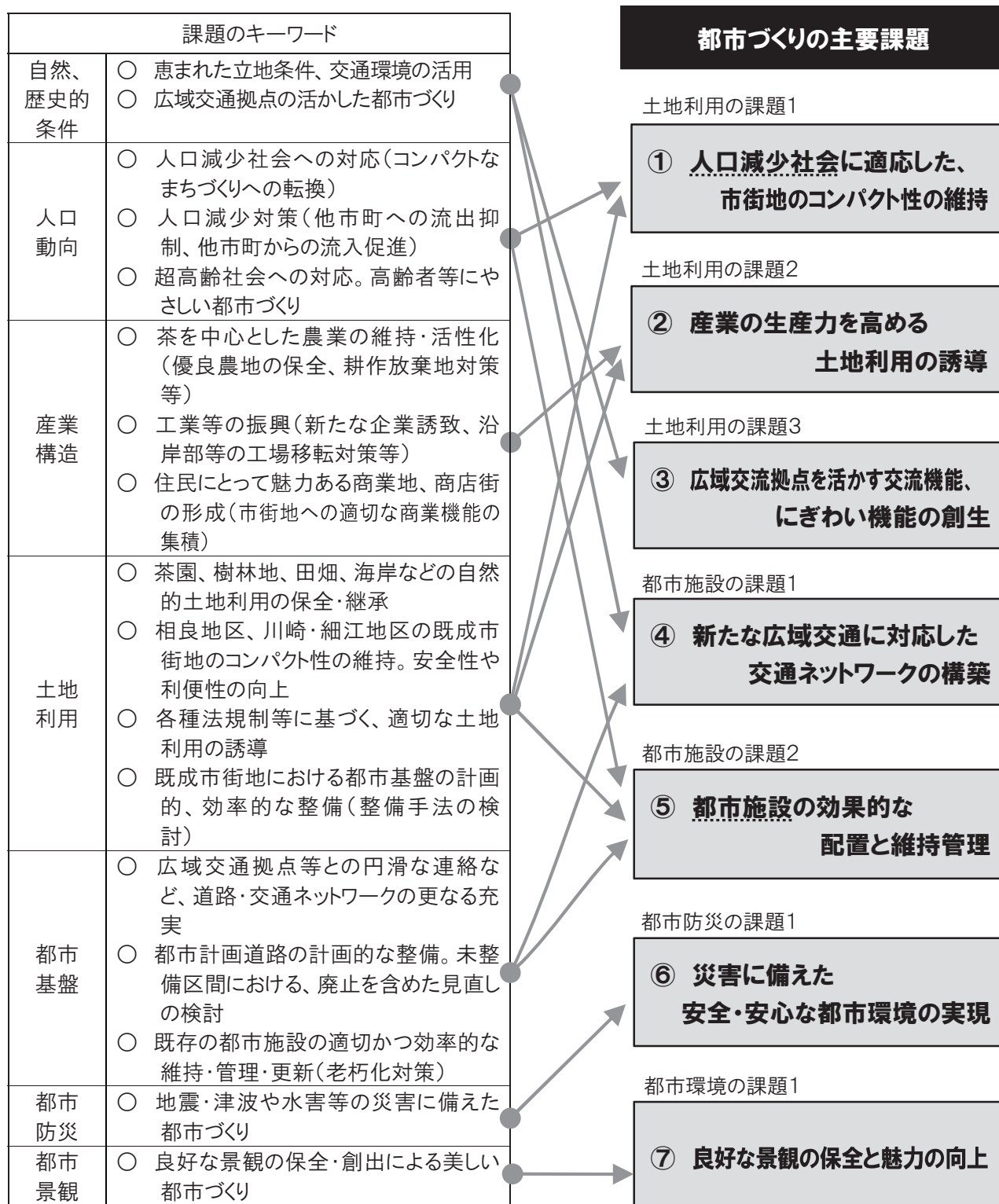
本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者や障がい者なども暮らしやすい都市環境づくりの重要性が高まっており、都市施設や公共施設のバリアフリー化だけでなく、すべての人が使いやすく住みやすい都市空間の形成に向け、ユニバーサルデザインの視点の強化が改めて求められています。ハード面の整備だけでなく、人々が助け合い支え合って生活できる社会のシステム形成が必要であり、そのための都市のあり方も再検討されなければなりません。

【参考：関連する国の主な動きなど】

- 平成 18 年 12 月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が施行
 - 高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。

(2) 都市づくりの主要課題

都市の現況特性から課題のキーワードを抽出し、それらをもとに、「都市づくりの主要課題」を7つに集約整理しました。



① 人口減少社会に適応した、市街地のコンパクト性の維持

牧之原市の市街地は、相良地区、川崎・細江地区の複眼構造で形成されており、市域面積の 8.5%にあたる用途地域内に人口の約半数が居住しています。用途地域外は農用地区域または地域森林計画対象民有林の規制等もあって大規模な開発の進行は少なく、その意味でコンパクト性を有しているといえます。

人口減少社会に転換し、投資の集中化、分散抑制が求められる中で、このコンパクト性は今後の牧之原市のまちづくりにとって大きな優位性となり、これを維持していくことが大きな課題となります。

今後も無秩序に市街地を拡散させることなく、両既成市街地内の生活環境、都市環境の向上や効率的機能配置により、居住機能、商業等都市機能の集約化等を促すとともに、そのために必要かつ適切な誘導措置やゾーニングの再検討などを進める必要があります。

既成市街地以外については、無秩序な開発の抑制を基本としつつ、相良牧之原ICや富士山静岡空港などの広域交流拠点を活かし、両既成市街地に人・もの・情報等を導く土地利用や沿岸地域の人口、企業の移転の受け皿としての土地利用などの可能性を検討しながら、適正な土地利用を形成していく必要があります。

② 産業の生産力を高める土地利用の誘導

牧之原市は、日本の経済活動等を支える国土軸に接する位置にあり、多様な交通インフラが整備されています。こうした恵まれた立地条件や交通環境のなか、有力企業の事業所立地や全国有数の茶の産地であることなど、産業経済の優位性を発揮していました。しかしながら近年、事業所数や就業人口の減少、茶産出額の落ち込みなど、地域経済基盤としての産業力に停滞感がみられます。また、今後は震災リスクの影響等に伴う沿岸地域の企業の高台移転への対応も求められます。

一方で、市街地の拡散抑制、優良な農業環境の保全が求められることから、それらと両立した効率的な企業立地用地の確保が必要となります。相良牧之原IC、富士山静岡空港、御前崎港といった広域交通拠点の存在を優位条件としつつ、関連基盤投資の分散を最小限にするよう、既存の工業系用途地域や工業団地の近接地等において、新たな企業の進出や沿岸部の工場の移転の受け皿となる工場用地の集約的な確保を図っていく必要があります。

③ 広域交流拠点を活かす交流機能、にぎわい機能の創生

相良牧之原IC、富士山静岡空港、御前崎港といった広域交通拠点は、牧之原市の都市構造に変化をもたらす外的要因となるものです。相良地区、川崎・細江地区の両既成市街地を貫く国道 150 号ラインを主軸としてきた都市構造に対し、内陸側にも新たな広域的交流の玄関口が位置づけられたこととなり、これを市の活性化に良好な形で活かすことが期待されます。

ICや空港の周辺が良好な農業地域であることも考慮すると、ここを介して両既成市街地など市内各方面にインパクトを導く場として、必要な交流機能やにぎわい機能を計画的に創生していく必要があります。

交流機能やにぎわい機能の創生にあたっては、周辺の農地との調和や農業振興とのバランスに留意する必要があります。

都市施設の課題1

④ 新たな広域交通に対応した交通ネットワークの構築

相良牧之原ICや富士山静岡空港という新たな広域交流拠点を市の活性化に活かすためには、それらと既成市街地の連絡も含めた交通ネットワークの構築が不可欠です。従来の沿岸部における国道 150 号ラインに加えて、相良地区、川崎・細江地区の既成市街地から内陸部の新たな拠点に向けた円滑な動線の確保が必要であり、金谷御前崎連絡道路の整備・活用のほか、既存県道の機能強化などが求められます。

一方、海岸沿いラインにおいては、南遠幹線、榛南幹線の整備が求められていますが、防災上の観点からはこれらのみに頼るのではなく、代替確保を兼ねた両既成市街地間のルート複線化などの機能強化が必要となります。

以上のことから、海岸線ラインを土台、裾野とし、IC、空港、さらには新東名高速道路の島田金谷IC方面を頂点、山頂とする富士山型ネットワーク構造の骨格ネットワークの形成を図ることが、牧之原市の新たな都市構造形成のための重要な課題といえます。

また、2つの既成市街地内では、コンパクトな中で都市機能が効率的に配置されるよう、生活利便を高める既成市街地内道路網の整備を進める必要があります。道路の整備にあたっては、新たな都市構造を踏まえ、都市計画道路を含めた既存の道路整備プログラムを再検証した上で、必要路線の整備を進める必要があります。あわせて、高齢化の進展に伴い重要性が高まる公共交通機能の確保、市民生活、広域交流のニーズに即したネットワークの維持向上に努めることも必要となります。

⑤ 都市施設の効果的な配置と維持管理

人口減少社会において、都市施設の整備はその維持管理までを含めた効率性を重視して進める必要があります。

都市計画道路は計画延長の約45%が未整備ですが、その整備にあたっては、目指す都市構造や土地利用の誘導に効果的な道路網となるよう、必要な計画見直しも行いつつ効率的に進める必要があります。

都市計画公園は開設済みであり、今後、その維持管理に市民や民間企業の力を活用し、コスト抑制を図ることや都市構造に見合った配置の検証、災害時における避難地としての機能の強化などが求められます。

公共下水道は未整備ですが、コンパクトな複眼市街地にふさわしいあり方を整備の是非も含めて検討し、それぞれの地域の環境にあった、より効果的、効率的な生活排水対策を進める必要があります。

⑥ 災害に備えた安全・安心な都市環境の実現

東日本大震災やそれに伴う原発事故は、海岸沿いに位置し、浜岡原子力発電所に近い牧之原市の市民にも多くの不安を与えています。相良地区、川崎・細江地区の両既成市街地の広い範囲において、大規模地震による津波での浸水が予想されており、「静岡モデル」の海岸防潮堤や海岸保安林の整備により浸水を抑制する減災対策のほか、市民の生命を守るための津波避難施設（避難タワー、避難ビル、いのち山）の整備、安全な避難路の確保などを、都市防災施設としての位置づけのもとに進める必要があります。さらに、市民一人ひとりの防災に対する意識の高揚や地域における防災組織の強化なども併せ、ハード、ソフト両面からの防災・減災対策を効果的に進める必要があります。

また、2つの既成市街地内での被害を軽減する居住のあり方などを検討し、より安全性の高い土地利用、都市機能配置の再編を図ることが望ましく、そのために必要な誘導措置、事業手法の検討等を進める必要があります。

⑦ 良好な景観の保全と魅力の向上

白砂青松の美しい海岸、台地上の広大な茶園や樹林地、社寺等の歴史文化資源、様々な花が作り出す美しい景観などの良好な景観は牧之原市の大きな財産です。平成 21 年には景観行政団体に移行しました。今後、既存の(旧相良町)景観形成ガイドプランを活かし、景観法上の景観計画の策定及び景観条例の制定をはじめ、景観資源の特性を活かす景観行政を推進する必要があります。

また、行政や企業・市民の活動の双方を通じて、施設整備や街並み形成における景観的配慮が望まれ、地域の個性を創生していくことが求められます。こうした景観の保全、創生を低迷している観光振興に結びつけていくことが期待されます。

2 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりを取り巻く環境の変化への対応を図りながら、これまで守り、培ってきた本市の魅力や個性、取り組んできた都市づくりを活かし、将来にわたり住む場、働く場として選ばれる都市づくりを進める上での基本的な考え方を次のように定めます。

① 協働による都市づくり

人口減少と高齢化による財政縮減の中で、協働により都市づくりの担い手の裾野を広げ、効率的で持続可能な都市経営を実現します。

牧之原市の強みである協働活動による絆と元気を原動力に、次世代につながる賑わいと希望に満ちた都市づくりを推進します。

② 安全安心な都市づくり

牧之原市が抱える災害リスクを明らかにして防災・減災対策を実施し、災害に強い都市構造を実現します。

市民の約7割が居住している沿岸部において津波防災まちづくりを行い、次世代につながる安全安心に暮らせる都市づくりを推進します。

③ 連携軸(ネットワーク)でつながる都市づくり

東名高速道路・国道 473 号・国道 150 号による東西南北の都市連携軸、富士山静岡空港・新幹線、御前崎港による国土レベルの広域連携軸、市内の生活連携軸を生かし、人・もの・情報がつながる都市構造を実現します。

牧之原市の地理的特性や既存交通インフラを活用し、次世代につながる連携軸(ネットワーク)を生かした都市づくりを推進します。

④ 住んでみたい、住み続けたい都市づくり

人々の営みや交流が都市に豊かさをもたらすことを重視し、国内外の人々のにぎわいと活力にあふれる都市空間の形成を実現します。

また、豊かな歴史や文化が感じられ、美しい景観や緑あふれる環境づくりを図るとともに、若者が働く場、ゆとりやうるおいのある良質な住宅地を創生し、次世代につながる、住んでみたい、住み続けたい都市づくりを推進します。

⑤ 次世代(NEXT)を担う都市づくり

市街地の郊外部における無秩序な拡散を抑制し、市街地と農山漁村が共存する都市経営を実現します。

将来世代も豊かに暮らせるよう、人口減少社会に対応したコンパクトな都市構造、公共交通の充実、公共施設の最適化、自然環境と共存した低炭素・循環型都市を目指し、次世代(NEXT)を担う都市づくりを推進します。

(2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標は、「都市づくりの基本理念」に基づき、市民・地域・企業・行政等が協働で取り組む結果としてみえてくる姿と考え、都市づくりの基本理念の各項目の内容を凝縮し、象徴化した表現として、次のように定めます。

基本理念		目標への象徴化		目標ワード
協働による まちづくり	⇒	協働による …絆 …元気	⇒	絆と元気が創る
安全安心な まちづくり	⇒	安全安心な …安全安心 ⇒幸せ	⇒	幸せ あふれ
連携軸(ネットワーク) でつながる まちづくり	⇒	連携軸 (ネットワーク) …快適⇒幸せ でつながる	⇒	みんなが集う
住んでみたい、 住み続けたい まちづくり	⇒	住んでみたい、 …みんな 住み続けたい …集う	⇒	NEXT まきのほら
次世代(NEXT) を担う まちづくり	⇒	次世代(NEXT) …NEXT を担う …牧之原市	⇒	



都市づくりの目標

絆と元気が創る

幸せあふれ みんなが集う

NEXT まきのほら

上位計画との一体性

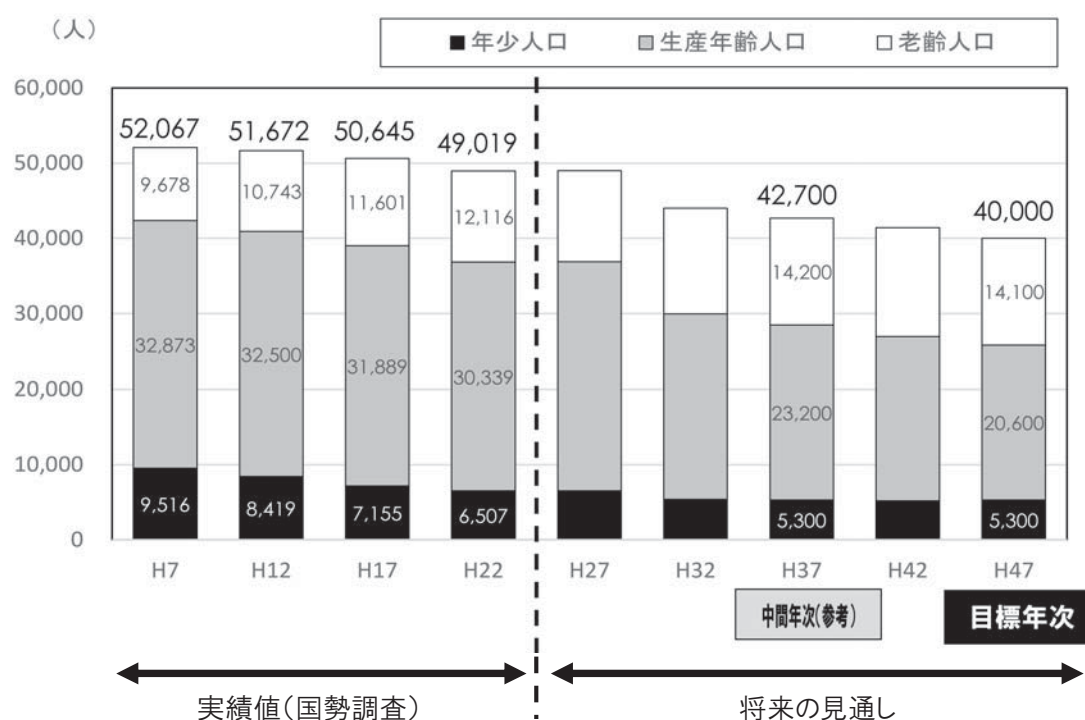
- ① 『第2次牧之原市総合計画』の将来都市像「絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う NEXT まきのほら」が牧之原市が目指す「都市づくりの目標」そのものである為、『牧之原市都市計画マスタープラン』の「都市づくりの目標」としても採用しました。
- ② 『静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針』の都市づくりの基本理念「一人ひとりの力で未来の世代に静岡県の魅力を継承する都市づくり」を尊重し、「未来の世代」を「NEXT(次世代)」、「魅力を継承する都市」を「幸せあふれみんなが集う」とする文言に託しました。
- ③ 『第2次牧之原市総合計画』、『榛南・南遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)』と『牧之原市都市計画マスタープラン』が一体となって計画を強力に推進していくことを象徴しています。

(3) 将来人口フレーム

本市の人口は、平成7年をピークに減少しており、平成22年には49,019人となっています。

今後も減少傾向が続くことが予測される中で、本計画では、人口流出に歯止めをかけ、出生率向上を図ることで、平成72年の将来人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計人口よりも約5,000人増えると想定した、「牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年3月)」における将来人口の見通しに基づき、**目標年次の平成47年将来人口を40,000人**と想定します。

年齢別人口は、年少人口(0～14歳)が5,300人、生産年齢人口(15～64歳)が20,600人、老年人口(65歳以上)が14,100人と想定します。



◆ 参考: 牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口の見通し ◆

区分	2010年 (H22年)	2020年 (H32年)	2030年 (H42年)	2040年 (H52年)	2050年 (H62年)	2060年 (H72年)
年少人口 0～14歳	6,508 (13.3%)	5,375 (12.2%)	5,201 (12.6%)	5,374 (13.9%)	5,042 (14.3%)	4,567 (14.1%)
生産年齢人口 15～64歳	30,383 (62.0%)	24,605 (55.9%)	21,840 (52.7%)	19,357 (50.2%)	17,973 (50.9%)	17,347 (53.4%)
老年人口 65歳以上	12,128 (24.7%)	14,020 (31.9%)	14,378 (34.7%)	13,835 (35.9%)	12,302 (34.8%)	10,556 (32.5%)
計	49,019	44,000	41,419	38,566	35,317	32,470
人口問題研究所 推計値	49,019	45,398	41,424	36,959	32,103	27,590

総合戦略の方が
約5,000人多い

【総合戦略の仮定値】

合計特殊出生率: 現在の1.52から、平成32(2020)年には1.70程度、その後は、平成37(2025)年に1.80、平成42(2030)年に2.00程度、平成47(2035)年には人口置換水準である2.07程度とする。

純移動率: 東日本大震災の影響により急増している転出者数を抑制、平成32(2020)年までにH17→H22の純移動率まで戻す。その後は、Uターン就職等、若者の転入者を増やし、20～24歳→25～29歳の転入超過数を7割増加させるとともに、子育て世代の転出抑制により、25～29歳→30～34歳、30～34歳→35～39歳の転出超過数を7割減少させる。さらには、その効果を各年齢階級に波及させる。

(4) 将来都市構造

都市づくりの基本理念、都市づくりの目標の実現に向けたまちづくりを展開していく上で、将来目指すべき都市構造を次のように設定します。

① 基本的な考え方

将来都市構造は、生活や産業などあらゆる活動の基礎として、牧之原らしさを失うことなく、住む・働く・憩う・遊ぶなどの様々な機能の安全性や利便性を高め、それらを次世代に継承する持続可能なものでなくてはなりません。

都市構造に関しては、全国的な人口減少社会にあつて、都市政策においても効率化、「選択と集中」が強く求められ、これまでの人口増加を前提の拡大を基本とした都市づくりから「コンパクトにネットワークでつなぐ都市づくり」への転換が求められています。

そうした中で本市の現状は、相良地区、川崎・細江地区のほぼ規模を同じくする2つの既成市街地に人口や各種生活関連施設、商業施設等都市機能が集積し、それ以外の郊外部は工業の立地以外は市街地の拡散があまり見られず、自然や農地の環境が守られているという、「コンパクトな都市」の様相を既に持ち、それを維持しているといえます。

2つの既成市街地による「複眼型(眼鏡型)」の構造ながら、このコンパクト性は、今後の時代においては大きな財産であるため、臨海部への防潮堤の整備を推進しながら、より安全な内陸側へコンパクトな市街地を徐々にシフトしていく必要があります。今後も人口の減少が続く中で、市街地の拡大、拡散はできるだけ避け、「複眼型(眼鏡型)コンパクトシティ構造」を将来にわたり維持し、コンパクトな両市街地内での安全安心で便利な都市環境づくりを効率的に進めることを基本とします。

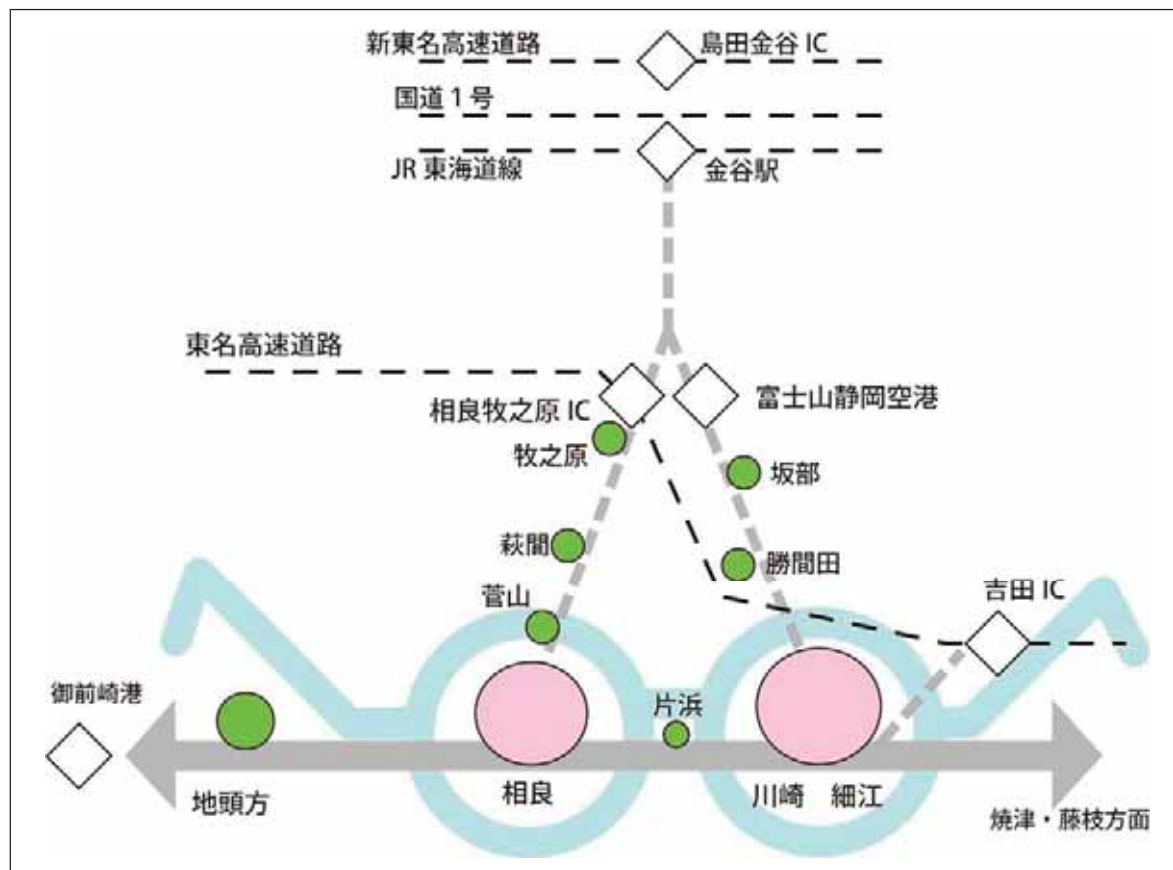
また、従来の本市の都市構造は、相良地区、川崎・細江地区の既成市街地を含む臨海地区を連絡する国道 150 号を中心とする「眼鏡型単線構造」が形成されてきたものの、今後は、地震・津波等の大規模災害を考慮して、都市の防災・減災力の強化(レジリエンス)を図るとともに、内陸部に整備された相良牧之原ICや富士山静岡空港という広域交流拠点の整備効果を市内に引き込むことが重要になります。そのため、金谷御前崎連絡道路の活用も含む内陸部と臨海部の連絡をこれまで以上に重視し、臨海線ラインを土台、裾野とし、市内 10 地区(自治推進協議会の 10 地区)を連携(ネットワーク)しながら、IC、空港、さらに金谷駅、新東名高速道路島田金谷IC方面を頂点、山頂とする「富士山型ネットワーク構造」への転換を図っていきます。10 地区がこの「富士山型ネットワーク構造」の軸でつながり、交流が増加することにより、牧之原市全体が活気に満ちていきます。

富士山型ネットワーク都市構造の初期の段階では、「富士山型」の裾野部「都市拠点(相良地区、川崎・細江地区の2つの既成市街地)」と「富士山型」の山頂部「広域交流拠点(相良牧之原IC、富士山静岡空港周辺の新規魅力開発地等)」は、「都市拠点」で生活する在住市民が、「広域交流拠点」内の新規進出企業で働く生活スタイルがイメージされます。

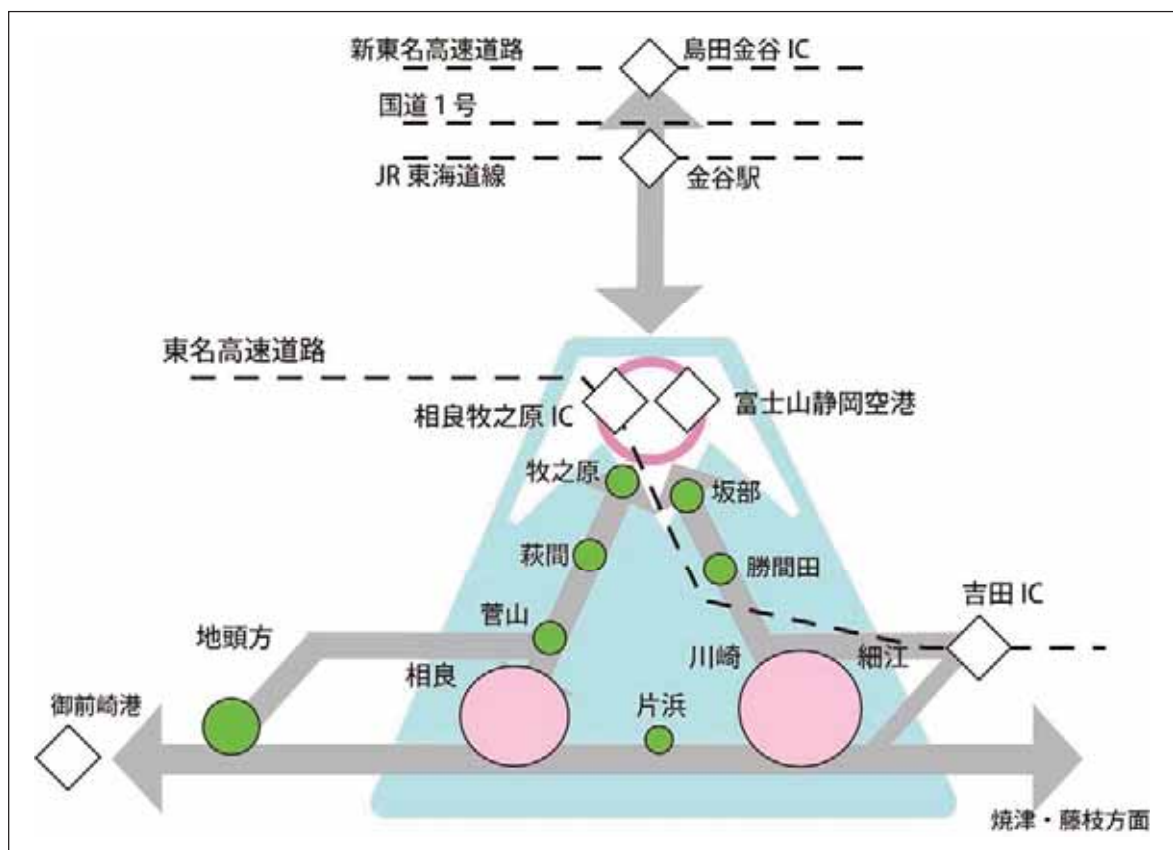
「広域交流拠点」内には多くの企業が進出し、「都市拠点」との行き来が増加します。「広域交流拠点」に市外から転入して居住する市民等が増加し、公共交通等の拡充を通じて広域交流拠点内に段々と生活する場が整備されていくことが想定されます。

裾野である「都市拠点」と山頂部の「広域交流拠点」の相互交流が増加し、都市全体が発展する、新たな牧之原市の「富士山型ネットワーク構造」都市が形成されていきます。

《現在の都市構造 ⇒ 眼鏡型単線構造》



《将来都市構造 ⇒ 富士山型ネットワーク構造》



I コンパクト市街地形成ゾーン

用途地域が指定されている地域であり、コンパクトに形成された市街地には市民の約半数が居住しています。

市街地のコンパクト性の維持を基本とし、既成市街地内における適正な土地利用の誘導・配置や必要に応じた再編、都市施設の計画的な整備・更新、津波に対する防災・減災対策等により、居住機能や都市機能の充実を図ります。

II 工業振興ゾーン

工業地域、工業専用地域が指定されている地域や大規模工場、工業団地が整備されている地域であり、農業とともに本市の産業経済の発展を支えてきました。

今後も立地している企業と連携・協力しながら、企業が安心、快適に操業することができる環境の整備・充実を図り、工業地として持続的な利用を図ります。

III 集落環境保全ゾーン

用途地域外等の台地の山裾や河川沿いの平坦地等に集落が形成している地域であり、台地斜面の山林や茶園・田園に囲まれ、緑豊かな環境のもと静かで落ち着いた集落環境が残されています。

山林や茶園・田園と調和した良好な環境の維持を基本としつつ、自然災害対策や生活道路の改善などにより、集落地としての安全性・利便性の向上を図ります。

IV 森林・農地保全ゾーン

台地斜面の山林及び台地や河川沿いの平坦地に茶園や田園が広がる地域であり、緑豊かな自然環境やまとまりある茶園・田園風景が形成されています。

現在の良好な環境の保全を基本とし、山林や農地の適正な維持・管理、農地の集約化等を図るとともに、無秩序な開発や土地利用転換による環境の悪化を抑制します。

V 住宅地検討ゾーン

既成住宅地に近接した高台の地域であり、農地や集落が形成されています。

東日本大震災の発生以降、沿岸地域を中心に人口の流出が進んでいる中で、市外への流出を抑制するため、震災リスクの低い本地域への移転を望む人たちの受け皿として位置づけ、コンパクトな市街地の形成や良好な営農環境の保全等に留意しながら、受け皿としての土地利用の規制・誘導や都市基盤の整備手法等について検討します。

VI 産業誘導検討ゾーン

台地上の樹林地や農地が広がる地域であり、相良牧之原 IC や富士山静岡空港(新幹線新駅構想)を活かした新たな土地活用が期待されています。

既存の工業地域や工業団地に未利用地が少ない中で、本地域を恵まれた交通利便性等を活かした新たな企業誘致や沿岸部の産業移転の受け皿として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しながら、受け皿としての土地利用の規制・誘導や都市基盤の整備手法等について検討します。

I 都市拠点

相良地区、川崎・細江地区の両市街地における市役所周辺は、都市拠点として行政、教育、商業、医療などの既存の都市機能を維持・充実するとともに、地域の実情に応じて必要となる居住機能、都市機能等の誘導を図り、拠点としての魅力、利便性を高めます。

II 広域交流拠点

多くの人やものが行き交う相良牧之原IC周辺や富士山静岡空港(新幹線新駅構想)周辺、御前崎港周辺は、広域交流拠点としてその交通利便性を活かしながら、新たな活力・にぎわい・交流を生み出す場として、そして、牧之原市におけるインバウンドの玄関口として有効活用を図ります。

III 産業拠点

工業地域、工業専用地域が指定されている地域や大規模工場、工業団地が整備されている地区は、産業拠点として、良好な生産環境の維持・充実を図りながら、更なる産業の活性化を図ります。

また、基幹産業である茶の工場の観光や国内外の人々との交流施設としての有効活用を図ります。

IV 観光・レクリエーション拠点

静波海岸やさがらサンビーチ、6・5・1 榛原総合運動公園、4・4・2 小堤山公園周辺、8・3・2 油田の里公園周辺、さがら子生れ温泉会館周辺、勝間田公園・ふるさと体験の森ゆうゆうらんど周辺は、観光・レクリエーション拠点として、良好な自然環境等を守りながら、より多くの人に利用される憩いの場として環境の整備・充実を図ります。

I 広域連携軸

陸路、海路、空路において国土レベルで周辺都市と連絡する本市の主要な軸であり、広域にわたる市民生活や産業活動、各都市との連携交流を支えています。

陸路(自動車道)においては、国道 150 号バイパスや金谷相良道路の整備の促進等により、広域連携軸としての機能の拡充を図り、市民生活や産業活動の利便性を高めるとともに、周辺市町との連携交流の活発化を図ります。また、臨海ラインにおいては、災害時の代替機能確保のため、ルート of 複線化を目指します。

陸路(鉄道)においては、新幹線新駅構想の実現を促進します。

海路、空路においては、多方面へのネットワークの強化を促し、国内外の各都市との連携交流を進めます。

II 都市連携軸

広域連携軸に連結する主要な軸であり、広域連携軸とともに市民生活や産業活動を支えています。

既存の県道の機能の強化等により、広域連携軸への円滑な連絡を図り、市民生活や産業活動の利便性を高めるとともに、富士山静岡空港や相良牧之原IC、新東名島田金谷ICからの車や人を市街地方面に誘導し、新たな交流の創生、市の活性化に結びつけます。

III 臨海防災軸

駿河湾に面し、白砂青松の美しい景観や眺望、海水浴やマリンスポーツなど海とのふれあいを楽しむことができる軸であり、一部は県立自然公園に指定されています。

粘り強い防潮堤、避難路、津波避難タワー・ビル、いのち山等の整備を推進し、防災・減災対策を実施することによって、市民の7割が居住する臨海地区の安全性を高めます。

更に、防潮堤と海岸保安林を一体的に活用したみどりの防潮堤の整備などを検討し、臨海地区における津波リスクの軽減、安全・安心な都市形成を図ります。

良好な自然環境、美しい景観を保全・活用しながら、多くの人が海とのふれあいを求めて訪れるような環境の整備・充実を図り、臨海防災軸としての魅力の向上を図ります。

各土地利用ゾーン(52 頁)、各拠点(53 頁)を骨格軸(広域連携軸・都市連携軸等)(54 頁)のネットワークで結びます。各々のゾーン、拠点の魅力を相乗的に引き出す「富士山型ネットワーク構造」による活力あるダイナミックな牧之原市を目指します。

将来都市構造図



3 都市基本計画

都市づくりの基本理念、都市づくりの目標等を踏まえ、土地利用、都市施設、都市防災、都市環境の各分野における都市基本計画を次のように定めます。

(1)	土地利用 基本計画	① 基本方針
		② 区分別配置
(2)	都市施設 基本計画	① 交通施設
		② 公園緑地
		③ 河川、雨水・生活排水処理施設
		④ ごみ処理及びし尿処理施設、火葬場
(3)	都市防災 基本計画	① 地震・津波対策
		② 水害・土砂災害対策
(4)	都市環境 基本計画	① 都市景観
		② 都市環境
		③ 教育・福祉等の環境

(1) 土地利用基本計画

① 基本方針

牧之原市の土地利用は、相良地区、川崎・細江地区の両市街地とその周辺に住宅や商業・業務等の都市的土地利用が比較的コンパクトに集積しています。そのほかでは農地や山林が維持され、その中に工業用地が集团的に形成されるという、複眼ながらコンパクトな都市構造に対応したものとなっています。

しかし、東日本大震災の発生以降、津波リスクに対する認識の高まりによって、沿岸部の既成市街地において人口減少が顕著になるとともに、都市的土地利用の無秩序な拡散の懸念が高まっています。

既に人口が減少に転じている中で、このコンパクトな都市構造はひとつの強みになるとも考えられ、既成市街地における土地利用の有効活用を図ると同時に、広域交通結節点周辺などにおいて、産業系用地の確保や住宅、商業・業務等の都市的土地利用を推進し、計画的かつ効率的な都市機能(都市的土地利用)の集約促進を図るよう土地利用全体の基本方針を次のように定めます。

I 自然災害リスクの軽減に向けた土地利用

地震・津波や内水氾濫、土砂災害など自然災害のリスクが高い地域を中心に、最新の科学的根拠等に基づいた被害想定に対し、人的・物的被害を最小限に食い止められるよう適正な土地利用の規制・誘導、防災・減災対策を推進します。

特に沿岸部の既成市街地では、居住機能や都市機能等の集約を促進する上で重要課題となる津波に対する防災・減災対策について、住居系用途を内陸方面に段階的にシフトすることや防潮施設、避難路、避難施設の整備などを迅速に推進します。

II 市街地における効率的で利便性の高い土地利用

人口減少社会で継続的、効率的に市街地を維持するため、市街地の無秩序な拡大・拡散の抑制を基本とし、既成市街地内において用途地域に基づき、計画的に居住機能や商業業務機能等の都市機能の集約を推進します。

居住機能や都市機能の集約にあたっては、空き家や空き地などの低未利用地の有効活用を図ります。

また、立地適正化計画の策定の検討、静岡県による津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定等と連携しながら、既成市街地における更なるコンパクト化や必要に応じた用途地域の見直しを推進します。

III 良好な市街地環境の整備・充実

宅地が密集した地区及び未利用地がみられる用途地域内では、街路事業等による都市基盤施設の整備、地区計画制度及び建築協定等の導入を必要に応じて進め、計画的に良好な市街地形成を図ります。

既成市街地において都市基盤施設が未整備な地区については、各地区の特性を考慮し、道路の整備及び用途の混在を解消する方策を検討し、居住環境の向上を図ります。

良好な市街地形成に向けた土地利用を図るため、都市計画や環境づくりへの住民の関心を高め、住民協働による事業推進を促します。

IV 産業の活性化、転入人口増加に向けた高台での効率的開発による土地利用

引き続き既存の農地や工業団地等において、産業基盤としての持続的な利用を通じて、産業の維持・活性化を図ります。また、相良牧之原ICや富士山静岡空港(新幹線新駅構想)、国道 473 号バイパスICなどの広域交通結節点周辺、それらを結ぶ幹線道路沿いなど、交通インフラを活用できる内陸部での産業系用地の確保や交流拠点の整備によって、産業の活性化や交流人口の拡大を導きます。

また、市外から市の魅力を感じて移住する人等を計画的かつ適正に誘導するため、前述の広域交流拠点や既成市街地周辺部の高台へ住宅地の確保を図ります。

このため、準都市計画区域から都市計画区域への変更、用途地域の指定による適切な土地利用の誘導を推進します。

V 農地・山林の保全・活用

農地の無秩序な開発を抑制し、茶園に代表されるまとまりある優良農地を引き続き保全、集約することで、農業生産性を高め、農地の持続的利用を図ります。

基幹産業である茶をはじめとする様々な農産物を活用した6次産業化や観光農園としての利用により、インバウンドを誘引し、牧之原市の魅力を高めます。

また、台地斜面の山林(樹林地)や臨海部の防風林などの自然地を保全し、緑豊かな環境や景観を維持します。



▲市街地(小堤山公園より)



▲茶園(毘尾地区)

② 区分別配置

土地利用区分別の配置計画、土地の利用イメージを次のように定めます。

Ⅰ 住宅地、高台住宅検討地

現状・課題	配置計画
ア 相良地区、川崎・細江地区の既成市街地(用途地域内)を中心に、住宅が集積しているほか、地頭方地区にも集積がみられます。 イ 相良地区の大江地区は用途地域(第1種低層住居専用地域)が指定されているものの、都市基盤の整備が進められておらず、宅地化が進んでいません。 ウ 海岸から市街地にかけて広い範囲が、静岡県第4次地震被害想定レベル2における津波浸水想定区域となっていることから、東日本大震災以降、内陸部への住宅の建築が見られます。	ア 相良地区、川崎・細江地区の既成市街地内において、公共交通の利用等も考慮した計画的な住宅地の集約を推進します。 イ レベル2における津波浸水被害が想定される区域に対しては、居住する住民の意向や需要にあわせて、津波リスクが低い内陸部に誘導します。さらに、必要に応じて、既成市街地に近い高台や内陸部に新たな住宅地(高台住宅地)の配置を検討します。 ウ 津波リスクが高く、都市基盤の整備が進んでいない大江地区の住居系用途地域、相良地区の国道150号沿岸地域、地頭方地区の沿岸地域の用途地域の見直し(用途地域の除外を含む)を検討します。また、用途地域を除外した場合の代替措置として、既成市街地に近い高台等への新たな住宅地の配置を検討します。新規住宅地の検討にあたっては、住宅マスタープラン(住生活基本計画)や地域住宅計画の整理を検討していきます。 エ 中長期的には、津波リスクの高い地域に指定されている用途地域の見直しを検討します。
	土地の利用イメージ
	ア 既成市街地内に居住機能を集約しながら、津波に対する防災・減災対策や河川の浸水被害対策、生活道路の整備など、暮らしの安全性・快適性を高めるために必要となる生活基盤の整備・充実を図り、安全で快適な住宅地を形成します。 イ 居住機能の集約にあたっては、空き家や中古住宅などの有効活用を図ります。また、地域の景観、防犯、防災上等の視点から、空き家の適切な維持・管理方策、空き家対策の協議会設置を検討します。 ウ 市営住宅については老朽化が進んだものがあり、公共施設マネジメントの将来的な方向性と進め方などを示した基本方針に基づき、計画的な統廃合、改修等を進めます。 エ 高台等に新たに確保する住宅地では、既成市街地のまとまりや地域コミュニティの維持等に配慮しながら、沿岸部からの住宅の移転意向等の受け皿として、また、市外から魅力を感じて移住する受け皿として適切な土地利用を検討します。

II 商業地

現状・課題
ア 相良庁舎周辺に小規模店舗が集積し、本通商店街、新町通り商店街を形成しています。 イ 相良地区の国道 473 号相良バイパス大沢IC周辺や川崎、細江地区の国道 150 号沿道等に中規模の店舗が立地しています。

配置計画
ア 相良地区の商業系用途地域を中心に、地域住民の日常生活を支える小規模店舗の立地・誘導を図ります。 イ また、用途地域内の国道 150 号沿道等において、沿道立地型商業集積地としての土地利用を維持します。 ウ 企業誘致に応じた、広域商圈型高密度商業集積地の配置を検討します。

土地利用のイメージ
ア 相良地区の既存の商店街等を中心に、小規模店舗や医療福祉施設等の日常生活に求められる諸機能の集約を図り、既成市街地における利便性の向上を図ります。 イ 相良地区の国道 473 号相良バイパス大沢IC周辺や国道 150 号沿線においては、既存の商店街との役割・機能の分担や沿道景観、周辺環境等に配慮しながら、交通利便性を活かした商業地としての機能の維持・充実を図ります。 ウ 相良地区、川崎・細江地区の両市街地内のバスターミナルの機能を維持します。



▲相良本通り商店街(主要地方道相良大須賀線)

III 工業地、産業誘導検討地

現状・課題
ア 萩間地区の大規模自動車工場や白井工業団地に<u>工業専用地域</u>が指定されているほか、<u>農村地域工業等導入促進法</u>や開発許可等により整備された工場が点在しています。 イ 既存の工業系用途地域内や工業団地内では、工場の立地が進んでいます。 ウ 静谷地区では、農村地域工業等導入促進法に基づく<u>工業等導入地区</u>に位置づけられながら、基盤整備が行われなため、工業地としての利用が進んでいない箇所もあります。

配置計画
ア 工業系用途地域、既存の工業団地、大中規模の工場用地については、工業地としての持続的な利用を図ります。 イ 工業系用途地域周辺や既存の工業団地周辺、また広域交通拠点や幹線道路が持つ交通利便性を活かすことができる高台に、新たな企業誘致に向けた産業用地（産業誘導検討地など）を確保します。 ウ 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区の未整備地区において、基盤整備を図ります。 エ 企業誘致に応じた、中核的大規模工場地、流通業務地の配置を検討します。

土地利用のイメージ
ア 工業系用途地域、既存の工業団地などにおいては、引き続き環境の改善・充実を図り、工業地としての良好な環境、適切な土地利用を維持します。 イ 新たに確保する工業地は、競争力のある新たな企業の誘致や沿岸地域からの移転意向等の受け皿として活用します。 ウ 新たな工業地の確保、整備にあたっては、敷地の緑化など周辺の自然環境や営農環境等に対し十分に配慮し、周辺環境と調和した工業地の形成を図ります。



▲工業専用地域(白井工業団地)

Ⅳ 魅力開発地

現状・課題
ア 東名高速道路相良牧之原 IC 及び富士山静岡空港(新幹線新駅構想)は広域交通拠点となっており、周辺地域において、交通利便性や交流拠点としての機能等を活かした土地活用が期待されています。 イ これら地域の一部は無秩序な開発を抑制することを目的とした<u>準都市計画区域</u>に指定されています。

配置計画
ア 東名高速道路相良牧之原IC周辺や富士山静岡空港(新幹線新駅構想)周辺など、広域交通拠点周辺で多くの人の交流が生まれる地域に、市全体の交流や雇用を創生するような魅力ある土地利用を誘導します。 イ そのため、<u>準都市計画区域</u>から<u>都市計画区域</u>への変更、用途地域の指定による計画的な誘導を検討します。

土地利用のイメージ
ア 周囲の自然・農業環境との調和に十分配慮しつつ、交通インフラの立地優位性を活かした流通施設や研究施設、教育施設などの開発を進め、地域産業の活性化と雇用の確保を図るとともに、市内外に牧之原市の魅力をアピールする新たな交流拠点を形成します。また、職住近接で、ゆとりある快適な住宅用地を整備するなど、市外から牧之原市に通勤する人たちが魅力を感じて、定住するような住環境の整備を図ります。 イ 開発に応じて、周辺を含めた道路の改善・整備、河川整備等による雨水排水機能の整備等を計画的に進めます。

Ⅴ 集落地

現状・課題
ア 用途地域外の台地の山裾や河川沿いの平坦地に、小規模な集落地が点在しています。 イ こうした集落地は、山林や農地に囲まれ、緑豊かでうるおいのある住環境を形成しています。

配置計画
ア 用途地域外の集落地は、農地の保全と一体的に現在の集落地としてのまとまりを基本とし、住環境の維持・充実を図ります。

土地利用のイメージ
ア 無秩序な開発を抑制し、山林、農地に囲まれた緑豊かな環境の維持を基本とした適切な土地利用を誘導します。 イ 生活道路の改善や土砂災害対策など、集落地の安全性・快適性を高めるために必要な整備や対策を図ります。

VI 農地

現状・課題	
ア	台地上の茶畑、河川沿いの平坦地の水田、海岸砂地の畑地等の地形にあわせ、市内の広い範囲に農地が広がっています。
イ	基幹作物のお茶は、県内一の生産量を誇り、広大な茶園風景は本市の特徴の一つとなっています。
ウ	農業従事者の高齢化、後継者不足等により、耕作放棄地が増加しています。
エ	近年では茶価の低迷、茶況の悪化が進んでいます。

配置計画	
ア	これまで整備してきた、まとまりのある優良農地については守るべき農地として保全し、今後とも農地として持続的な利用を図ります。
イ	増加している耕作放棄地については、集落全体で取り組む農地管理、安定した経営体への農地の流動化等により、その発生抑制、解消を図ります。
ウ	高台等の計画的な開発にあたっては、周辺環境等に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、最小限必要となる開発区域を設定し、農地からの計画的な転用を図ります。

土地利用のイメージ	
ア	農業振興を図るため、農業生産基盤の整備及び適切な維持・管理、農地の流動化、集積化等を図り、茶畑、水田、畑地それぞれにおいて、持続的で安定した農業生産を行うことができる環境を整えます。

VII 森林・自然地（※ 海岸沿いの松林については「海岸」に位置づけます。）

現状・課題	
ア	台地の斜面地に森林が広がっています。こうした森林は、良好な自然環境や水源かん養などの様々な公益的機能を有しています。
イ	森林の手入れや管理の不足、他用途への転用、放置竹林の増加などの課題もみられます。
ウ	斜面地の中には、 <u>急傾斜地崩壊危険区域</u> や <u>砂防指定地</u> 、 <u>土砂災害警戒区域</u> 等に指定されている箇所があります。

配置計画	
ア	森林・自然地においては、適切な維持・管理のもと保全を基本とし、今後とも森林・自然地として維持します。
イ	高台等の計画的な開発にあたっては、周辺環境等に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、最小限必要となる開発区域を設定し、森林・自然地からの計画的な転用を図ります。

土地利用のイメージ	
ア	計画的な森林整備による適切な維持・管理を行い、森林・自然地としての良好な環境の維持、適切な土地利用を図りながら、水源かん養などの公益的諸機能及び都市環境を維持します。
イ	想定される土砂災害に対し、適切な対策を図り安全性の向上を促進します。

VIII 海岸

現状・課題
ア 海、砂浜、松林からなる駿河湾に面する海岸は、貴重な自然資源、良好な景観要素となっており、一部は御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。 イ 静波海岸やさがらサンビーチには、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人が訪れています。しかし、海岸侵食、海岸漂着流木、砂利浜化といった課題もみられます。 ウ 津波対策としての防潮堤の整備が進められています。

配置計画

ア 松林を含む海岸一帯においては、防災機能の強化と良好な自然環境の保全の2つの視点から、より適切な土地利用の維持・誘導を図ります。

土地利用のイメージ

- ア 松林は、防風林としてだけでなく、津波対策の静岡モデルの防潮堤の一部(みどりの防潮堤として防風林を復元)としての機能・役割の強化・整備を検討します。
- イ 海岸防潮堤は、レベル1津波に対応した整備を促進します。整備にあたっては、海岸養浜対策や景観等に配慮します。
- ウ 海岸保全対策や松くい虫対策、美化活動などによる適切な維持・管理を行い、海岸の持つ良好な自然環境、景観を保全します。
- エ 観光資源や海水浴、マリンスポーツを楽しむ場としての活用を強化します。

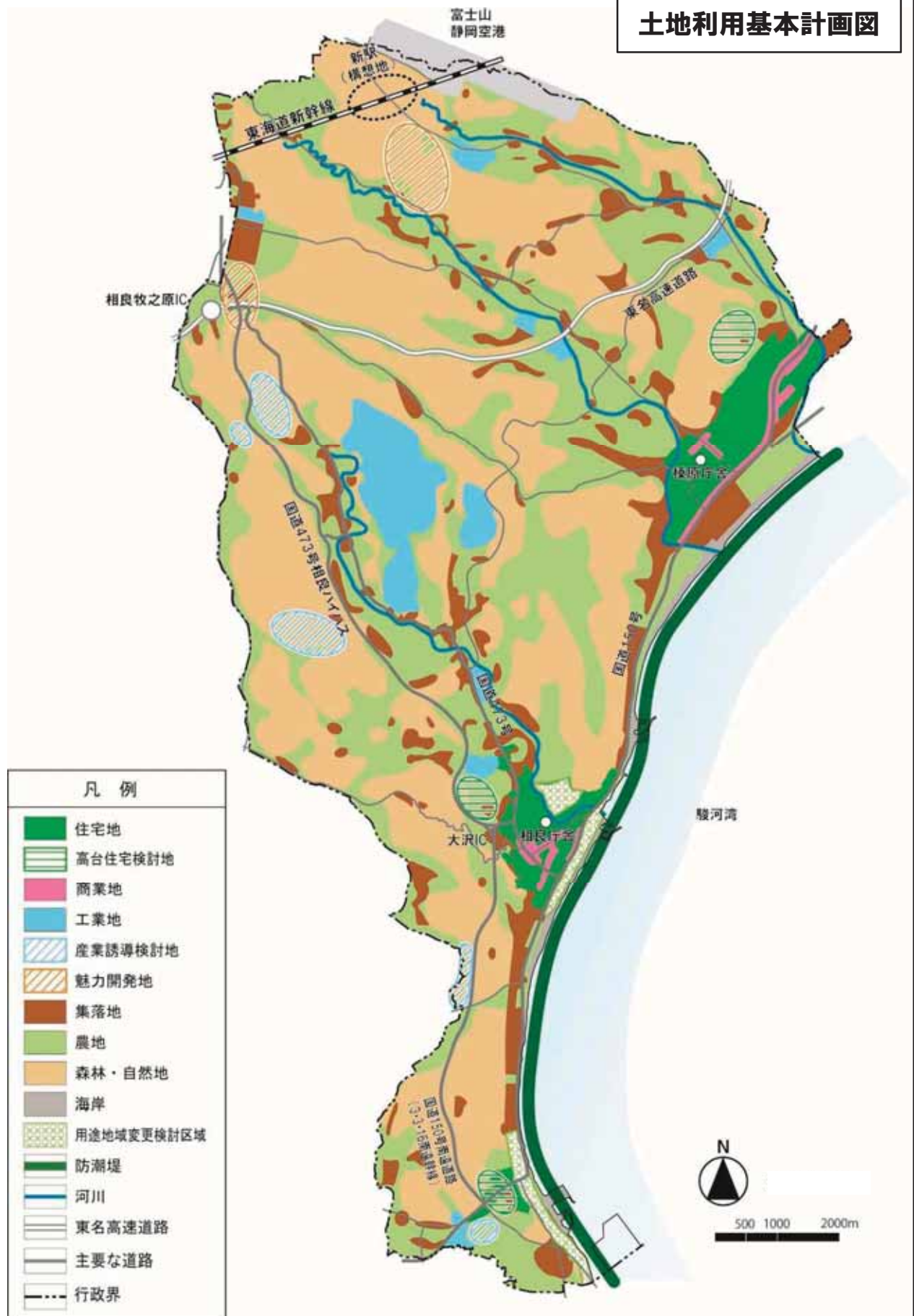


▲さがらサンビーチ



▲防風林(静波海岸)

土地利用基本計画図



(2) 都市施設基本計画

① 交通施設

Ⅰ 基本方針

牧之原市の都市形成を支える骨格、生活や産業の基盤の役割を果たす交通施設の基本方針を次のように設定します。

ア 市民生活や産業活動を支える利便性の高い道路網の整備・充実

既存の幹線道路の適切な維持・管理や機能の拡充を図るとともに、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえながら、必要となる新たな道路の計画的かつ効率的な整備を図り、臨海線ラインを土台部(裾野部)とし、東名高速道路相良牧之原IC、富士山静岡空港、さらにJR東海道本線金谷駅、新東名高速道路島田金谷IC方面を頂点、山頂とする「富士山型ネットワーク構造」の将来都市構造を実現し、さまざまな市民生活や産業活動の利便性の向上を図ります。

イ 安全・安心に配慮した道路交通環境の整備

大規模災害発生時に緊急輸送路として活用できる高速道路等の広域交通ネットワークから市内各拠点を結ぶ道路の整備や代替性あるネットワークの形成、今後老朽化が進む道路・橋梁の計画的な維持・管理など、災害に備えた道路交通環境の整備・充実を図ります。

また、幹線道路における歩行者空間の確保、生活道路や通学路における交通危険箇所の改善等により、歩行者、自転車、自動車とともに安全に通行できる環境を整備します。

ウ 利用しやすい公共交通の確保

高齢化の進行、現在のバス交通の利用状況や課題、市民ニーズ等を踏まえながら、市、バス事業者、市民、企業、事業所等が連携・協力し、誰もが利用できるバス等の公共交通を確保することにより、交通空白地域の解消を図るとともに、既成市街地のバスターミナル機能を維持・確保します。

また、富士山静岡空港や相良牧之原ICなどの広域交流拠点を起点、または終点とするバス交通の確保を推進します。

II 道路網

道路網の整備は、将来都市構造の実現や市民生活や産業活動における広域的流動への対応、市内各地区の連携強化等の機能・役割を有する幹線道路から幹線道路に連絡する各地区内の生活道路まで、効果的に結びついて機能するネットワークの形成を目指して推進します。

また、長期的に安全で便利な交通環境を提供できるよう適切な維持・管理を図ります。

II-1 幹線道路

市民生活の利便性の向上、産業活動の活発化等を図るため、都市の骨格を形成する幹線道路の整備に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

牧之原市の幹線道路網は、長らく臨海部の国道 150 号を主軸として形成されてきました。東名高速道路の相良牧之原ICや富士山静岡空港の整備に伴い、国道 473 号相良バイパスの整備が行われてきましたが、内陸部の広域交通拠点と臨海部の市街地を結ぶ幹線道路機能や、相良地区、川崎・細江地区の両市街地など市内地区間のネットワークの向上を図る必要があります。

都市計画道路の改良率は3割程度にとどまっています。

計画

ア 都市の骨格となる幹線道路網の整備

富士山型ネットワーク構造の将来都市構造の骨格となる道路で、広域レベルで各都市との連絡を担う主要幹線道路、主要幹線道路に接続し周辺市町との連絡を担う幹線道路、幹線道路の補助的な機能を担う補助幹線道路など、道路の機能・役割に応じ、未整備路線・区間の計画的整備を進め、便利で効率的な幹線道路網の形成を図ります。

イ 都市計画道路の見直し

都市計画決定後、長期にわたり未着手の都市計画道路等について、都市を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、用途地域のあり方とあわせて整備の必要性や整備効果等を再検証し、都市計画道路の廃止を含めた見直しを行います。

見直しの結果、整備が必要と位置づけられた都市計画道路については、整備の重要度、緊急度等を勘案しつつ、市の道路整備プログラムに基づき計画的な整備を図ります。

ウ 災害に備えた道路の整備

大規模災害時において応急復旧支援、緊急物資輸送、臨海部から内陸部へ避難する機能・役割が発揮できる道路網を確保するとともに、道路及び橋梁の耐震化等を図ります。また、津波浸水被害が想定される沿岸部においては、代替性を有する道路ネットワーク(複数のルート)の形成を図ります。

エ 環境等に配慮した道路の整備

一定規模以上の幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めます。

また、各地域の特性に応じた交通量・交通流対策を関連機関との連携により取り組み、自動車からの汚染物質の排出量を削減し、道路沿道の環境改善に努めます。

オ 道路環境の適切な維持・管理

道路や橋梁の維持・管理においては、これまでのような事後保全型の修繕から予防保全型の定期的な点検、補修への転換を図り、維持管理コストを縮減しつつ、道路・橋梁の長寿命化及び安全性と信頼性の確保を図ります。

また、しずおかアダプト・ロード・プログラム（静岡県）への参加の促進などにより、地域住民、企業、行政等が連携しながら維持・管理を図ります。

■ 幹線道路の道路区分

区分	機能・位置づけ
自動車専用道路	圏域を超えた国土レベルの軸となる道路
主要幹線道路	富士山型ネットワーク構造の将来都市構造の骨格となる道路で、広域レベルで各都市との連絡を担う国・県道
幹線道路	周辺市町との連絡を担う国・県道
補助幹線道路	幹線道路の補助的な機能を担う道路(都市計画道路や主要な施設へのアクセス道路等)

次頁に示す幹線道路網の構成路線は、現在の国・県道及び都市計画道路を基礎として、その最大限の活用を図りつつ、整備方針に照らして必要な新規路線を加えたものとします。

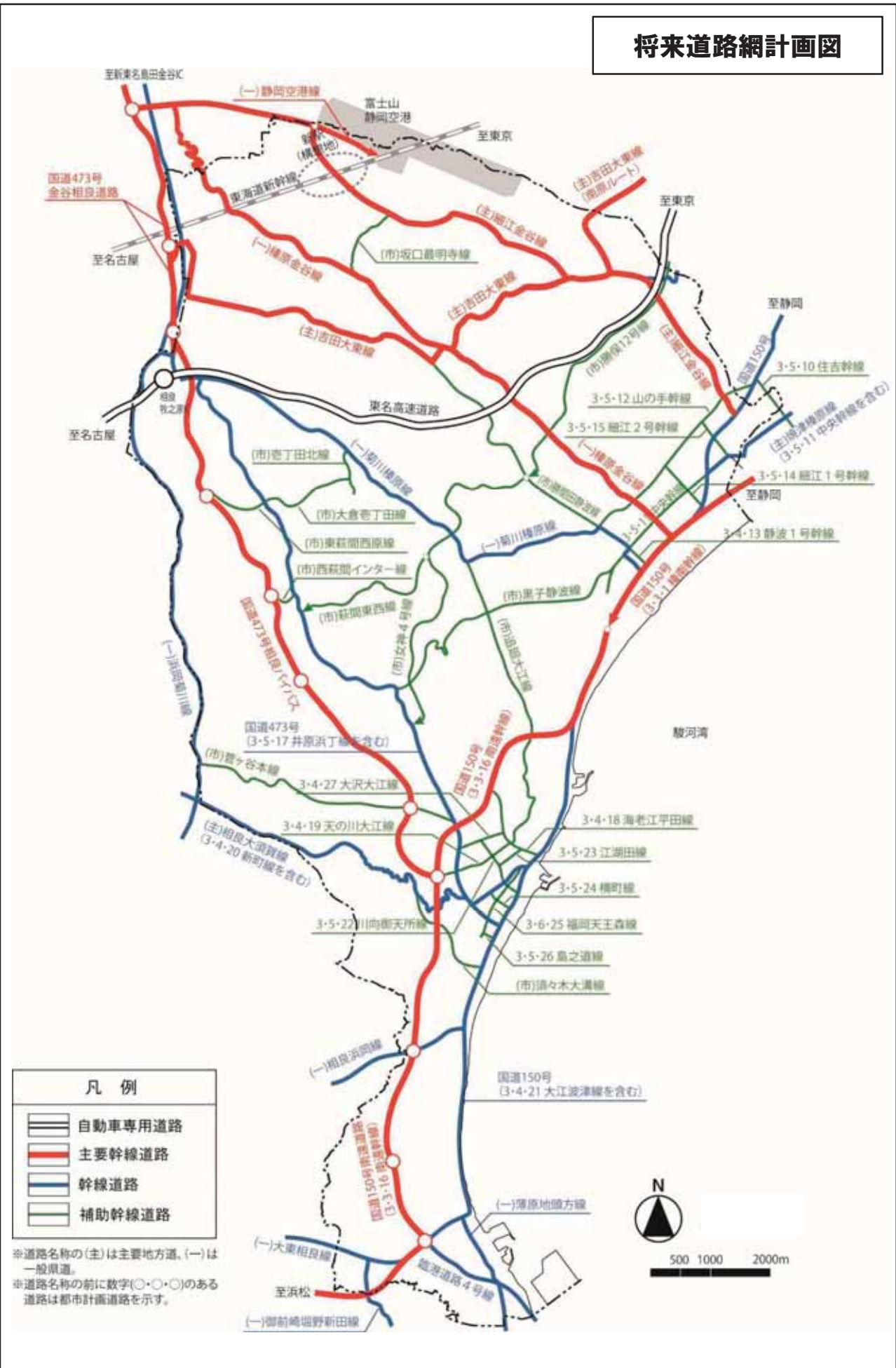
■幹線道路網計画

区分	対象となる道路	計画
自動車専用道路	・ 東名高速道路	—
主要幹線道路	・ 国道 150 号(3・3・1 榛南幹線) ・ 国道 150 号(3・3・16 南遠幹線) ・ 国道 473 号相良バイパス ・ (主)細江金谷線 ・ (主)吉田大東線 ・ (一)静岡空港線 ・ (一)榛原金谷線	・ (都)榛南幹線及び(都)南遠幹線の未整備区間の整備を促進します。 ・ 既存の県道については、適正な維持・管理、計画的な改良整備を促進します。 ・ (主)吉田大東線(南原ルート)の整備を促進します。
幹線道路	・ 国道 150 号(3・4・21 大江波津線を含む) ・ 国道 473 号(3・5・17 井原浜丁線を含む) ・ (主)焼津榛原線(3・5・11 中央幹線を含む) ・ (主)相良大須賀線(3・4・20 新町線を含む) ・ (一)相良浜岡線 ・ (一)菊川榛原線 ・ (一)薄原地頭方線 ・ (一)大東相良線 ・ (一)御前崎堀野新田線 ・ (一)浜岡菊川線 ・ 臨港道路4号線	・ 国道 150 号、国道 473 号の適正な維持・管理、計画的な改良整備、幹線道路としての役割・機能の維持・向上を促進します。 ・ 既存の県道については、適正な維持・管理、計画的な改良整備、幹線道路としての役割・機能の維持・向上を促進します。
補助幹線道路	・ 3・5・10 住吉幹線 ・ 3・5・11 中央幹線 ・ 3・5・12 山の手幹線 ・ 3・4・13 静波1号幹線 ・ 3・5・14 細江1号幹線 ・ 3・5・15 細江2号幹線 ・ 3・4・18 海老江平田線 ・ 3・4・19 天の川大江線 ・ 3・5・22 川向御天所線 ・ 3・5・23 江湖田線 ・ 3・5・24 横町線 ・ 3・6・25 福岡天王森線 ・ 3・5・26 島之道線 ・ 3・4・27 大沢大江線 ・ (市)坂口最明寺線 ・ (市)勝俣 12 号線 ・ (市)勝間田静波線 ・ (市)壺丁田北線 ・ (市)大倉壺丁田線 ・ (市)東萩間西原線 ・ (市)西萩間インター線 ・ (市)萩間東西線 ・ (市)女神4号線 ・ (市)黒子静波線 ・ (市)追廻大江線 ・ (市)菅ヶ谷本線 ・ (市)須々木大溝線	・ 「道路整備プログラム」等に基づき、未整備路線・区間の計画的な整備を推進します。 【参考：都市計画道路の主な未整備区間】 ・ 3・5・11 中央幹線【国道 150 号～(都)静波1号幹線、(一)菊川榛原線～】 ・ 3・5・12 山の手幹線【(主)細江金谷線以東】 ・ 3・4・13 静波1号幹線【(市)静波 93 号線～3・3・1 榛南幹線】 ・ 3・4・18 海老江平田線【全区間】 ・ 3・4・19 天の川大江線【萩間川～3・4・18 海老江平田線】 ・ 3・5・23 江湖田線【全区間】 ・ 3・4・27 大沢大江線【全区間】

※ 表中の(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(市)は市道を示す。

※ 道路名称の前に数字(○・○・○)のある道路は都市計画道路を示す。

将来道路網計画図



II-2 生活道路

幹線道路に連絡し、様々な市民生活を支える各地区の生活道路の安全性や利便性の向上に向けた整備に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

既成市街地内や集落地内の生活道路には、狭あいな道路、区間が多く、中には緊急車両等が通行できない箇所があるほか、災害時の避難に支障をきたす可能性もあります。

計画

ア 歩行者の安全等を考えた道路整備

沿道地権者の理解と協力を得ながら、生活道路の狭あい区間の拡幅を計画的に進め、道路の安全性、走行性を高めるとともに、災害時における避難路としての機能の確保も図ります。

また、見通しの悪い交差点などの交通事故発生地点や交通危険個所の改善、自動車の走行速度を抑制する道路線形の改良など、歩行者の安全を確保できる道路環境を形成します。

整備にあたっては、通学路としての利用や整備の重要度・緊急度などを考慮し、優先度の高い道路、区間から計画的に進めます。

イ 道路環境の適切な維持・管理

幹線道路と同様に、路面や橋梁の老朽化、劣化に対し、事後保全型の修繕から予防保全型の計画的な維持・管理への転換を図り、維持管理コストを縮減しつつ、道路・橋梁の長寿命化及び安全性と信頼性の確保を図ります。

また、住民協働による道路愛護活動を推進します。



▲いたわりゾーン(市道静波 65 号線)

III 公共交通

高齢者の買物や通院、学生の通学などの日常生活の足として重要な役割を担う公共交通の利便性向上等に向けた計画を次のように設定します。

現状・課題

鉄道駅がなく市内の公共交通は、バス路線とタクシーとなっています。バス事業者の路線は利用者の減少に伴い縮小されており、多くの地区で住民の移動手段は自主運行バスに頼らざるを得ない状況となっています。しかし、こうした路線も運行本数など利便性の確保には限界があります。

また、富士山静岡空港の開港により国内外への移動時間が短縮されるとともに、静岡県による新幹線新駅設置構想実現に向けての調査が進められています。今後、東名高速道路も含めた広域交通を利用し、牧之原市に来訪する人の公共交通等の確保も検討していく必要があります。

計画

ア 多様な手法による利用しやすい公共交通の確保

将来都市構造や現在のバスの利用状況、住民のニーズ等を踏まえながら、民間事業者によるバス路線、自主運行バスの見直し・改善に加え、コミュニティバス、デマンド型交通の導入も含め市内外の拠点施設等をネットワーク化し、効率的に移動できる、より利用しやすい公共交通を構築します。

イ バス利用の促進

JR東海道本線静岡、掛川、菊川、金谷、島田、藤枝等の鉄道駅での接続(乗り継ぎ)の利便性を向上させるためのバス路線や運行ダイヤの見直し等により利用拡大を図ります。

また、バス路線周辺の住民や企業等に対し、バスの利用促進に向けた連携を図ります。



▲ 自主運行バス(萩間線)

ウ バスターミナル機能の強化

相良地区、川崎・細江地区の両市街地内のバスターミナル機能を維持し、交流の都市拠点を形成します。

また、市の新たな拠点となる相良牧之原ICや富士山静岡空港の近接地に、広域交流拠点の開発進捗に応じて公共交通の結節点となるバスロータリー等の整備を検討し、交流やにぎわいの拠点形成を図ります。

エ 富士山静岡空港及び東名高速道路の利便性の向上

市内主要拠点から富士山静岡空港及び東名高速道路(高速バス)への接続の確保など、市内からの空港利用や東名高速バス利用の利便性の向上について検討するとともに、静岡県や関係市町と連携して利用促進を図ります。

オ 新幹線新駅設置構想の促進

富士山静岡空港に接続し、広域的な交通拠点としての機能が期待される新幹線新駅構想について、静岡県や関係市町と連携して設置を促進します。



▲バスターミナル(しずてつジャストライン相良営業所)



▲東名高速道路相良牧之原 IC



▲富士山静岡空港ターミナル

Ⅳ 歩行者・自転車交通

コンパクトにまとまった市街地内において歩いて暮らせるまちづくり、市民の健康増進などに必要な歩行者、自転車の交通環境等の整備・充実に関する計画を以下のように設定します。

現状・課題

歩道の整備については、国道及び県道においても一部にとどまり、交通安全上の問題は残されています。

臨海部には、静岡御前崎自転車道が配置されていますが、他とのネットワークは十分でなく利用促進に限界もあります。

計画

ア 歩道の整備による安全性の確保

国道、県道、都市計画道路を中心に、歩道が未整備、不十分な区間のうち、歩行者が多い区間や安全性に問題がある区間、過去に交通事故が発生した地点など優先度の高い区間から計画的に歩道の整備を図ります。

また、通学路や小中学校周辺の道路について、子どもたちの安全を確保するため歩道の整備を検討します。

イ 市街地における歩行者ネットワークの形成

相良地区、川崎・細江地区の両市街地内において、歩いて暮らせるまちを目指し、歩道が整備された道路や河川堤防を軸にして、安全で円滑に移動することができる歩行者ネットワークの形成を検討します。

ウ 自転車ネットワークの形成

景観を楽しみながらサイクリングができる、静岡御前崎自転車道の有効活用を図ります。また、臨海部の自転車道から萩間川や勝間田川、坂口谷川などの桜並木、公園緑地等を結ぶ路線や、市街地内の自転車の安全な走行空間を確保することにより、安全で快適な自転車ネットワークの形成を図ります。



▲静岡御前崎自転車道(地頭方東沢川付近)



▲自転車専用レーン(主要地方道相良大須賀線)

② 公園緑地

市民の憩いの場であるとともに、防災、景観形成など多様な機能・役割を持つ公園緑地の整備の計画を次のように設定します。

現状・課題

市内には都市公園 13 箇所(そのうち、10 箇所が都市計画公園)、その他の公園を含め 33 箇所の公園があり、市民の憩いの場として利用されているとともに、災害発生時には避難地としての機能・役割を担っています。

これらは、相良地区、川崎・細江地区の両市街地内や周辺地域を中心に配置され、規模の大きな榛原総合運動公園や小堤山公園等が各地区の中心的な公園の役割を担っています。このほか、臨海部等が御前崎遠州灘県立自然公園に指定されています。

I 良好な緑地の保全・活用

台地斜面に広がる樹林、臨海の松林などは、計画的かつ適切な森林整備、特別緑地保全地区や風致地区など都市計画制度の活用等により、緑地としての良好な環境の保全を図ります。

また、里山の自然環境が失われつつある地域では、「榛原ふるさとの森」のような自然とのふれあい、自然学習等を楽しむことができる場として再生・活用を図ります。

II 公園の適正な配置、計画的な整備

市民ニーズ等に基づき、既存公園の機能の充実を図りつつ、利用目的が限定されている公園や利用率の低い公園などの再編を行い、市全体の公園の適正な配置、計画的な整備を図ります。そのため「緑の基本計画」の策定を検討し、公園の確保をはじめ、緑地の保全及び緑化の推進を総合的に進めます。

III 防災機能を有する公園の整備、機能の拡充

津波浸水や洪水、土砂災害などの危険性がない安全な場所への立地を前提に、災害時において避難地となる防災公園やオープンスペースの整備、配置を図るとともに、既存公園への防災倉庫等の設置などによる防災機能の拡充を図ります。

津波浸水想定区域の避難地公園においては、高齢者や障がい者の避難が可能となるよう、施設や設備の改修、防災機能の拡充を優先的に実施します。

海岸部の津波対策として避難機能、親水機能、緑地機能等、海岸堤防の多機能化を図ります。

計画

IV 地域等が主体となった公園・緑地の維持・管理

計画的な維持・管理を図るため、「公園施設改修・長寿命化計画」を策定し、計画に基づく施設の改修、ユニバーサルデザインを進めます。また、維持・管理については、地域や各種団体等が主体となった効率的な管理体制の構築に努めるとともに、市民が運営管理に主体的に関わることができる公園づくりを進めます。

また、公園の再編にあたっては、計画段階から市民参加の機会を設け、市民とともに検討することで、市民意向を十分に反映するとともに、公園の利用促進につなげていきます。

■公園・緑地区分(位置づけ)

区分	既存の公園		計画
	都市公園・緑地	その他	
大規模な公園	■運動公園 ・6・5・1 榛原総合運動公園 ■地区公園 ・4・4・2 小堤山公園 ■特殊公園(歴史公園) ・8・3・2 油田の里公園	・秋葉公園(あじさい公園)、秋葉かりんぼの里 ・勝間田公園(みやまつじ公園) ・ふるさと体験の森「ゆうゆうらんど」 ・榛原公園(龍眼山)	・適切な維持・管理を図り、自然や歴史、花にふれあうことができる環境等の維持・充実を図ります。(市を代表する公園としても魅力の向上を図ります。)
身近な公園・緑地	■街区公園 ・2・2・8 静波公園 ・2・2・9 平成せせらぎ公園 ・2・2・10 東慶林公園 ・2・2・11 大江公園 ・2・2・12 浜田公園 ・2・2・13 波津公園 ・2・2・14 地頭方公園 ・波津ノ谷公園 ・大沢公園 ■都市緑地 ・牧之原緑地公園	・水ヶ谷ふれあい公園 ・細江多目的公園「ままやま公園」 ・大溝川親水公園 ・萩間坂公園 ・中槍公園 ・静波上児童遊園 ・山田川親水公園 ・八王子公園 ・白井公園 1 ・白井公園 2.3 ・蛭ヶ谷公園 ・つくし児童遊園 ・波津西公園 ・地頭方海浜公園 ・新庄緑地公園	・適切な維持・管理を図るとともに、利用目的が限定されている公園や利用率の低い公園等の再編を図ります。 ・身近な公園・緑地が不足している地域等については、災害時の避難地としての機能等を踏まえながら、新たな公園・緑地の整備について地域住民とともに検討します。
その他		・榛原ふるさとの森 ・御前崎遠州灘県立自然公園	・良好な自然環境を守りながら、自然とのふれあい、自然学習等を楽しむことができる場として環境の充実を図ります。

※ 公園名称の前に数字(○・○・○)のある公園は都市計画公園を示す。

公園・緑地配置図

凡 例	
【大規模な公園】	
	都市公園(運動公園)
	都市公園(地区公園)
	都市公園(特殊公園(歴史公園))
	その他
【身近な公園・緑地】	
	都市公園(街区公園)
	都市緑地
	その他の公園
【その他】	
	その他の緑地
	御前崎遠州灘県立自然公園

※公園名称の前に数字(○・○・○)のある公園は都市計画公園を示す。



③ 河川、雨水・生活排水処理施設

市民にうるおいとやすらぎを与える身近な自然環境であるとともに、安全で快適な市民生活を支える河川の治水対策や親水性の向上等に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

市内には二級河川が12河川、準用河川が60河川流れています。坂口谷川、勝間田川、萩間川等の流域においては、流域の水田の減少や小規模開発などにより保水機能が低下しており、大雨時に支流の特定地域において内水氾濫の被害が発生しています。これら河川では、河床への土砂堆積による流下能力の低下がみられ、定期的な浚渫など出水期に備えた対策が必要となっています。

雨水排水処理施設は、相良地区、地頭方地区、川崎・細江地区などの10箇所において都市下水路が計画決定されており、浜田都市下水路を除き整備が完了しています。

生活排水処理施設としては、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設で対応を図っているものの、し尿のみを処理する単独処理浄化槽または、くみ取り等の施設からの切り替えが完了していません。

計画

I 治水機能の強化による水害に強い河川づくり

過去の水害履歴などを踏まえつつ、緊急度の高い河川、区間から優先的に河川改修を計画的に進め、治水機能の強化を図ります。二級河川における流下能力の向上や河床堆積対策等は、河川整備計画等に基づき静岡県と協力しながら計画的に促進します。

II 親水性のある水辺空間の創出

良好な自然環境、景観が残されている河川については、その環境、景観を保全することを基本とします。河川改修等にあたっては、水辺に住む動植物の生態系や生育・生息環境の保全等に配慮し、自然とふれあうことができる親水性のある良好な水辺空間の創生を図ります。

III 市街地における雨水排水機能の強化

浜田都市下水路の未整備区間、排水施設の整備等を進め、市街地における内水氾濫の抑制に向けた対策を推進します。

IV 生活排水処理対策の推進

生活排水による河川、海等の水質環境の悪化を抑制するため、単独処理浄化槽または、くみ取り等の施設から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに、適切な維持・管理の促進を図ります。

また、南海トラフ巨大地震等に対する危機管理を考慮しつつ、合併処理浄化槽等による生活排水処理施設の整備を進めます。

V 地域等との協力による美しい川づくり

地域住民や企業等による河川の草刈りや清掃活動の継続、静岡県のリバーフレンドシップへの参加の促進など、行政、地域、企業等が協力しながら河川の美化活動、維持・管理活動に取り組み、美しい川づくりを進めます。



▲勝間田川(戸塚橋より)



▲荻間川(市役所相良庁舎より)

④ ごみ処理施設及びし尿処理施設、火葬場

快適な市民生活を支える、ごみ処理施設及びし尿処理施設、火葬場の維持・管理、整備に関する計画を次のように設定します。

【榛南・南遠広域都市計画区域内】

ごみ処理施設	●1号吉田町牧之原市広域施設組合による清掃センター「さんあーる」 ●2号牧之原市御前崎市広域施設組合による環境保全センター
し尿処理施設	●吉田町牧之原市広域施設組合による衛生センター ●東遠広域施設組合による衛生センター
火葬場	●牧之原市御前崎市広域施設組合による南遠地区聖苑

【榛南・南遠広域都市計画区域外】

ごみ処理施設	○吉田町牧之原市広域施設組合によるリサイクルセンター
火葬場	○吉田町牧之原市広域施設組合による謝恩閣

※ 上記の2つの表中の、●は都市計画施設(都市計画決定されている施設)、○は都市施設(都市計画決定されていない施設)。

現状・課題

榛原地域は吉田町牧之原市広域施設組合(ごみ処理、し尿処理、火葬)により、相良地域は牧之原市御前崎市広域施設組合(ごみ処理、火葬)及び東遠広域施設組合(し尿処理)により行っています。なお、老朽化による更新時期を迎える施設については、生活圈を単位とした必要量を把握し、建替え及び移転等を含めた計画的な施設の更新、整備等が課題となっています。

計画

Ⅰ ごみ処理施設の適正な更新・整備等の検討

既存施設の老朽化が進んでいることから、適正な予防保全計画による維持・管理を図り、できる限り施設の延命化を図りながら、次期のごみ処理施設について、施設の更新や統廃合、新たな配置などについて検討、推進します。

次期のごみ処理施設については、ごみ排出量から想定される地域循環圏や津波浸水想定区域、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等を踏まえながら、焼却施設のほか地産資源として廃棄物の有効利用を図ることができる循環型ごみ処理施設などについて検討します。

II し尿処理施設の適正な管理・整備

既存施設の適正な維持・管理による長寿命化、効率的運営を図るとともに、次期のし尿処理施設については、し尿及び汚泥排出量から想定される地域循環圏や津波浸水想定区域、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等を踏まえ、ごみ処理と複合させたバイオマス施設の整備を検討します。

III 火葬場の適正な管理・整備

老朽化とともに施設更新時期が迫る火葬場は、将来需要予測や利用者のニーズに基づき、周辺環境に配慮した新たな火葬場の配置を検討します。

(3) 都市防災基本計画

① 地震・津波対策

発生により甚大な被害が想定される地震・津波に対し、市民の生命や財産を守るための防災、減災対策に関する計画を次のように設定します。

現 状 ・ 課 題

本市は、津波浸水被害が想定される区域に多くの市民が暮らしており、地震・津波に対する市民の危機管理意識が確立しています。そうした中で、「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム 2013」や沿岸地区の「津波防災まちづくり計画」の策定、津波避難施設の整備など、ソフト施策・ハード整備を組み合わせながら防災・減災対策を図ってきました。現在も地震・津波対策アクションプログラム 2013 等に基づき、総合的かつ効果的な防災・減災対策が進められています。

計 画

I 津波対策

国や静岡県と連携し、レベル1対応の海岸防潮堤及び防潮堤の背後地の河川の整備を進めるとともに、坂口谷川等河川の水門整備を促進します。また、市民と行政が連携し、地区の実情に応じて海岸保安林と防潮堤を一体的に活用した「みどりの防潮堤」の整備検討を推進します。

更に、「牧之原市津波防災まちづくり戦略プラン」に基づき、最大クラスのレベル2津波(千年から数千年に1回程度の頻度の地震)に対応した津波避難施設(津波避難タワー、避難ビル、いのち山、避難路等)の整備を進めます。

II 安全・迅速な避難の確保

津波浸水想定区域等を踏まえ、高台等への適切な避難場所の整備、配置を図ります。また、地域住民等と連携・協力しながら、防災拠点や避難場所を考慮した避難路の整備、夜間停電時の避難を想定したソーラー照明灯の設置や防災倉庫等の整備を計画的に進めるとともに、緊急時における情報伝達体制の強化、定期的な避難訓練の実施など、ソフト施策・ハード整備を組み合わせながら、安全で迅速に避難することができる環境整備を進めます。



▲津波避難タワー（東慶林公園）



▲勝間田川水門

III 災害に備えた道路の整備【再掲(68頁)】

大規模災害時において応急復旧支援、緊急物資輸送、沿岸部から内陸部へ避難する機能・役割が発揮できる道路網を確保するとともに、道路及び橋梁の耐震化等を図ります。また、津波浸水被害が想定される沿岸部においては、代替性のある道路ネットワーク(複数のルート)の形成を図ります。

IV 高台住宅地整備の検討

既成市街地のまとまりや地域コミュニティの維持等に配慮しながら、既成市街地に近い高台や内陸部に新たな住宅地の配置を検討します。

V 建築物の耐震化の促進

地震発生時に建築物やブロック塀の倒壊や家具の転倒による死傷者を減らすため、「TOUKAI-0」等を活用した建築物の耐震化やブロック塀の撤去・補強、家具の固定などの対策を促進します。特に、平时に多くの市民が利用する公共公益施設や防災拠点、避難場所となっている施設等については、計画的に耐震化(補強等)を図っていくとともに、適切な維持・管理を図ります。

VI 原子力災害対策の促進

国や県、周辺市町、中部電力等との情報連携を密にし、浜岡原子力発電所の永久停止を基本姿勢とした上で、安全対策についての情報の共有、原子力発電事故を想定した避難計画の策定など、今後の状況の推移や変化に対応して適切な対策を進めます。

VII 防災意識の高揚

定期的な防災訓練、防災教育の推進、津波ハザードマップによる情報提供等により、市民の防災意識の高揚を図り、自分の生命を自分で守るという防災の基本の徹底、災害対応力の向上を図ります。

VIII 立地企業との連携

立地企業との協定等の締結により、災害時に緊急物資の供給拠点や被災住民の受け皿となる避難地機能を確保することで、地域の防災体制の強化を目指します。

IX 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生した廃棄物の仮置場を確保することにより、迅速な対応を目指します。

② 水害・土砂災害対策

近年、日本各地でこれまでに経験したことのないような局地的な大雨等により、水害や土砂災害による甚大な被害が発生しています。本市においても今後発生が心配される中で、水害、土砂災害に対する防災、減災対策に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

市内には二級河川が12河川、準用河川が60河川流れています。坂口谷川、勝間田川、萩間川等の流域においては、流域の水田の減少や小規模開発などにより保水機能が低下しており、大雨時に支流の特定地域において内水氾濫の被害が発生しています。

台地縁辺部の斜面地を中心に、平成26年3月時点で、砂防指定地が37箇所、地すべり防止区域が5箇所、急傾斜地崩壊危険区域が25箇所、土石流危険渓流が44箇所、土砂災害特別警戒区域が220箇所指定されており、これら区域を中心に、大雨時や地震発生時に土砂流出による被害が心配されます。

計画

I 総合的な治水対策(水害対策)

山林、農地の適正な維持・管理、無秩序な土地利用転換の抑制、開発等に対する治水対策の指導などにより、山林、農地が有する保水機能、遊水機能の維持・向上を図ります。

また、過去の水害履歴などを踏まえつつ、計画的な河川改修による治水機能の強化や市街地内における都市下水路の整備を図ります。あわせて、洪水ハザードマップ(洪水避難地図)等による水害に対する情報の周知や市民の早期避難等を促進するための情報伝達体制、警戒避難体制の整備・充実、ため池の治水施設としての活用を検討などにより、水害による被害の軽減に向けた総合的な治水対策を図ります。

II 総合的な土砂災害対策

計画的な森林整備、適正な管理・育成により、森林が有する土砂流出・崩壊防止機能の維持・向上を図ります。

また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害の発生が心配される区域において、砂防堰堤や擁壁などの土砂災害対策施設の整備を促進するとともに、ハザードマップ等による土砂災害に対する情報の周知や市民の早期避難等を促すための情報伝達体制、警戒避難体制の整備・充実を図り、総合的な土砂災害対策を図ります。

(4) 都市環境基本計画

① 都市景観

良好な景観資源、要素により形成された美しい景観や牧之原らしい景観の保全・創生に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

県立自然公園にも指定されている白砂青松の美しい海岸景観や海岸から望む駿河湾の眺望、牧之原台地の広大な茶園や樹林地の景観、社寺や大木等の歴史・文化を感じさせる景観など、良好な景観に恵まれています。また、勝間田川の桜並木や勝間田公園のツツジ、東光寺の長藤など、花が作りだす美しい景観も楽しむことができます。

近年では、市民や行政の景観の保全・創生に対する意識や関心が高まり、平成19年に「景観づくり市民会議」が発足し、平成21年に「牧之原市の景観形成に関する提言」が市に提出されました。これを受け、平成21年11月1日に景観行政団体となったものの、景観法上の景観計画の策定等には至っていません。

計画

I 優れた自然景観、眺望の保全・継承

農地や森林の適正な維持・管理、海岸や河川の美化活動等により、牧之原台地の広大な茶園や樹林地、平地部に広がる田園、白砂青松の美しい海岸などの豊かな自然景観を引き続き保全・継承します。また、恵まれた地形による富士山の美しい眺望や海岸線からの駿河湾の広大な眺望を確保するため、眺望を阻害するような建築物や屋外広告物の適切な規制・誘導策等を検討します。

相良牧之原IC周辺や富士山静岡空港周辺などにおいて想定される、新たな開発や土地利用の誘導に対しては、周辺の茶園や樹林地との調和や富士山の眺望の確保等に配慮します。

II 歴史・文化的景観の保全・継承

地域や市民団体等と協力しながら、重要文化財大鐘家長屋門や相良油田油井、市内に点在する社寺などの地域固有の貴重な歴史文化資源や伝統文化の保護・保全活動に努め、歴史・文化を楽しむことができる景観や雰囲気を保全・継承します。

III 玄関口(交通結節点)としてふさわしい景観の形成

相良牧之原IC周辺や富士山静岡空港周辺、御前崎港周辺は、多くの人が訪れる交通結節点であり、本市の玄関口であることから、景観形成にあたっては、牧之原らしい景観、市民が自慢できる景観、来訪者の印象に残る景観の創生などに留意します。

IV 良好なまちなみ景観の形成

相良地区、川崎・細江地区の既成市街地、整備された工業団地等において、土地利用や地域の環境に応じて、緑化の促進や建築物のデザイン・色彩等の調和などの適切な景観誘導を図り、緑豊かな住宅地景観、まともある商業地景観、周辺環境と調和した工業地景観など、美しいまちなみ景観の形成を図ります。

公共施設や道路等の公共空間においては、その整備・改修にあたって周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好なまちなみを創生する緑地や街路樹を配置します。また、屋外広告物条例の適正な運用等により、秩序あるまちなみ景観の保全に努めます。

再生可能エネルギー関連施設の立地においては、周辺の景観との調和に配慮するよう適切な誘導を図ります。

V 市民や地域等との協働による景観の形成

今後、市民や地域、企業等と行政が共通の考えのもと協力しながら景観形成を図っていくため、景観行政団体として、既存の景観ガイドプランを活かし、市の景観形成に関する指針や景観形成の基準等を示す景観法上の景観計画の策定、景観条例の制定を進めます。

また、平成 23 年から始まった「まきのはら景観写真」の募集や「牧之原市花の会」による花壇づくり、河川や海岸の美化活動など、市民が景観に関心を持つ機会の創生や市民による身近な景観づくりを推進するとともに、景観づくりの活動等に対する市民や地域等の参加を促進します。



▲片浜花壇(国道 150 号沿い)



▲菅山花壇(市道菅山本線沿い)

② 都市環境

快適な市民生活等を送るための自然環境や生活環境の形成等に関する計画を次のように設定します。

現状・課題

豊かな自然環境を保全し、快適なライフスタイルを支える生活環境の維持に努めてきましたが、東日本大震災の原発事故による国のエネルギー政策や市民の価値観の変化に対応し、総合的なエネルギー安全保障の強化とともに、地球温暖化防止や循環型社会、自然共生社会の構築に取り組む必要性が高まっています。

また、低炭素社会構築のため、環境マネジメントによる環境負荷の軽減と保全意識の向上や再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策による二酸化炭素削減等が課題となっています。

こうした中、本市では平成 21 年 3 月に「牧之原市環境基本計画」、平成 25 年 7 月に「牧之原市エネルギータウン構想」を策定し、良好な環境形成に向け様々な取り組みを進めています。

計画

I 良好な自然環境の保全

森林の適正な維持・管理、海岸や河川の美化、周辺の自然環境に配慮した道路や河川整備等により、良好な自然環境や多様な動植物の生育・生息環境の保全・再生を図ります。

II 環境マネジメントの推進

自然環境の保全・再生やアメニティ(歴史的環境や景観等にも配慮した総合的な住み心地の良さ)の向上など、里山や里海の自然や風土を活かした人と自然が共生するまちを目指し、環境に関する教育や情報の提供、環境活動の推進等により、みんなが環境のことを考え、行動する「市民環境力」の高揚を図ります。

III 良好な生活環境の形成

多くの人が利用する公園、公共施設、街路などにおける緑化を進めるとともに、公共花壇等の管理団体への支援などにより、花とみどりのまちづくりを進めます。

市民や企業等が環境保全に対する意識を高めることにより、企業活動や市民生活等から発生する大気や水、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等による環境悪化をできる限り低減し、安全で安心して暮らすことができる快適で健康的な生活環境の形成を図ります。

IV 適正なごみ処理の推進

市内で2分化されているごみ処理・回収方法等の一元化に向け検討を進めるとともに、市民と行政が一体となった適正なごみ処理の推進とごみ削減意識の向上を図ります。

また、ごみ分別の「見える化」を促進することで、ごみ分別の取り組みに対する理解を高めるとともに、資源集団回収や生ごみの堆肥化等のリサイクル活動、ごみの減量化・資源化に向けた4R活動(①廃棄物となる物の拒否(リフューズ)、②廃棄物等の抑制(リデュース)、③再利用(リユース)、④再生利用(リサイクル))を促進します。

V 新エネルギーの導入、省エネルギー対策

地球温暖化の防止とエネルギーの効率的な利用を進めるため、エネルギータウン構想に基づき、市街地においては景観に配慮しながら太陽光や太陽熱、風力、バイオマス資源の利用等による再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策を推進します。

新たな面的開発、市街地整備等にあたっては、民間の開発事業者等と協議、連携しながら、スマートコミュニティの導入を検討します。



▲風力発電(落居ウィンドファーム)



▲太陽光発電(榛原庁舎屋上)

③ 教育・福祉等の環境

子どもから高齢者まで、誰もが安心して生活を送るための都市づくりにおける福祉等の環境に関する方針を次のように設定します。

現状・課題

教育施設は、小学校が10校、中学校が3校、高校が2校あります。少子化が進む中で小中学校の児童・生徒数は減少しており、小規模化が進んでいます。

医療施設は、榛原総合病院と地域の開業医が連携して地域医療を支えているものの、榛原総合病院の医師確保や開業医医師の高齢化、新規開業医が少ないなどの課題を抱えています。

今後も少子高齢化が進む中で、都市づくりの観点からも福祉や教育施策と連携しながら、高齢者や障がい者が暮らしやすい都市環境、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援することが求められています。

計画

I 教育・保育施設の充実

児童・生徒の学習環境と安全確保の向上を図るため、将来的な子どもの数の動向を見据えながら、小中学校の配置や規模の適正化を進めます。

また、子ども子育て支援新制度への移行に伴う公立幼稚園の認定こども園化への施設整備や公立保育園の施設の統廃合、再整備及び民営化、放課後児童クラブ等の施設整備を進めます。

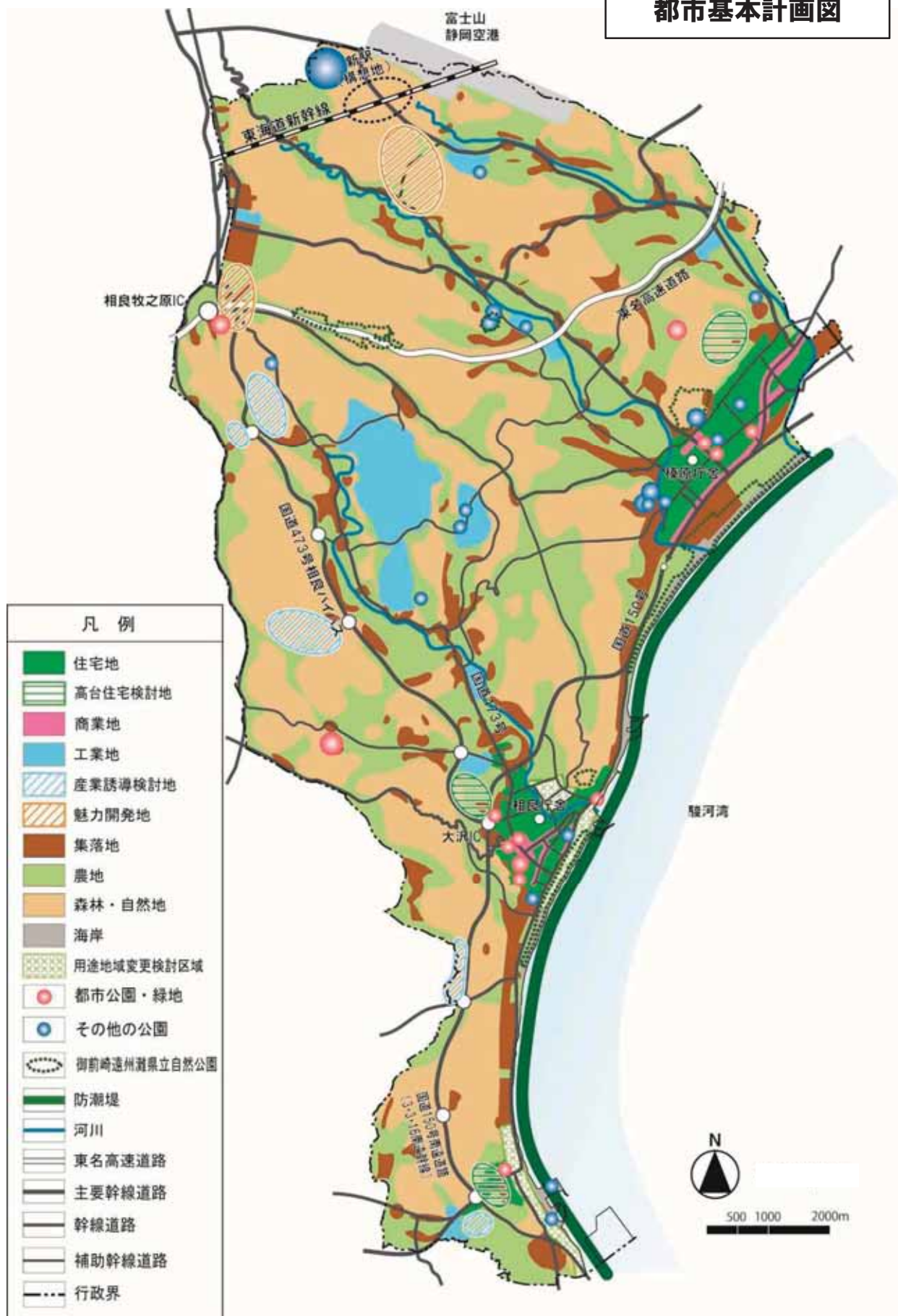
II 福祉・保健・医療施設の機能・ネットワークの強化

高齢者や障がい者等の各種福祉施設や榛原総合病院をはじめとする福祉・保健・医療施設間のネットワークの強化、地域医療体制の充実等を図ります。また、利便性の高い公共交通の確保を進めていく中で、福祉施設や医療機関へ通う高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段の確保を検討します。

III 公共空間のユニバーサルデザイン化の推進

バリアフリー法に基づき、公共建築物、道路、公園、住宅、その他不特定多数の人が利用する民間施設等においてユニバーサルデザイン化を推進し、高齢者や障がい者だけでなく誰もが安全で利用しやすい都市環境づくりを進めます。

都市基本計画図



4 都市整備計画

都市づくりの基本方針に基づき、土地利用、都市施設、都市防災、都市環境の各分野における主な事業等の整備計画を次のように整理します。

※表中の時期欄の「短期」は今後 10 年程度に取り組むもの。「中期」は今後 20 年程度に取り組むもの。「長期又は構想」は今後 20 年以上の長期に渡る計画又は構想。

(1) 土地利用誘導

① 用途誘導

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
都市計画制度	○準都市計画区域の見直し	—	○		
	○相良牧之原 IC 周辺の用途地域	—	○		
	○大江地区の用途地域(住居系用途地域)の見直し	—	○		
	○相良地区、地頭方地区など、津波リスクの高い地域の用途地域の見直し	—	○		

② 面的整備

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
住居系	○既成市街地に近い高台や内陸部への新たな住宅地等の確保	—	○		
工業系	○農村地域工業等導入促進事業(三栗地区)	670 m ² (総面積 57,628 m ²)	○		
	○農村地域工業等導入促進事業(静谷地区)	31,078 m ² (総面積 67,624 m ²)	○		
	○東萩間地区工業団地等整備事業	約 42ha			○(構想)
	○大寄地区開発事業【工場や研究施設などが立地する産業用地の整備】	約 160ha			○(構想)
	○東萩間地区(東萩間 IC 西側)工業用地整備事業	約 4.8ha	○		
	○須々木地区工業用地整備事業	—			○(構想)
	○新庄地区工業用地整備事業	約 20ha			○(構想)
	○新幹線新駅周辺開発構想	—			○(構想)
交通結節点	○東名高速道路相良牧之原 IC 北側開発事業【流通施設や研究施設等の産業交流拠点を整備】	約 28ha	○		

(2) 都市施設整備

① 交通施設

区分	主な整備事業等 ※	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は 構想
主要幹線道路	○3・3・1 榛南幹線(国道150号)の整備 (細江工区)	L=840m	○		
	○3・3・16 南遠幹線(国道150号)の整備 (片浜～大沢)				○
	○(主)吉田大東線(南原ルート)の整備	L=1,200m	○		
補助幹線道路	○都市計画道路整備プログラムの策定	—	○		
	○都市計画道路事業	都市計画決定全体延長			
	3・5・11 中央幹線	L=3,500m	○	○	○
	3・5・12 山の手幹線	L=3,300m			○
	3・4・13 静波1号幹線((一)菊川榛原線)	L=1,010m	○		
	3・5・14 細江1号幹線	L=960m	○		
	3・4・18 海老江平田線	L=1,520m	○	○	
	3・4・19 天の川大江線	L=1,320m		○	
	3・4・20 新町線	L=1,120m	○		
	3・5・22 川向御天所線	L=1,100m		○	
	○道路整備プログラムの策定(見直し)	—	○		
	○産業拠点へのアクセスを改善する道路整備				
	(市)壱丁田北線【新設】	L=773m	○		
	(市)大倉壱丁田線【新設】	L=1,545m	○		
	○減災を目的とする道路整備				
	(市)須々木大溝線【新設】	L=405m	○		
公共交通	○富士山静岡空港新幹線新駅構想	—			○(構想)

※ 主な整備事業欄の道路名称前の(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(市)は市道を示す。

② 公園緑地

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
公園緑地	○緑の基本計画の策定	—	○		
	○津波浸水想定区域の避難地公園の改修	—	○		
	○防災公園の整備	—	○		
	○特別緑地保全地区や風致地区など都市計画制度の活用等による良好な緑地や里山の保全	—		○	
観光・レクリエーション施設	○子生れの郷構想	1,852 m ²	○		

③ 河川、雨水・生活排水処理施設

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
河川、雨水排水処理施設	○二級河川坂口谷川改修工事	—	○		
	○二級河川勝間田川改修工事	—	○		
	○二級河川萩間川改修工事	—	○		
	○その他二級河川	—			○
	○細江地区浸水対策事業（準用河川沢垂川、普通河川中槍川、準用河川白羽川、浜田都市下水路、普通河川福田川の整備等）	—	○	○	
生活排水処理施設	○合併処理浄化槽の普及	—	○	○	○

④ ごみ処理施設及びし尿処理施設、火葬場

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
ごみ処理施設	○新たな「ごみ処理施設」の整備【2つの既存施設の更新や統廃合、新たな配置】 ※「 <u>牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター</u> 」が平成 33 年度に、「 <u>吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター</u> 」が平成 40 年度に焼却炉耐用年数を迎える	—	○※		
し尿処理施設	○新たな「し尿処理施設」の整備【2つの既存施設の更新や統廃合、新たな配置】 ※「 <u>吉田町牧之原市広域施設組合衛生センター</u> 」が平成 26 年度に耐用年数を迎えた。「 <u>東遠広域施設組合衛生センター</u> 」が平成 33 年度に耐用年数を迎える。	—			
火葬場	○新たな「火葬場」の整備【2つの既存施設の更新や統廃合、新たな配置】 ※「 <u>牧之原市御前崎市広域施設組合南遠地区聖苑</u> 」及び「 <u>吉田町牧之原市広域施設組合謝恩閣</u> 」が平成 30 年度に耐用年数を迎える。	—			

※ 関係自治体とごみ、し尿、火葬の将来にわたる処理対応の方針、それに対応する施設整備計画の早期策定に取り組む。

(3) 都市防災整備

① 地震・津波対策

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
津波対策 (防潮堤)	○坂口谷川水門設置	1 箇所	○		
	○防潮堤整備【レベル 1 対策: 平成 34 年度まで】 駿河海岸榛原工区(国土交通省) 榛原港海岸(静岡県・港湾事務所) 相良片浜海岸(静岡県・土木事務所) 相良港海岸(静岡県・港湾事務所) 相良須々木海岸(静岡県・土木事務所) 相良新庄海岸(静岡県・土木事務所)	L=784m L=1,865m L=2,414m L=4,185m L=4,110m L=516m	○ ○ ○ ○ ○ ○		
	○みどりの防潮堤整備構想【レベル 2 対策】 駿河海岸榛原工区(レベル 1 防潮堤背後地) 榛原港海岸(レベル 1 防潮堤背後地) 相良片浜海岸(レベル 1 防潮堤背後地) 相良港海岸(レベル 1 防潮堤背後地) 相良須々木海岸(レベル 1 防潮堤背後地) 相良新庄海岸(レベル 1 防潮堤背後地)	L=784m L=1,865m L=2,414m L=4,185m L=4,110m L=516m			○(構想) ○(構想) ○(構想) ○(構想) ○(構想) ○(構想)
	○海岸保全施設整備事業(地頭方漁港海岸)【護岸、胸壁、陸間の海岸保全施設の嵩上改良】	L=1,185m	○		
	○減災を目的とする道路整備 市道須々木大溝線【新設】 【再掲(92 ページ)】	L=405m	○		
	○都市防災総合推進事業【津波避難タワー: 9 箇所、津波避難ビル: 1 箇所、防災公園: 1 箇所、いのち山: 1 箇所、避難地・避難路: 20 箇所 等】	—	○		
地震対策 (ため池)	○ため池の耐震点検、耐震化、ハザードマップ作成	30 箇所 (県アクションプラン)	○		

② 水害・土砂災害対策

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は 構想
水害対策	○二級河川坂口谷川改修工事 【再掲(93 ページ)】	—	○		
	○二級河川勝間田川改修工事 【再掲(93 ページ)】	—	○		
	○二級河川萩間川改修工事 【再掲(93 ページ)】	—	○		
	○その他二級河川 【再掲(93 ページ)】	—			○
	○細江地区浸水対策事業(準用河川沢垂川、普通河川中槍川、準用河川白羽川、浜田都市下水路、普通河川福田川の整備等)【再掲(93 ページ)】	—	○	○	

(4) 都市環境整備

① 都市景観

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
都市景観	○ <u>景観計画の策定、景観条例の制定</u>	—	○		
	○市街地、工業団地、幹線道路沿道等における緑化等による修景	—	○	○	○
	○景観づくり活動や美化活動等に対する市民や地域等の参加の促進	—	○	○	○

② 都市環境

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
都市環境	○ <u>牧之原市環境基本計画(計画期間:平成28年度)の見直し、見直し後の環境基本計画の推進</u>	—	○		
	○ <u>牧之原市エネルギータウン構想の推進</u>	—	○	○	○

③ 教育・福祉等の環境

区分	主な整備事業等	規模等	時期		
			短期	中期	長期又は構想
教育・福祉等の環境	○小中学校の配置や規模の適正化	—	○		
	○公立幼稚園の <u>認定こども園</u> 化への施設整備、公立保育園の施設の統廃合、再整備及び民営化	—	○		
	○ <u>放課後児童クラブ</u> 等の施設整備	—	○		
	○公共建築物等の <u>ユニバーサルデザイン</u> 化	—	○	○	○

都市整備計画図

